

令和6年第1回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
第1日(3月5日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の施政方針説明	6
議案第 1 号 与論町大金久海岸公園の設置及び管理に関する条例	18
議案第 2 号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第 3 号 与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	24
議案第 4 号 与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	25
議案第 5 号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例	27
議案第 6 号 与論町多目的運動広場設置及び管理に関する条例を廃止する条例	28
議案第 7 号 与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	29
議案第 8 号 令和5年度与論町一般会計補正予算(第10号)	31
議案第 9 号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	37
議案第10号 令和5年度与論町介護保険特別会計補正予算(第4号)	39
議案第11号 令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	42
議案第12号 令和6年度与論町一般会計予算	43
議案第13号 令和6年度与論町国民健康保険特別会計予算	44
議案第14号 令和6年度与論町介護保険特別会計予算	45
議案第15号 令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	46
議案第16号 令和6年度与論町と畜場特別会計予算	46
議案第17号 令和6年度与論町水道事業会計予算	47
議案第18号 令和6年度与論町下水道事業会計予算	47
特別委員会設置及び委員の選任について	48

議案第 19 号	与論町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画策定について	49
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 9 号））	50
同意第 1 号	与論町教育委員会委員の任命について（中野貴志）	52
同意第 2 号	固定資産評価員の選任について	53
散 会		54

第 2 日（3 月 11 日）

一般質問		58
南 有隆君		58
喜山康三君		72
林 隆壽君		88
林 敏治君		99
大田英勝君		113
散 会		121

第 3 日（3 月 14 日）

議案第 12 号	令和 6 年度与論町一般会計予算	127
議案第 13 号	令和 6 年度与論町国民健康保険特別会計予算	127
議案第 14 号	令和 6 年度与論町介護保険特別会計予算	127
議案第 15 号	令和 6 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	127
議案第 16 号	令和 6 年度与論町と畜場特別会計予算	127
議案第 17 号	令和 6 年度与論町水道事業会計予算	127
議案第 18 号	令和 6 年度与論町下水道事業会計予算	127
議案第 20 号	令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 11 号）	130
議案第 21 号	令和 5 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	132
陳情第 11 号	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）	133
陳情第 1 号	与論町学校歯科医の報酬に関する陳情（総務厚生文教常任委員長報告）	134
陳情第 2 号	川内原発 20 年延長に関する陳情書（環境経済建設常任委員長報告）	135
陳情第 3 号	奄美群島内の空港・港湾の「特定利用空港・港湾」指定に反対する陳情書（環境経済建設常任委員長報告）	135

発議第 1 号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書 (林隆壽議員ほか2人提出)	137
議員派遣の件	138
閉会中の継続審査・調査について	139
閉 会	139

令和6年第1回(3月)定例会会期日程		
月 日	曜 日	日 程
3月5日	火	全員協議会 本会議(開会、施政方針、議案審議) 予算審査特別委員会(令和6年度事業予定箇所調査) 常任委員会
3月6日	水	予算審査特別委員会
3月7日	木	予算審査特別委員会
3月8日	金	常任委員会
3月9日	土	
3月10日	日	
3月11日	月	本会議(一般質問) 常任委員会
3月12日	火	
3月13日	水	予備日(議事整理日)
3月14日	木	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和6年第1回与論町議会定例会

第 1 日

令和6年3月5日

令和 6 年第 1 回与論町議会定例会会議録
令和 6 年 3 月 5 日（火曜日）午前 9 時 0 0 分開会

1 議事日程（第 1 号）

開会の宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 町長の施政方針説明

第 5 議案第 1 号 与論町大金久海岸公園の設置及び管理に関する条例

第 6 議案第 2 号 与論町会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

第 7 議案第 3 号 与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

第 8 議案第 4 号 与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

第 9 議案第 5 号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例

第10 議案第 6 号 与論町多目的運動広場設置及び管理に関する条例を廃止する
条例

第11 議案第 7 号 与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関
する条例を廃止する条例

第12 議案第 8 号 令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 1 0 号）

第13 議案第 9 号 令和 5 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

第14 議案第 1 0 号 令和 5 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

第15 議案第 1 1 号 令和 5 年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2
号）

第16 議案第 1 2 号 令和 6 年度与論町一般会計予算

第17 議案第 1 3 号 令和 6 年度与論町国民健康保険特別会計予算

第18 議案第 1 4 号 令和 6 年度与論町介護保険特別会計予算

第19 議案第 1 5 号 令和 6 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

第20 議案第 1 6 号 令和 6 年度与論町と畜場特別会計予算

第21 議案第 1 7 号 令和 6 年度与論町水道事業会計予算

第22 議案第 1 8 号 令和 6 年度与論町下水道事業会計予算

第23 特別委員会設置及び委員の選任について

第24 議案第 1 9 号 与論町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画策定につい
て

第25 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第9号））

第26 同意第 1 号 与論町教育委員会委員の任命について（中野貴志）

第27 同意第 2 号 固定資産評価員の選任について

2 出席議員（10人）

1 番 吉 田 剛 君	2 番 南 有 隆 君
3 番 林 敏 治 君	4 番 林 隆 壽 君
5 番 喜 山 康 三 君	6 番 福 地 元一郎 君
7 番 大 田 英 勝 君	8 番 野 口 靖 夫 君
9 番 原 栄 徳 君	10 番 沖 野 一 雄 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長 田 畑 克 夫 君	副 町 長 山 下 哲 博 君
教 育 長 中 山 義 和 君	総務企画課長 町 本 和 義 君
会計管理者兼会計課長 朝 岡 芳 正 君	税 務 課 長 久 野 泰 司 君
町民生活課長 龍 野 勝 志 君	健康長寿課長 林 末 美 君
産 業 課 長 堀 田 哲 也 君	耕 地 課 長 竹 村 栄 作 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 裾 分 望 嗣 君
水 道 課 長 仁 和 男 君	環 境 課 長 大 馬 福 徳 君
教育委員会事務局長 川 上 嘉 久 君	与論こども園長 吉 田 朋 子 君
茶花こども園長 富 千加代 君	児童発達支援センター副所長 川 北 英 代 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 林 健太郎 君 書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午前9時00分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） ただいまから令和6年第1回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（沖野一雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番林隆壽君、8番野口靖夫君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（沖野一雄君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの10日間にしたい
と思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月14日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（沖野一雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局
長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表の
とおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（林 健太郎君） 諸般の報告をいたします。

教育長から教育委員会活動の点検・評価報告書、監査委員から令和6年1月分の
例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告
書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、12月の定例会の内容を特集した「よろんちょう
議会だより第150号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業
に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げ
ます。

以上で報告を終わります。

○議長（沖野一雄君） これで諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第４ 町長の施政方針説明

○議長（沖野一雄君） 日程第４、町長の施政方針の説明を求めます。

田畑町長。

○町長（田畑克夫君） おはようございます。これより令和６年度施政方針を述べさせていただきます。

令和６年１月１日に発生した能登半島地震により亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げます。また、家屋の倒壊や水道、電気、インフラ施設等の甚大な被害に見舞われ、厳しい生活をされている被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。

被災者の救済と復興支援に御尽力されている方々に深く敬意を表するとともに、被災地域の皆様の安全と、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

はじめに、本日、令和６年第１回与論町議会定例会の開会に当たり、新年度における町政運営の基本的方針及び当初予算の概要等について申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

昨年、与論町の少子高齢化の現状をはじめとした、地域社会が直面している課題に大きな危機感を抱き、この与論島の未来を生きる世代に、より良い形で残したい、そのために人々がお互いに力を合わせながら、大きくチャレンジできる島づくりの一助になればとの思いから、与論町長選挙に立候補いたしました。ありがたくも町民の皆様から温かい御支援と信任を賜り、与論町長としての重責を深く受け止め、町民の皆様とともに安心・安全で住みやすい町づくりに全力で取り組んでまいりたいと思います。

世界を見渡すと、今もなお続くロシアによるウクライナ侵攻と対ロ経済制裁による世界経済の低迷が続き、さらには中東情勢の不安定により、海上輸送による物流の停滞は円安とともに輸入品が値上がりし、エネルギーや食料など生活必需品の高騰が家計や地域経済に大きな影響を与えています。

一方で、島内においては担い手不足による産業の衰退や社会機能の低下、この島にしかない環境や文化の消滅の危機など、進行する少子高齢化等の深刻な課題が多く存在している現状にあります。中でも本町の出生数は平成２６年の５１人を境として、それ以降５０人を下回る出生数となり、近年は３０人前後と減少が続き、より一層深刻さを増しています。これらの出生数及び若年層の人口減少は、この島の暮らしの存続を直接的に脅かす重要な問題であるとともに、国の政策においてもそ

の対応が重要性を増している深刻な課題です。

こうした少子高齢化や人口減少対策を、他の自治体の事例や国・県の施策動向を十分に収集、検討し、状況に即した最適な対策を講じる必要があります。そのために官民連携しながら、新しい感性や大胆な発想アイデアを積極的に取り入れ課題解決を図り、活力に満ちた島づくりを目指したいと考えています。

現在、第6次与論町総合振興計画第1期（令和4年度～令和5年度）に係る評価及び第2期（令和6年度～令和8年度）に向けた見直し作業を進めています。私は、与論町第6次総合振興計画「想いどう力・あなたの想いが島の力になる」を基本理念に、「島に対岸はない」と考え、今を生きる私たち全てが自分ごととして受け止め、お互いが持つ島の想いや提案、要望に耳を傾け合いながら、より良い与論の未来に向けた取り組みを選択し実践してまいります。

第1点目は「未来へ繋ぐ：10年後、飛躍する島づくり」、第2点目が「今を豊かに：安心して暮らせる仕組みづくり」、第3点目が「宝を守る：ここにしかない伝統と自然を次世代に繋ぐ地域づくりと教育の推進」です。この3つを柱として政策の実現に向けて取り組んでまいります。

第Ⅰ 未来へ繋ぐ：10年後、飛躍する島づくり

はじめに「未来へ繋ぐ：10年後、飛躍する島づくり」について申し上げます。

1 子育て政策

喫緊の課題である出生数の増加に向けた対策として次のとおり出産及び子育て応援施策等の強化に取り組みます。

①「子育て支援対策」

まず、本町における少子化・子育て支援に関する施策の検討及び推進を担う「こども未来推進室」を設置し、当事者である子育て世代や各支援団体等と連携し、ニーズや意見を幅広く収集し政策の錬磨を図ります。また、妊娠、出産、子育て支援に関する情報をわかりやすく取りまとめた「子育て支援ハンドブック（仮称）」等の作成を行い、子育て支援に係る情報提供の充実を図ります。

②「子ども医療費の無料化」

18歳までの子ども医療費の自己負担分を住民税課税世帯についても非課税世帯と同様に全額助成するとともに、課税世帯に対する現物給付方式の導入を推進します。

③「通院旅費補助事業の創設」

鹿児島県の令和6年度からの新規事業を活用し、島外の医療機関に通

院・入院が必要な子供に係る通院旅費補助事業を創設します。

④「安心して妊娠出産できる環境づくり」

妊娠期から子育て期において切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの運営を行う中で、産前産後サポート事業を実施し、妊娠時、出産時に出産・子育て応援補助金を支給いたします。そのほかにも、島外における妊婦健診・出産の際の宿泊費及び交通費に対する公費助成制度の実施、妊婦健診に対する公費助成の実施、医療支援を必要とする乳児に対する養育医療費の給付や、島外での特定不妊治療を受診する際の宿泊費及び交通費に対しての離島地域不妊治療支援事業による公費助成の実施を引き続き行います。

⑤「地域ぐるみの子育て支援体制の充実」

子供が安心して過ごせる居場所づくりとして「子ども第三の居場所」等の整備を推進してまいります。

⑥「かごしま出会いサポートセンターの利用促進」

若者の出会い支援や結婚相談を行っている「かごしま出会いサポートセンター」の利用促進や広報の強化を図ります。

⑦「こども家庭センターの設置」

現在、保健センターに設置されている「子育て世代包括支援センター」をステップアップし、妊産婦、子育て世帯、子供が気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関となる「こども家庭センター」の設置に向けた準備を進めます。

第Ⅱ 今を豊かに：安心して暮らせる仕組みづくり

続いて2点目の「今を豊かに：安心して暮らせる仕組みづくり」について申し上げます。内容としましては、持続的に稼ぐ島づくり、健康づくりの推進、くらしを守る対策についてです。

1 持続的に稼ぐ島づくり

1つ目に「商工・観光分野」として持続可能な観光地づくりです。

まずは、「商工分野」の新しい「稼ぐ力」の創出です。町内で新しいビジネスチャンスを活かし持続的に稼ぐ力を創出するため、新たに設立した創業支援協議会を通じて、創業前の機運醸成から創業後の経営支援に至るまでの支援体制を充実させ、新規創業者の確保・育成に努めてまいります。

また、ヨロン島観光協会のワンストップ支援体制の強化を図り、商工観光事業者等が安心して特産品開発や販売に取り組める環境を充実させるとともに、飲食店や宿泊施設等における地元産品の利用促進やメニュー開発支援等

により、観光地としての「食」の魅力化と島内産業への経済波及の最大化に努めます。

次に、「観光分野」では国際基準（G S T C）に基づく持続可能な観光地づくりです。

島の「社会経済」「文化」「環境」の持続性に配慮しつつ、推進組織であるヨロン島観光協会等と連携して、観光を通じた地域経済への波及効果の最大化を目指して、以下のことに取り組んでまいります。

- ①推進主体となるヨロン島観光協会の自立とDMO化に向けた体制強化や自主財源の確保等の重点支援を引き続き実施してまいります。
- ②G S T C（持続可能な観光の国際基準）に基づき策定した観光客や観光事業者向けのガイドライン等の普及・推進を図るとともに、ハード面においても観光庁事業や奄美群島成長戦略推進交付金等を活用し、前述のガイドラインや新しい観光ニーズに対応するための観光施設の改修等の事業者支援に取り組んでまいります。
- ③美しい海や星空のほか、食や産業、歴史文化、島人との交流などといった「ありのままの島の日常」を活かした観光コンテンツの造成と運用体制の強化に取り組み、周年を通じた誘客と滞在日数や消費額の増加に努めてまいります。
- ④サザンクロスセンターやゆんぬ体験館の魅力化や、新たに大金久海岸に整備予定の渚の交番と周辺施設の指定管理委託を進めることにより、民間の活力も活用した魅力と賑わいのある観光拠点の整備に努めてまいります。
- ⑤大型テーマパークの開業が予定されている沖縄北部の自治体や交通事業者等との連携を強化・拡充し、広域連携による誘客と効果的な情報発信に努めてまいります。
- ⑥宿泊データ集計分析システム等を活用した観光データの収集・活用のほか、インフルエンサーやリピーターとも連携し、効率的・効果的な情報収集や情報発信に努めてまいります。

最後に、持続的な観光の推進に必要な安定財源を確保するため、観光事業者が一体となった「旅先納税」の推進や法定外目的税等の新たな観光財源の導入についてもあわせて検討を進めてまいります。

2つ目に「農水産業分野」として、商品の高付加価値化及び生産コスト圧縮による生産性の向上を図り、農水産業従事者の所得向上を推進してまいります。

①農業の振興

日本の農業を取り巻く環境は、長引く不安定な世界情勢の影響による燃油・資材価格高騰等の影響により、農業全般における生産コストの上昇に加え、消費や流通が大きな変革を迎える中で、生産農家の高齢化等に起因する担い手不足の問題など、これからの農業のあり方についても対応が迫られています。

このような中であって、本町の農業を取り巻く環境は依然として厳しく予断を許さない状況ですが、今後の産業振興を見据えた施策の推進に向けた国・県への働き掛けや連携を継続し、安定産地としてのブランド化、リレー出荷など「競争力のある強い産地づくり」を目標に、さとうきび、畜産、輸送野菜、花き、果樹を重点品目とする複合経営の推進を継続してまいります。

さとうきび振興につきましては、単収の向上を図るため糖業振興会の助成事業や国・県事業の活用等により、引き続き増産計画に基づく振興策を進めてまいります。

さとうきび経営の基盤強化として、認定農業者・担い手農家の育成や農地情報を有効活用した農地集積等を含めた経営規模拡大に対する支援、生産安定対策として積極的な水利用の推進、堆肥を有効活用した土づくりによる単収向上と適期管理作業等を含めた機械化一貫体系を行える受委託調整組織の設立・運営支援に努めてまいります。

生産技術対策として、単収向上と省力化に向けた栽培技術の実証と普及、地域特性やほ場条件に適した品種の選定及び普及、調苗班の育成、病虫害防除対策を推進してまいります。また、耕畜連携を推進し、限られた農地面積における農地の有効活用と土づくりの推進のため畜産農家と連携した耕畜連携体制の確立に努めます。

畜産の振興につきまして、現在、国内の畜産業においては、長引く景気の悪化や需要の低迷に加え、飼料や資材、燃油などの生産コスト全般の高騰により全国的に経営状況が悪化しており、また、本町においては、離島という更なる条件不利性も加わり、非常に厳しい状態が続いており、農家の生産意欲減退が懸念されています。このことから農家経営の安定を図るための施策を進めるとともに、環境に配慮した畜産環境の整備を行い畜産振興に努めてまいります。

優良飼料作物種子導入助成やかん水器具等購入費一部助成を継続して行い、低コスト飼料の確保と粗飼料自給率の向上を図り、生産コストの

低減に努めます。

衛生環境の充実については、堆肥舎や畜舎整備への一部助成及び環境資材導入費の一部助成、敷料供給による畜舎環境の改善を進めるとともに、防疫対策の徹底を進めてまいります。

また、耕地面積の少ない本町における農地の有効活用と良質堆肥による土づくりの推進のため、さとうきび作等耕種農家と連携した耕畜連携の更なる推進に努めます。

次に、園芸の振興につきましては、輸送野菜の生産拡大・品質向上のためのさといも優良種子導入及び自家種芋確保対策、トンネル資材並びにパイプハウス等の園芸施設導入事業等を継続するとともに、生産関連作業委託費等の一部助成、生産技術及び生産体系確立のための各種講習会や研修会等の実施、農林水産物輸送コスト支援事業等による輸送費支援等を行い、園芸農家の経営基盤強化に努めてまいります。

果樹及び特産作物については、生産振興並びに新技術・新品目導入の検討やIPM（総合的病害虫・雑草管理）技術など新たな取り組みを用いた病害対策の実証と、持続可能な営農体系の構築を図ってまいります。

担い手農家の育成と確保につきましては、担い手農家・認定農業者の所得向上、経営改善を図るための各種研修会を実施するとともに、新規就農者の確保と育成、支援を進めてまいります。

その他、実質化された人・農地プランの推進に向けた地域計画の策定を進め、将来懸念される農業問題の解決に向け、農地の集積集約を図るため各集落における意向調査及び話し合いを実施してまいります。

環境保全型農業の推進につきましては、耕種農業において環境配慮型の技術である太陽熱消毒の普及や低コスト品目品種の検討を重ねるとともに、有機認証農家やエコファーマーの育成及び農林水産物認証取得を推進し、農業生産物の高付加価値化に努めてまいります。

②水産業の振興

本町の水産業は、漁業者の高齢化や水産資源の減少などの問題に加え、燃油をはじめとする漁業活動に係る経費の高騰が漁業者の負担となっています。

これまで主要品目のソデイカや豊漁時期の一斉出漁の際に、一時的に氷不足が発生し安定した氷の供給が行えないという問題がありましたが、奄振事業を活用し、製氷能力向上を含めた施設更新を実施し、安定的な氷の供給体制を整えることができました。今後とも漁業活動体制の向上

による更なる水産業振興に向けた支援を、与論町漁協をはじめとする水産事業者と緊密に連携を図りながら実施してまいります。

水産資源の持続可能性の確保に係る施策については、継続して実施している国の離島漁業再生支援交付金を活用した事業を推進し、藻場造成など水産資源の回復への取り組みを推進してまいります。

水産物の輸送等に係る事業者負担の軽減については、令和6年度より適用範囲が拡充されました農林水産物等輸送コスト支援事業を活用し、輸送・流通経費の負担軽減策を実施し、漁家の経営安定及び販路拡大による所得の向上を図ってまいります。

③特産品開発の推進

島内で生産される農畜産物等の資源の有効活用を積極的に推進するとともに、消費拡大と「食」を活用した産業の多角化を図り、観光産業等と連携した商品開発に努めてまいります。

また、原料の確保や販路開拓も重要であることから、原料の生産体制の強化や市場調査などの情報収集など農商工連携による体制づくりに取り組み、農水産物の6次産業化による消費拡大と奄振事業等も活用した特産品開発の促進を図るとともに、特産品開発支援センターの活用による事業者育成、加工技術の向上及び商品開発、市場調査や研修会の開催等による生産基盤の確立を進めてまいります。

2 健康づくりの推進

①「健康づくりの推進」

町民の健康づくりに関する長期ビジョン「健康よろん21（第2次与論町民健康づくり計画）」に基づく、健康づくり事業・施策の実施を進めてまいります。

②「互いに支え合う福祉環境の充実」

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護や介護予防、生活支援等を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、事業者だけでなく住民等が参画するような多様なサービスの構築に取り組みます。

また、引き続き敬老バス無料乗車券及びタクシー乗車券による高齢者等の交通弱者支援を行ってまいります。加えて高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業の実施、全ての地域住民を対象とする包括的支援体制の整備を行っていく重層的支援体制整備事業を進めてまいります。

3 くらしを守る対策

①「水道事業」

水道事業については、人口減少に伴う使用量の減少、老朽施設の更新増加を見越し、公営企業として経営の安定を図るとともに、安全な水道水の安定供給に向けて次のことに取り組んでまいります。

アセットマネジメント・簡易耐震化診断をもとにした将来に向けた基本計画の作成を進めます。浄水場の機能維持を図るためにイオン交換膜の洗浄取替・監視システムの更新・淡水化施設の保守点検を行い、水質の安定に努めます。有収率の向上のため流量計を活用した流量調査及び漏水調査を進めながら、建設改良工事による老朽管の更新に努めてまいります。

また、下水道事業については、令和6年度からの公営企業への移行に伴い、今までの農業集落排水事業特別会計から下水道事業会計への円滑な移行を進めてまいります。排水処理施設の機能強化対策事業による施設機械更新を進めながら、既存施設の点検整備を図り、放流水質の適正管理による環境保全に努めてまいります。

②「情報提供・情報共有の推進」

現在、アプリを活用した情報発信の整備を進めています。これにより、避難勧告などの緊急情報やイベントの告知、その他緊急のお知らせなど、リアルタイムで大勢の方々が即時に取得できるよう取り組んでまいります。

③「住宅整備の推進」

喫緊の課題である住宅不足解消に向けて、新規の公営住宅整備や空き家改修事業、住宅整備支援補助事業の継続とともに、設計・施工・維持管理運営を一体的に委託することにより、事業コストの削減が期待できる官民連携による事業導入など、さまざまな手法を取り入れながら整備を進めてまいります。

④「防災・災害体制」

台湾有事が緊迫する中、本町の防衛体制は第12普通科連隊国分駐屯地から奄美駐屯地の部隊に管轄が移行することを踏まえ、奄美駐屯地部隊の訓練誘致や沖縄陸上自衛隊、第15旅団との連携をより一層深め、有事の際の対応、災害時の対応の再確認を図ってまいります。

災害対策については、町の総合防災訓練を実施するため、令和6年度は令和5年度中に配布する防災マップを活用し、自主防災組織や各学校を中心とした津波避難訓練を実施するとともに、低地に居住を置く要援護者の個別避難計画の策定を進めてまいります。

また、B&G財団が展開する「防災拠点の設置及び災害相互支援体制構

築事業」を活用し、本町での発災時や他市町村での発災時に、現場の対応や派遣人材の育成に取り組んでまいります。

本町の実難時における人命を守るため、事故発生時の対応や連絡体制の確認など平時における各関係事業者の意思の疎通を構築するとともに、水難救済会の組織体制の見直しも図ってまいります。

⑤「航路・空港路輸送に係る欠航・抜港・条件付き運航対策」

本町における航路・航空路輸送は、外海離島である本町の社会経済活動を支える生活路線として重要な役割を担っています。航路・航空路輸送における定常運航の向上に向けた対策については、まず町民の皆様の御意見を幅広く伺いながら、鹿児島県及び関係する中央省庁、並びに輸送事業者等と引き続き連携しながら、問題の背景にある要因の精査や、航路・航空路それぞれの分野における対策に取り組んでまいります。

第Ⅲ 宝を守る：ここにしかない伝統と自然を次世代に繋ぐ地域づくりと教育の推進

続いて3点目の「宝を守る：ここにしかない伝統と自然を次世代に繋ぐ地域づくりと教育の推進」について申し上げます。具体的な内容につきましては、景観条例の策定及び未来を担う教育の推進についてです。

1 景観条例の策定

近年、移住者や島外資本による土地取得や住宅・ホテル建設が増加傾向にあり、与論島の美しい景観と文化・風習を損なう恐れがあります。特に、国立公園内海岸隣接地の風光明媚な景勝地に、ホテルや個人の住宅が立ち並ぶと、昔ながらの原生林や与論島の財産である美しい景観が失われます。与論町の共有財産である美しい景観を守り、次世代の子供たちに残せるよう、与論町景観条例の制定並びに与論町景観計画の策定に向け準備を進めているところであり、令和6年度中に制定したいと考えています。

また、与論町景観計画に即した与論町景観マスタープランを策定し、その中で自然公園内地区と景観重点地区（海岸周辺地域、昔ながらの景観保護地域）及び一般景観保護地区（集落住宅地域、農業振興地域）と商工水産業振興地区（商店街活性化推進地域）等に分け、建築工作物の高さや規模・色・デザイン・植栽等が与論町の景観と調和のとれたまちづくりを目指します。

2 教育・文化

本町の教育を推進する上で、日本国憲法及び教育基本法の理念や学習指導要領の趣旨を踏まえ、県の教育方針、与論町教育大綱に基づき、グローバル化、少子高齢化、高度情報化など変化の激しい社会に即応できる能力の伸長

を図り、「教育は総合力」という考えのもと、バランスのとれた人間の育成に努めます。

また、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、「個性が輝き 島が輝く 誠の教育」～最南端は最先端～をキャッチフレーズに「夢や希望をもち、粘り強く学び、困難を乗り越えたくましく生きる人間の育成」を目指す教育を推進し、各学校の自主的な教育活動を支援し、最先端の教育の具現化と発信に努めます。

そのために、教育委員会の活性化を図り、1「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」2「社会の変化に対応し、自立する力を育む教育の推進」3「信頼され、地域とともにある学校づくりの推進」4「地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進」5「生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興」を重点施策として掲げ、教育行政の充実を図ります。

3 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

変化の激しい社会を共に助け合い生き抜いていく上で必要な、他人を思いやる心や感動する心、夢や理想を持ち、粘り強く学び続ける人間の育成に努め、豊かな人間性の礎となる体力・気力を醸成する教育を推進します。

4 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進

子供たちが変化の激しいこれからの社会に適切に対応して生きるために、主体的・対話的で深い学びを充実させ、学力における基礎・基本を確実に身につけさせるとともに、自ら学び、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する能力や表現力を伸ばす教育環境整備を推進します。

特に、与論町の教育の特色である海洋教育については、この島に生まれた子供たちが、こども園から小中高まで一貫した教育体制の中で地域を支える次世代人材として広く活躍できるよう、従来の海洋教育において取り組まれてきたプログラムをさらに強化し、地域との連携を推進するとともに、子供たちの非認知能力を伸ばす教育、教育カリキュラムの魅力化など、本町の教育環境の更なる拡充に取り組んでまいります。そのためには小・中・高校の接続と、学校・地域の連携をますます強化し、探求学習の充実を目指します。そして、海洋教育を充実させることによって、与論の子供たちの自己肯定感や粘り強さ、島を愛する心や社会貢献意欲などを高めていきます。

学力面では、特に、個別指導や自主学習の推進を図り、学習指導要領の趣旨に基づく、学びに向かう力の醸成に努めます。

また、本町で継承されている伝統文化を尊重し、それらを育んできた郷土や国を愛し誇りに思う誠心を養うとともに、望ましい勤労観・職業観を身に

つけさせます。

さらに、デジタル教科書やＩＣＴを活用し、地理的不利性を解消するとともに、個別最適な学びに応じた教育の推進に努めます。

5 信頼される学校づくりの推進

信頼される学校づくりのために、保護者・地域住民から学校教育に対して幅広く意見を聴き、意見交流が行える、開かれた学校づくりを推進します。また、教職員の資質向上に努め学校運営を充実させるとともに、ＰＴＡ活動の活性化を通して保護者・地域との連携を深め、安全・安心な学校づくりを推進します。

新給食センター整備については、ＰＦＩ等を活用した財源確保の可能性調査を行い、基本構想を策定します。

さらに、老朽化した学校施設の整備について対策を進めます。

また、こども園、小学校、中学校、高等学校が連携を緊密にし、幼児教育、学校教育、家庭教育の一貫した取り組みの推進を図るとともに、幼児、児童生徒の健やかな成長を促進するために関係機関との連携を推進します。そして、小中学校の児童生徒数に伴う学級数減少の歯止めや、中学校・高等学校全学年２学級維持と一人一人の進路実現のために、魅力ある学校づくりの推進、与論町ふるさと留学制度の啓発等に努めます。

6 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

人づくりは、家庭はもとより、地域が担う役割が大きいものです。

子供を「島の宝」として地域で育てる風土を生かし、スポーツ、文化活動等に関わる関係団体・機関、連盟、ＰＴＡ・子ども会活動の活性化と充実を図り、体育・スポーツ、伝統・文化的な地域行事を通して、地域全体で子供を守り育てるための取り組みを推進します。その１つとして、県内でも先駆的な取り組みとして注目されている、与論中学校の部活動の地域移行を一層充実し、学校と地域が連携したスポーツ環境・文化芸術環境づくりを進めます。

7 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

町民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所でスポーツや文化等について学べる環境づくりを目指します。

郷土の伝統文化や文化財を守り育て、さまざまな芸術に親しむことは、豊かな心の育成や地域創造につながることであり、文化活動の推進、文化財保存・伝承活動の充実に努めます。

与論城跡の国指定に向けた調査事業は、令和５年度で終了しましたが、令和６年度からは、調査成果をもとに指定に向けた準備作業を進めてまいります。

予算の編成。

次に、令和６年度予算について概要を御説明いたします。

本町の令和６年度一般会計当初予算につきましては、子ども・子育て支援事業、住宅整備事業、道路改良事業、塵芥処理費などの施策に重点化した予算編成となり、対前年度比５．２％増の５１億３１５１万１０００円の規模となっています。

厳しい財政運営が見込まれる状況ではありますが、さまざまな手段を講じ、歳入の確保に努めるとともに、経常経費の節減対策に努め、あわせて事業の見直しと再構築を行い、限られた財源の効果的な活用を図ったところです。

また、特別会計については、国民健康保険（事業勘定）事業、と畜場、介護保険事業、後期高齢者医療事業の合計で、前年度比９．０％増の１５億９４７９万円となっています。

水道事業会計については、前年度比２．６％増の１億７１９８万５０００円、下水道事業会計が５７７６万４０００円となっています。

これらの一般会計、特別会計、企業会計をあわせた予算総額は６９億５６０５万円で、前年度に比べて４．８％の増額となっています。

なお、予算編成の過程で生じた財源不足については、財政調整基金から２億４４８万円を繰り入れています。

むすびに。

以上、令和６年度の主な施策の概要等について申し上げましたが、「第６次与論町振興計画」における将来像「お互いを知り、学びを深め合う島」、「力を合わせ、チャレンジする島」、「豊かな自然と暮らしを未来へつなぐ島」の実現に向け、それぞれの分野における各種施策を着実に進め、与論町に関わる全ての皆様が安全で安心して暮らすことができる、そして、与論に住んでみたい、住み続けたい、子育てをしたいと思っていただけるまちづくりに取り組んでまいります。

町議会をはじめ、町民の皆様方の一層の御理解と御指導・御鞭撻を衷心より重ねてお願いを申し上げまして、令和６年度の施政方針とさせていただきます。

誠に御清聴ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 町長の施政方針の説明を終わります。

ここで、暫時休憩をします。９時５５分から再開します。

—————○—————

休憩 午前９時４６分

再開 午前9時54分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第1号 与論町大金久海岸公園の設置及び管理に関する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第5、議案第1号「与論町大金久海岸公園の設置及び管理に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第1号、与論町大金久海岸公園の設置及び管理に関する条例の提案理由を申し上げます。

本案は、国立公園に指定されている大金久地区において、キャンプ場や町営コテージ村、大金久遊歩道等の施設の整備や利用を円滑に進めるため提案するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この条例については、全協でいろいろすったもんだがあったのですが、私は基本的には賛成です。それでこの条例の中についてお聞きしたいのは、こういう第3条の施設があるのですが、これのただコテージだけとか言葉だけではなくて、ここはいわゆる1つの開発に対しては一定の歯止めが必要だと思うのですよ。それで、分けをどういう形でこの範囲内でやるとかですね、その辺をきちんと運用するときには厳格にやっていただきたい。またこれができることによって、今あまり管理がしっかりされていけませんので、管理がしっかりできるように努めていただきたいと、以上、要望してよろしく申し上げます。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ちょっと疑問があるのですが、この本条例に対しての反対の立場から質問するわけではございません。それはあらかじめ申し上げておきます。そこで、なぜこの質問をするかといいますと、条例というものは、これはもう決めたらこれに従っていただかなければならない。非常に基本的な我が町の基本ですから、詳しいことをちょっと質問させていただきます。まず、この大金久海岸一帯は御存じのように、百合ヶ浜というのはラムサール条約にも匹敵するぐらいの風光明媚な

自然景観を有する産物です。この大金久海岸一帯は誰が見ても、南側から見ても北側から見ても、これはもう風光明媚な非常に自然遺産に匹敵する、そういう地域一帯です。そこでなぜこういうことを言うかといいますと、この一帯の施設等を指定管理するということは非常に大事なことです。指定管理をして、管理運営させるということは非常にいいことだと私も思います。ですが、この指定管理をしたことによって、勘違いしてですね、ここが一番大事です、勘違いして全部が全部この大金久海岸一帯の公園地帯を、我が物顔にしてもらったら困るということが一番大事なことのようです。これは私が申し上げなくても、恐らく執行部の皆さんもそう思っておられると思います、ここは同感だと思います。そこで、あえて質問するわけなのですが、この条例の第4条の中に、いずれ指定管理をしてやるということが明記されています。そういうところからして、今までの指定管理のあり方に対して、指定管理のやり方に対して、契約の中身に対して、非常に私は不信に思っているのです。ということは何かといいますと、指定管理というのは、約束した以上その施設だけを管理運営するのが当然の責務だと私は思っていますが、それから逸脱して、その変な方向に進んでいくところが、2、3点見受けられた関係で、過去にですよ、今までにあったもので、ここを執行部の皆さんにお聞きしてみたいと思います。そのまず第1点が、なぜこういう不信感を持ったかといいますと、ある指定管理を受けた団体が中央公民館を、これはあったことですので申し上げます。途中から中央公民館だけを抜粋してそこだけ町に返還したと、ほかのところはある程度任期があるからやると。

○5番（喜山康三君） 議長、これは関係ないよ、今の質問は。

○議長（沖野一雄君） ちょっと5番議員、質問が終わってからしてください。どうぞ続けてください。

○8番（野口靖夫君） それが1点。もう1点は、今現在の警察署の渚の交番がありますが、これが二転三転して今までの結果、非常に町民に不信感を抱かせたということが第2点目です。これはなぜかといいますと、指定管理されたものは与論町という自治体があるからこそ、B&Gもその事業を任せられたと思うのです。そこで、その入札のときに、入札させるその業者がB&Gと与論町と勘違いして、勘違いしてというのはおかしいかもしれないが、それにその入札の権限まで与えてしまったと、これは大きな問題なのです。というのは、入札させる業者の方は指名競争入札でいいよと、ですが、指名競争入札ならば与論町の業者、いわゆる建設業者、全ての業者を集めて相談するべきだと思うのですよ。だけど相談しないで1業者だけに相談してから、これだけ遅れをもたらしたと。これは大きな自分の権限を逸脱した、指定管理をされた業務を逸脱したことだと私はそう思っています。3点目は、これ

は与論町に関することなのですが、我々は、去年の１０月４日に環境経済建設常任委員会で百合ヶ浜、大金久海岸一帯の調査をいたしました。それをなぜ調査をしたかといいますと、そこで生業として生計を立てている方々、あるいは業者から、非常におかしいと、このやり方はおかしいのではないかという話が出まして、それを確かめたり、いろいろ調査してみました。そうしましたところ、その実態は、保安林内にあたる旧テニスコート横の施設の運用と駐車場への誘導路を勝手に役場の職員がロープを張り巡らして設定しているのです。そうしましたら、そこで生業としてやっている業者だとか町民は不信感を抱きます。それを修正してほしいということで、持ち帰って、委員会で担当職員を呼んで話をしました。そうしましたところ、是正するという話になった。だけど是正を全然しなかった。そういうことがもろもろあるのです。いわゆるどうということかといいますと、こういうことはやはり町として指定管理する業者にどれだけの指導をしているのか、契約内容はどうなっているのか、こういう不信感を町民に抱かざるを得ない、抱かせていると思われます。よって、ここをどう思われますか、私が今質問しましたが、まず商工観光課長からお話をお聞きしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 大金久海岸公園の設置及び管理に関する条例の件の資料しか持ってきていなくて、細かくまた今のをするというのは、中央公民館とか渚の交番の入札、駐車場を役場の職員がつくって誘導したというのがありますが、その詳しくはまた、ちょっとこの場では説明しきれないと考えています。申しわけございません。

○議長（沖野一雄君） ８番、野口靖夫君。

○８番（野口靖夫君） 横でやじが飛んでいますが、一番大切なことは私は会議規則に則り、地方自治法を踏まえながら質問をしているのです、いいですか。あるいはまたその会議上、相手を攻撃したり、自分で勝手に想像して質問しているわけではないのです。それをもって何でやじを飛ばしたり、それを議長として静止しなければなりません、これは。地方自治法に則ってやっているんですよ、会議規則に則ってやっているんですよ、時間内でやっているんですよ。そこでやじを飛ばしたり、休憩だとか何だかんだ言っているけど、それは自由かもしれませんが、大切な条例を審議しているのです。そのときにやじを飛ばしたり、やめろとかそういう失礼な話をしていていいものかと私は思うのです。そこら辺はしっかり考えていただきたいと思います。それから、いいですか課長、あなたを全員協議会の中にお呼びして話もお伺いしました。なぜお伺いしたかということは、信頼されないからなのです。いわゆる指定管理を反対しているのではない、それはやらなければなりません、こ

れだけの施設があるわけだから。指定管理をする以上は、役場の契約上の問題をしっかり守ってもらわなければ、町民からの不信感を抱く。そういうことからして申し上げているのです。だから、それをあえて指定管理する前に、この条例を設定する前に、今、俎上として町長からの第1号議案として上がっている。この上がっている案を前にして私は議論している。いいですか、そこら辺理解しないといけませんよ。まず最初にあなたに申し上げたい。私個人でそこに行って話をしたのではないですよ、環境経済建設常任委員会全体が所管事務調査の形で、その現場に行つて視察したんですよ、調査したんですよ。それでもって全会一致で、残っていますよ議事録に。これは修正しなければならない、おかしいのではないかのということを、みんなで決めて、委員会で決めてあなたたちに報告したのではないですか。そして守ると言ったのではないですか。そういうことをしないで、今後指定管理をやっていくということは、だからそこを私はあえて聞いているのです。本当に自分たちがやろうとしている目的に沿って、指定管理をさせるべきなのです。そうすることによって周りの人たちも安心します。私はそこを言いたい。そういうことを聞いているのです。みんなそれぞれ人の約束、委員会が約束したこと、委員会から指摘されたことを無視しているのではないですか。そういうことを申し上げる、町長大事なことは今こういうことなのです。あなたの考え方をお聞きしたい。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 野口議員ありがとうございます。この条例に当たって、やはり地区が本当に地区だけに、いわゆる先ほど野口議員もおっしゃいましたが、やはり世界的に有名な、与論と言えど何て言ったって百合ヶ浜が第一にきますよね。そこに、僕も全部施設を熟知しているわけではないのですが、すごく大きな多くの施設があると。それを例えばもう商工観光課だけで維持管理できるかという、当然マンパワーは足りなくて、やはりまずはそういった条例の策定を先にしてから、何か今その野口議員がおっしゃる、指定管理をさせる業者もありきみたいなことなのでしょうが、それは全然違って、まずは条例をちゃんと策定した後に、指定管理者という業者をどうやって選ぶか、それは当然町民も見たいし、議員の方々も見たい。ただ、町と商工観光課が通じて、商工観光課がいわゆる1業者決め手ありきで動いているわけでは全くありません。それは総務企画課、副町長はじめ教育長含め三役も統一で、第1番目に質問があるということで意思確認はしています。私たちも重要な案件ですので、ちゃんとオープンにして、まずは条例のその策定に賛同いただいて、不備な点は私はじめたくさんあると思いますので、そこは改めて私の方でも謝って、今後進めていきますのでどうか御了承いただいて承認いただけることをお願いしたいと思います。本当に貴重な御意見ありがと

うございます。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 今、町長の考え方は私も同感します。そのとおりです。だからそうやってくださいよということを申し上げているのです。だからなぜ私が、あえて何か言うかといいますと、その線引きが必要なのですよ。指定管理された業務だけをやってもらえればいいのですが、それ以外のことを逸脱してやってしまったら、これは誤解を招きますよと、町民の信頼性を失いますよということを申し上げている。だから、今度指定管理をされるときは、今町長が言われたようにしっかりした契約書をつくって、そして我々議会とも相談して、なるほどこうしてやっていこうではないかというその町民から見てもすばらしい、私は反対しているわけではないですよ、そういうふうな指定管理の中身をつくっていただきたいということを申し上げているのです。それで町長の今答弁で理解できましたので納得して終わります。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 最後ですね、この一番裏の使用料ですね、これは観光客相手の料金だと思うのですが、これはもし島民が使いたいといった場合は、同じ料金で利用できるのですか。お伺いします。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） はい、そのままの予定で計画しています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） わかりました。島民の方でも使いたいという声がありましたら、できれば是非島民に対しては100円引きぐらい、割引のやつもしてほしいなと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、与論町大金久海岸公園の設置及び管理に関する条例を採

決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号、与論町大金久海岸公園の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、議案第1号、与論町大金久海岸公園の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第2号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第6、議案第2号「与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第2号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日から施行され、会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能となることから、所要の改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私はこの条例にはもちろん賛成ですが、全国的な様子を見ると、会計年度任用職員をやはり能力が一定の段階に達した時点で、積極的に正規職員ということで採用を進めているのです。是非、与論町においてもそれだけの能力のある会計年度任用職員はいっぱいいらっしゃると思いますので、積極的に正規職員に採用して、与論のいわゆる役場の能力をずっと高めていただきたい。それを要望しておきます。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第７ 議案第３号 与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第７、議案第３号「与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第３号、与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、現在、非課税世帯のみとなっている子ども医療費の全額助成を課税世帯にも適用するものです。

非課税世帯、課税世帯を問わず、高校生までの子供に係る医療費を全額助成とすることで、全ての子育て世帯の医療費の経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに寄与することを目的とするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

５番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これは、先の12月議会で町長に子育て支援を是非もっと積極的にということをお願いしたのですが、その中で子ども医療費のことの答弁があったのですが、これだということによって理解してよろしいでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 喜山議員ありがとうございます。そうです。私の施策が、喜山議員から「あなたは一丁目一番地にその施策として何があるんだ」という質問もありましたので、まずはできることから、やはり町政の財政を見ると、一気に全部を無償化するというのは今の現状ではただただハードルが高いところで、できることであれば、これはできると思って確信して提案しました。何卒、了承していただけますよう、ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、与論町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第4号 与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第8、議案第4号「与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第4号、与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、令和6年7月から、鹿児島県重度心身障害者医療費助成の制度が変更されることに伴う改正です。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ちょっと勉強不足でわからないのですが、この説明の中に上から5行目ですが、支援施設の次に「のぞみの園を加え」とあるのですが、これはどういう施設のことを言っているのかなと思っていたのですが。

○議長（沖野一雄君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） お答えします。

すみません、私がちょっとこののぞみの園に関しての詳細なことを存じ上げていませんので、また調べてお答えしたいと思います。すみません、準備ができていませんでした。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 概要ですが、この条例改正の概要について簡単に説明をお願いしますでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） すみません、私も詳しいことを準備していなくて申しわけないのですが、自分がちょっと聞いただけの説明をさせていただきます。今のところですね。この重度心身障害者医療費助成というのが、県が2分の1を助成していただく県の事業となっています。それを市町村が受けてやっているのですが、この制度改正によつての今回の改正と聞いておまして、今までは身体障害者手帳の該当者だけを対象としていたところに、精神障害者保健福祉手帳を持参している1級該当者の方にも支給を広げるというところまでしか、私もちょっと把握していませんでした。申しわけございません、また詳細について後日説明させていただきます。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、与論町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第5号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第9、議案第5号「与論町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第5号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、与論町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定に伴い、介護保険料率の対象となる期間を改めるとともに、第1号被保険者保険料の標準段階を9段階から13段階へ多段階化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第６号 与論町多目的運動広場設置及び管理に関する条例を廃止する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第１０、議案第６号「与論町多目的運動広場設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第６号、与論町多目的運動広場設置及び管理に関する条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、与論町大金久海岸公園の設置及び管理に関する条例の制定に伴い、本条例を廃止するため提案するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会

付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、与論町多目的運動広場設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号、与論町多目的運動広場設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、議案第6号、与論町多目的運動広場設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第7号 与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第11、議案第7号「与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第7号、与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、与論町大金久海岸公園の設置及び管理に関する条例の制定に伴い、本条例を廃止するため提案するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 先にされた大金久海岸公園の設置及び管理に関する条例とともに

に、これができたことによってこの廃止条例が出てきたと思うのですが、これが廃止されたからといって、キャンプ場やそういうものがなくなるということではないと思うのですよね。それで前にもお願いした件は、いわゆる海岸のいろいろつくられる施設の周りには、空港関係の代替地として個人有地が何件かあるのですよね。その辺の個人の土地の所有の関係とかもいろいろあって、また個人の土地が活用されることも大事ではないかと思うのですよ。だから、これらと統括した形できちんとした公園管理ができるように、キャンプ場の設営とかそういうレジャー関係とか、そういうものができるように是非広くコンセンサスを取りながら、計画、プランニングをやっていただきたいと、是非課長はじめ関係の課長にお願いしておきます。また、防災、いわゆる保安林帯も入って国有海浜地も入っているのですので、この辺の管理もきちんとできるように、是非よろしくお願いします。以上、要望です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、議案第7号、与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 12 議案第 8 号 令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 10 号）

○議長（沖野一雄君） 日程第 12、議案第 8 号、令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 10 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 8 号、令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 10 号）について提案理由を申し上げます。

歳入に、町税 384 万 6000 円、地方消費税交付金 2983 万 8000 円、繰入金 457 万 2000 円を追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、諸支出金 1 億 3155 万 6000 円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ 3595 万 1000 円を減額し、一般会計予算総額 55 億 3025 万円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 44 ページ、教育費の中の図書館費 846 万 6000 円の減額になっているのですが、この理由について。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） ただいまの質問にお答えいたします。

これはこちらの事務的なことなのですが、当初職員が 2 人ということで聞いていたのですが、職員が 1 人ということで、その人件費の減の分を本来であれば 6 月に補正でマイナスにしておくべきだったのですが、それがちょっと事務的に遅れが生じまして、このような形になりました。

○議長（沖野一雄君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 全般的に見ると、減額減額の補正が中心になっている感じがしますが、最後の部分に来て、いわゆる死亡獣畜だとか与論町営住宅のとか、この辺に来てずっと金額がぼんと跳ね上がっているのですが、この辺はほかの部分削って全部そこにシフトしたという形で理解していいのか。特に住宅整備なんかはかなり高額な金額が入ってきていますよね、その理由について御説明を。47 ページです。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

この10号補正予算で、いろいろ剰余金がございます。その剰余金に関しまして
与論町営住宅整備基金に6000万円ほど積み立てをしています。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ちょっと教育委員会にお聞きします。わかりませんから、私の
質問が間違っていたら間違っていると言ってください。先ほどの質問とも関連する
のですが、例えば中央公民館をもう指定管理で外しますよね。そうした場合に、途
中返還しますよね。そうした場合に、その指定管理されて渡されたお金、これは町
に戻ってくるのですか、戻ってこないのですか。どういうふうな査定をしているの
ですか。ちょっとそこを教えてください。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） ただいまの質問にお答えいたします。

これまでは指定管理ということで、指定管理料を一括して指定管理者に中央公
民館の分ということで予算を上げてもらって、その中で運営していただいております。
なので、ほとんど残ってなくて、あとはその指定管理者が、例えばその独自の
教室を開いたりとか、それを中央公民館でやったときの売上げというか、そうい
うものは指定管理者の方に入りますが、そういうことで帳尻的にはこちらに返って
くることはありません。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 今、返ってこないと言われましたか。返ってくる、返ってこ
ない。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） はい、返ってこないです。返ってこないとい
うか、その残とか残りのことですよね。それはないです。

○8番（野口靖夫君） わかりました。そこでなぜ私がこういう質問をするかといいま
すと、指定管理というのは、例えば年度ごとにお互いのさせる側、受ける側が都合
があってできない場合は、途中でというよりは年度ごとに解約したりする場合は、
私の一般的な考え方ですが、恐らく年度ごとの場合は年度の計算だから返ってくる
のが当然ですよね。というのは、途中で解約された場合には、契約はしたのですが、
これを計算してまた返してもらわなければいけないのではないかという算出にもな
るのですが、そこら辺はどうですか。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 中央公民館への指定管理は5年間という期限を
付けてお願いをいたしまして、その5年間の期限が切れました。もう5年間全て終
わりまして、それで新たに指定管理者を募集しましたがその指定管理者が現れな

かったので、町でまたやることになったということで、現在町の直営になっています。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 私はその契約の5年間というのを聞きたくて質問をしているのではなくて、その結局お金を町から支出する分は、単年度分しか支出していないですよ。例えばヨロンSCが指定管理委託を受ける場合、令和4年度のお金が5300万円ぐらい町から支出しているのですよね、令和4年度の場合ですよ、今。そうした場合、令和5年度の予算は恐らく同じぐらいだと思うのですよ、恐らく金額も同じくらい。そしたら途中で解約、全部が全部返ってくるのなら別ですが、一部分だけこれだけ外しますと、年度が終わらないうちに外しますよね。そうした場合には、これは契約違反ですよ、普通だったら。そうした場合に、その返納するのが一般的な考え方ではないかと思うのが私の考え方なのですが、そこが間違っているかどうかということを確認しているわけなのです。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 一応、5年間という契約の中で、支払う金額については1年間、1年間ごとで支払っています。なので、例えば4年間で終わるのであれば、5年分のものは支払わないので契約しないので、そのまま4年間だけで終わるということです。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） そこで何を言いたいのかといいますと、こういうこともあり得るのです。誰が考えてもおかしい。結局、複数の施設を一括して指定管理を受けているのですよね、その一部を返還するわけだから。そのお互いのお金のやり取りというのは単年度ごとにやっているのですから、契約は5年。そしたらその単年度ごとの分の中できっちり計算して、その分だけは返納すべきではないですかということを申し上げているのです。というのは、今日の補正予算の中に、返納金がないからおかしいのではないかなと思って言っているのです。そのためにも今後、これ今私が言っていることを町長ね、参考にしながら、そういうことがあった場合も必ず想定されます。だからそういうことを想定するためには、契約書の中にそういうときはこの分を返納しますよということを謳わないと、誰が見ても不公平ではないか、おかしいではないかと想像されます。そうした場合、お互いに信頼関係として町民からの信頼も失うし、やはり我々議会としても何だこれは節穴ではないか、議員の連中は節穴があるのではないかということも考えられますので、今私が言ったことを頭の中に念頭に入れて、今すぐしなさいということではないです。そういうことを申し上げておきたいと思うのですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 野口議員ありがとうございます。指定管理の契約については、その中央公民館の指定管理は5年間で契約したと。それで多分その5年間で終了する時点のその1年前に、新たな5年の指定管理を受ける業者の募集をかけたときに、ヨロシCも撤退すると、もうほかのするという指定管理業者も業者も手を挙げないと私の方は解釈しておりまして、野口議員がおっしゃるように、途中で5年の契約のときに、4年間してもう1年しないのであれば、ちゃんと精査してそれは全部返納してもらいます。それは今後の指定管理の契約の中にちゃんと入れたいと思います。おっしゃるとおりしますので、それはよろしくお願いします。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 30ページの農業費なのですが、さとうきび作増産農地流動化助成金ということで、貸し手、借り手に28万円、14万円というふうになっていますが、これはどういう農家が貸しているのか、借りているのか。またこの金額について。そしてまたその何人なのかを説明願います。

○議長（沖野一雄君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

農地流動化の助成金につきましては、補正額が貸し手に28万円、借り手に14万円ということですので、貸し手に1万円、借り手に5,000円ですので、28人分の助成金の補正額になります。どういう農家といいますと、貸し手はもちろん今さとうきびをつくっていない農家さんで、借り手の方がさとうきびの面積を広げたいという形で、農業委員会を通して貸しているものです。以上です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それではもう1カ所質問します。30ページの下の糖業振興費ですが、さとうきび機械導入等支援事業が△337万7000円、これはどういう機械なのか。

○議長（沖野一雄君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答えいたします。

すみません、その詳細な資料が今手元にないのですが、さとうきび機械導入事業ということで、農家さんの方から申請いただいたものを県の方に補助金で入れるのですが、機械の選定の関係で機械の種類が変わりまして、300万ほどの機械が不要になったということで、農家さんの申請の変更があつてこの減額になっていると認識しています。すみません、ちょっと機械の詳細については後ほど御回答申し上げたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 今年のさとうきびは1万9000トンを予想されているようですが、これについては本当に大変な今年の収穫だと思いますが、今後とも是非力を入れて、糖業振興会の方には力を入れてひとつ頑張っていただきたいと思います。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 19ページ、移住・定住促進事業が350万円の減額となっていますが、その理由について説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

当初、移住・定住促進事業、これは島外からの方々がいらっしゃって与論町に移住・定住されるということです。来られて新築なり、またその島外からの移住・定住者の方に、空き家を改修してリフォームして貸すというような事業でございまして、当初は5件ほど上限が100万円、予算を組んでおりました。ですが、1件だけの申込みでございまして、その分の減額とさせていただきます。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 15ページの上から2番目、財産収入ですが、土地建物売払収入とありますが、これについて説明をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

すみません、ちょっとそこまで私も目が届かなかったのですが、多分、里道の払下げだと思われます。また、詳細については後日説明したいと思います。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） もう1点ですね、42ページの上から3番目の教育費の備品購入費なのですが、これで町単独備品で学生机が127万6000円ありますが、これについての説明をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 学生机で与論小学校が20台、茶花小学校が30台、那間小学校が30台、計80台の購入費になっています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） これはこの数、与論小が20台、茶花小が30台、那間小が30台とありますが、これは壊れた机だけ取り替えたということですか。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 基本的に使える机は一応使うことにして、もう、ちょっと難しい使えない机を買い替えるということです。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） わかりました。机もそうですけど、椅子の方も古くなっているのではないかと思いますのですが、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 椅子の方は一応備品ではなくて消耗品ということで、中学校で20台ほど買う予定になっておりまして、あと小学校で与論小が20台、那間小で30台、同じく消耗品で計上させていただいています。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） まず町長にお伺いします。34ページの農林水産業費のところですが、農林水産物輸送コスト支援事業に対して大局的な観点から質問させていただきます。今、我々与論町議会は、奄美群島議会議員の大会において輸送コスト支援事業の大幅なコストの助成をお願いしようということで議題に出しています、与論町議会はですね。そこで何を言いたいかといいますと、今、農林水産物だけしか輸送コスト支援事業はありません。だからそこで町長がその奄美群島の町村長会議の中で、やはり特に和泊町との町長ともお友達だし、あらゆる町長、そういう方々と御相談されて、奄美群島の市町村長会の中で、輸送コスト支援事業は農林水産物だけではなくて、特産品も入れて、与論でできるそういうもの、あるいはまた外から物資を入れたりする商工会関係の商品の輸送コスト、そういうのに対する輸送コスト支援に対しても助成していただこうではないかということで、奄美群島の市町村長が団結されて話し合いをされて、ひとつ出していただけませんか。そうすることは、これは与論島だけの問題ではなくて、奄美群島の振興のためにはこれは絶対に必要だと思うのですよ。これはまた我々議会報告会という会を持ちましたが、一般町民の商工会の方々からも意見がありまして、これは非常に執行部と相談して、町長を先頭にこれはやらなければならない事業だと考えています。そこで、町長の今私の話を聞かれて、どういうことをお考えになっておられるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 野口議員、本当にありがとうございます。貴重な御意見、大変背中を押していただいたような御意見で、実は御存じのように、奄振法が令和6年度から5年間延長になる閣議決定はしましたが、まだ決定ではないですかね、令和6年度から5年間というところで。拡充されたのが多分航空運賃も輸送費も兼ねてですね、あと農産物では今まで沖縄への助成がなかったところが、沖縄へも助成が

できるようになったというところで、今おっしゃったのは、農林水産物だけでなく、例えば徳之島とか沖永良部みたいな馬鈴薯とかいろいろな作物だけではなくて、さっきおっしゃった特産品、また生活に関する日用品の生鮮食料品等、まさしく与論が抱えているのはそっちの方の負荷が大きいのかなと思っていて、そっちの方は当然声を上げて、奄美大島とか徳之島はあまりそういう生鮮食品に関しての負荷はそんなにないそうなのですね。特にあるのは、もう沖永良部と与論ですので、今井町長そして和泊の前町長、2島3町でも声を上げながらそういう事業者に対する支援ができるように、またそっちの方も拡充していけるように声を上げてそれはやっていきたいと思います。大変な貴重な御意見また背中を押した御意見、本当にありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、令和5年度与論町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

————○————

日程第13 議案第9号 令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（沖野一雄君） 日程第13、議案第9号「令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第9号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、国民健康保険税5万9000円、県補助金282万9000円減額しています。

歳出の補正としまして、総務費のうち総務管理費を9万4000円増額し、徴税費を97万1000円減額しています。また、保健事業費のうち保健事業費を205万9000円減額し、諸支出金償還金及び還付加算金を4万8000円増額しています。

歳入歳出予算からそれぞれ288万8000円減額し、国民健康保険特別会計予算総額8億27万円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、令和5年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 14 議案第 10 号 令和 5 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（沖野一雄君） 日程第 14、議案第 10 号「令和 5 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 10 号、令和 5 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、介護保険料 828 万 5000 円、県負担金 187 万 5000 円、財産運用収入 3,000 円、基金繰入金 289 万 5000 円を追加し、国庫補助金 685 万 5000 円、支払基金交付金 1275 万 7000 円、県補助金 16 万 7000 円、一般会計繰入金 111 万 5000 円を減額しています。

歳出の補正としまして、介護予防サービス等諸費 24 万 4000 円、高額介護サービス等費 9 万 4000 円、高額医療合算介護サービス等費 23 万 6000 円、基金積立金 3,000 円、償還金及び還付加算金 80 万円を追加し、介護サービス等諸費 506 万 2000 円、その他諸費 2 万 7000 円、特定入所者介護サービス等費 158 万 5000 円、介護予防・生活支援サービス事業費 4 万 2000 円、一般介護予防事業費 138 万 5000 円、包括的支援事業・任意事業費 111 万 2000 円を減額しています。

歳入歳出予算から、それぞれ 783 万 6000 円を減額し、介護保険特別会計予算総額 6 億 8591 万 8000 円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9 番、原栄徳君。

○9 番（原 栄徳君） 介護保険の全般的に、質問ではなくてお願いをしたいと思っています。近年、この 2、3 年の間に、介護サービスはもうかなり島の方も充実しつつあります。そこで、この介護保険というのは死ぬまで、息を引き取るまで支払うようなシステムになっています。そしてまた、与論町で支払いをした分は与論町で使えるようになっています。そういう意味においても、やはり今後私たちが年老いて自由がきかなくなったとき、健康であればオッケーです、全然それはもう納め損ということはないです。健康でぽっくりいけば、それこそ非常にいいことだと思っていますが、なかなかそういうわけにはいきませんので、是非その介護分野の充実、あらゆる面でいろいろな今事業所、いろいろな事業体系がありますので、是非そう

いう事業を充実する方向で、我々が納めた分をやはり与論町で、我々与論町民が安心して使え、そしてまた過ごせるような環境づくりを早急にというわけにはいきませんので、ある程度計画を持って、現在の事業者とも協力をしながら、是非納めた分を安心して与論の人が使えるような方向に持っていつていただきたいと。これはもう二十何年なります、その間ずっと貯め込んでいますので、全体的に予算が9%ぐらい上がっているというのは、来年度予算ですね。これはほとんど社会福祉、今言う高齢医療、こういった介護面、そういう面で増えるのはしょうがないです。毎年僕は増えていくと思います。でも言うように増えた分というのは介護面だとか医療保険、そういった面ですので、是非そういった分の安心して暮らせる、町長もよく言っているように安心して安全な暮らしができる、本当に老いても安心できる、そういった島づくりに介護保険をうまく利用して、納めた分は使えるのですから、まだ今貯まって貯まって貯まっている状況なのですよ、本当言えば。それを払い戻してもらって使う工夫に努めていつていただきたいと思っていますので、是非、介護面の充実、そういうふうに持っていつていただきたいというお願いです。よろしくお願いいたします。町長、一言で構いませんので御答弁をお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 原議員、大変貴重な御意見、背中を押す御意見ありがとうございます。原議員のおっしゃるとおり、それを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 11ページ、上から3番目の保険給付費なのですが、この特定入所者介護サービス費負担金とあるのですが、これについて説明をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） このお金は、低所得者に対する負担金の補助みたいなお金です。低所得者に対する負担金が、今年の入所の方が少なかったので減額ということです。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） この特定というのは非課税世帯ということの理解でよろしいのですか。非課税世帯とは関係ないのですか。

○議長（沖野一雄君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 申しわけございません、こちらは低所得者としか聞いていなかったもので、詳細はまた担当の者に確認させていただいて、お答えさせていただきます。失礼いたします。

○議長（沖野一雄君） 2 番、南有隆君。

○2 番（南 有隆君） それではもう一つです。12 ページの一般介護予防事業費なのですが、この中で委託料が95 万円減額になっていますが、これについて説明をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 今回の事業計画で見積もりをした事業より、結局実績的に減ったということと、やはり人材不足で、なかなか事業量をこなせるだけの人材を確保できなかったというのが最大の要因になっています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 2 番、南有隆君。

○2 番（南 有隆君） わかりました。これもやはり先ほどから言っているように、健康に過ごしていくためには予防が大事になってきますので、できればこういった事業は減額にならないように、なるべく島民の皆さんが使えるような事業をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10 号は、会議規則第39 条第2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10 号、令和5 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10 号、令和5 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4 号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 15 議案第 11 号 令和 5 年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)

○議長（沖野一雄君） 日程第 15、議案第 11 号「令和 5 年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 11 号、令和 5 年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

事業費の繰越明許費の計上と、総務費の人件費及び物件費の予算組み替えを行うものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 今の繰越明許ですが、これのどのような理由で繰越明許になっているのか、御説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 仁✓水道課長。

○水道課長（仁★和男君） 令和 5 年度の工事で一応 10 月に発注したところだったのですが、発電機の容量計算の調整に時間を要しまして、繰り越しをお願いしているところです。

○議長（沖野一雄君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 別にこの集落排水の需用費の収入というのは、水道料金と連動しているとお聞きしているのですが、与論病院が移転計画とかありますよね。与論病院の場合の集落排水の利用料というのは個別案件で質問はあれなのですが、移転したときのこれに対する収益の影響というのはどのくらいありますか。

○議長（沖野一雄君） 仁✓水道課長。

○水道課長（仁★和男君） 与論病院の使用料が相当なウェイトを占めていることは間違いございません。移転したときには、大分使用料が減ることは予想されます。個人的な情報ですので、またその使用料とかその料金については差し控えさせていただきます。

○議長（沖野一雄君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） いわゆる少子高齢化など、茶花集落全体も人口減が続いているのですよね。結局ここの集落排水も、別のあれで 2000 万円近くを一般財源から

投入されているような格好で運営されているのですが、水道事業もこの集落排水事業も、今後将来いわゆる減収はもう避けられない状況に来るのではないかと。これが今の状態で今の経費のあり方で、10年も20年も続けられる可能性はないですよ、これ。その辺についての対策はどのように考えているのか。今のやり方というのをもっと別の方法を考えなくてはいけないのではないかと考えているのですが、これらについても、もうちょっと今のうちから基本的に計画を打ち出していかないと、水道料も今の鹿児島県市の値段から跳ね上がって、また集落排水もとんでもない金額の使用料になっていくと思うので、これについては是非御検討をお願いします。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、令和5年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

————○————

○議長（沖野一雄君） 日程第16から日程第22までの議案については、委員会付託の予定ですので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

————○————

日程第16 議案第12号 令和6年度与論町一般会計予算

○議長（沖野一雄君） 日程第１６、議案第１２号「令和６年度与論町一般会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第１２号、令和６年度与論町一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和６年度一般会計当初予算の総額は５１億３１５１万１０００円となり、対前年度比５．２％の増額となっています。

歳入の主なものとしまして、町税が前年度より１３００万２０００円増額の３億４６０２万６０００円、地方交付税は１億１２万５０００円増額の２４億４４１６万９０００円で計上しています。

町債の総額は５億１０２０万円となっています。なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきまして、財政調整基金から２億４４８万円を繰り入れています。

次に歳出の主なものとしまして、総務費で企画費６１２９万６０００円、民生費で障害者福祉費２億５２２５万４０００円、子ども・子育て支援事業費２億６６２万５０００円、衛生費で塵芥処理費１億４１０８万８０００円、農林水産業費で畜産振興費１４４５万４０００円、農村環境整備事業費３６０９万３０００円、商工費で商工観光振興費６３５６万円、観光施設整備事業費２２３４万４０００円、土木費で町単独改良事業費７９００万８０００円、住宅整備事業費２億６０３７万３０００円、消防費で常備消防費１億４４７１万９０００円、教育費でＩＣＴ環境整備費１０５３万円、海洋教育推進事業費９５６万円、公債費で６億５０５０万９０００円などを計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第１７ 議案第１３号 令和６年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（沖野一雄君） 日程第１７、議案第１３号「令和６年度与論町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第１３号、令和６年度与論町国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比１８．６３％増の８億２３１４万４０００円となっています。

歳入につきましては、国民健康保険税１億３９２６万６０００円、県支出金６億１８８９万９０００円、繰入金６４６０万６０００円などとなっています。

歳出につきましては、保険給付費５億８０９４万３０００円、国民健康保険事業費納付金２億１２８２万８０００円、保健事業費１８７９万１０００円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第１８ 議案第１４号 令和６年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（沖野一雄君） 日程第１８、議案第１４号「令和６年度与論町介護保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第１４号、令和６年度与論町介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比１．２３％増の６億８５７８万９０００円となっています。

歳入につきましては、保険料１億５０７２万６０００円、国庫支出金１億９３００万９０００円、支払基金交付金１億８０５７万５０００円、県支出金１億９３７万９０００円、繰入金５２０５万７０００円などとなっています。

歳出につきましては、総務費１７９万９０００円、保険給付費６億５８０１万５０００円、地域支援事業費２４０１万７０００円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第 19 議案第 15 号 令和 6 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（沖野一雄君） 日程第 19、議案第 15 号「令和 6 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 15 号、令和 6 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比約 7.7%増の 8559 万 6000 円となっています。

歳入としましては、後期高齢者医療保険料 5284 万 7000 円、使用料及び手数料 3 万 1000 円、繰入金 3250 万 6000 円、諸収入 21 万 1000 円などとなっています。

歳出としましては、総務費 60 万 3000 円、後期高齢者医療広域連合納付金 8410 万 9000 円、保健事業費 58 万 1000 円、諸支出金 20 万 3000 円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第 20 議案第 16 号 令和 6 年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（沖野一雄君） 日程第 20、議案第 16 号「令和 6 年度与論町と畜場特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 16 号、令和 6 年度与論町と畜場特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約 3.9%増の 26 万 1000 円となっています。

歳入としましては、使用料及び手数料 2 万 1000 円、繰入金 24 万円となって

います。

歳出としましては、総務費 26 万 1000 円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第 21 議案第 17 号 令和 6 年度与論町水道事業会計予算

○議長（沖野一雄君） 日程第 21、議案第 17 号「令和 6 年度与論町水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 17 号、令和 6 年度与論町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

業務の予定量は、月平均給水件数 2,868 件、年間給水量 56 万 6854 トン、1 日平均給水量 1,553 トン、設改良事業費 1 億 2182 万 5000 円となっています。

収益的収入で営業収益 1 億 6846 万 9000 円、営業外収益 351 万 5000 円、収益的支出で営業費用 1 億 6416 万 1000 円、営業外費用 730 万 4000 円を計上しています。

資本的収入で工事負担金 52 万円、補償金 1135 万 2000 円、資本的支出で建設改良費 1 億 2182 万 5000 円、企業債償還金 1397 万 8000 円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第 22 議案第 18 号 令和 6 年度与論町下水道事業会計予算

○議長（沖野一雄君） 日程第 22、議案第 18 号「令和 6 年度与論町下水道事業会計

予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第18号、令和6年度与論町下水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

業務予定量としまして、処理開始面積60ヘクタール、年間処理水量10万6382トン、1日平均の処理水量は291トン、建設改良事業費が7000万円となっています。

収益的収入及び支出につきましては、収入において営業収益1183万5000円、営業外収益4496万6000円、特別利益96万3000円、支出においては営業費用5645万6000円、営業外費用15万2000円、特別損失105万6000円、予備費10万円を計上しています。

資本的収入及び支出につきましては、収入において企業債1610万円、他会計補助金3万5000円、補助金5386万5000円、支出においては建設改良費7000万円、企業債償還金63万6000円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第23 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（沖野一雄君） 日程第23、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議案第12号から議案第18号については、議長を除く9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第18号については、議長を除く9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。
暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 29 分

—————○—————

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせいたします。

委員長に野口靖夫君、副委員長に林隆壽君、以上のとおりですので、報告を終わります。

—————○—————

日程第 24 議案第 19 号 与論町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画策定について

○議長（沖野一雄君） 日程第 24、議案第 19 「与論町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画策定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 19 号、与論町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画策定について提案理由を申し上げます。

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定による「老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条の規定による「介護保険事業計画」として、3 年ごとに策定することを義務付けされた法定計画であり、令和 6 年度から 3 年間の本町の高齢者福祉及び介護保険事業の根幹をなす計画です。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 19 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１９号、与論町高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画策定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件は、可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、議案第１９号、与論町高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画策定については、可決されました。

-----○-----

日程第２５ 承認第１号 専決処分の承認を求めることについて（令和５年度与論町一般会計補正予算（第９号））

○議長（沖野一雄君） 日程第２５、承認第１号「専決処分の承認を求めることについて（令和５年度与論町一般会計補正予算（第９号））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第１号、専決処分の承認を求めることについて（令和５年度与論町一般会計補正予算（第９号））について提案理由を申し上げます。

物価高騰対策関連経費等に係る事業費を令和５年度与論町一般会計補正予算（第９号）として専決処分いたしました。

歳入の主なものとしまして、重点支援地方交付金２９２５万５０００円、地方交付税３２６０万１０００円を追加しています。

次に歳出としまして、プレミアム商品券支援事業費５６２５万５０００円、町債管理基金費３２６０万１０００円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ８８９４万３０００円を追加し、一般会計予算総額５５億６６２０万１０００円となっています。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） それでは先ほどありました、7ページの町単独補助金のプレミアム商品券支援事業について説明をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 説明いたします。

こちらは1世帯1万円の補助を出しまして、2万円の商品券をお渡しするというのを予定しています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） それは以前、コロナ禍のときに出了たプレミアム商品券と同じと考えてよろしいですか。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） はい、そのような感じでやっていきたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 以前やられたときのプレミアム商品券、何人の方が取りに来てどれくらい利用率があったか、わかりましたら教えてください。お願いします。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 詳しい資料は持ってきていないのですが、90%近くほどは来られていると考えています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 現在、物価高騰中ですので、こういったものを島民全員が使えるように、告知とか広報の方もしていただきたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今の同じことの確認なのですが、このプレミアム商品券は与論町民全世帯を対象としてされているのですか。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） はい、そのとおりです。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第9号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度与論町一般会計補正予算（第9号））は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第26 同意第1号 与論町教育委員会委員の任命について（中野貴志）

○議長（沖野一雄君） 日程第26、同意第1号「与論町教育委員会委員の任命について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 同意第1号、与論町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

前委員の富敏紀氏が令和5年12月31日をもって任期満了となったことに伴い、後任者を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖野一雄君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第１号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、同意第１号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、同意第１号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第２７ 同意第２号 固定資産評価員の選任について

○議長（沖野一雄君） 日程第２７、同意第２号「固定資産評価員の選任について」同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 同意第２号、固定資産評価員の選任について提案理由を申し上げます。

地方税法第４０４条第２項の規定により、与論町大字那間６９７番地２、竹本由弘氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第２号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、同意第２号、固定資産評価員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、同意第２号、固定資産評価員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（沖野一雄君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、３月１１日、本会議一般質問です。午前９時までに御参集願います。
本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午前１１時４０分

令和6年第1回与論町議会定例会

第 2 日

令和6年3月11日

令和 6 年第 1 回与論町議会定例会会議録
令和 6 年 3 月 1 1 日（月曜日）午前 8 時 5 8 分開議

1 議事日程（第 2 号）

開会の宣告

第 1 一般質問

2 出席議員（10 人）

1 番 吉 田 剛 君	2 番 南 有 隆 君
3 番 林 敏 治 君	4 番 林 隆 壽 君
5 番 喜 山 康 三 君	6 番 福 地 元一郎 君
7 番 大 田 英 勝 君	8 番 野 口 靖 夫 君
9 番 原 栄 徳 君	10 番 沖 野 一 雄 君

3 欠席議員（0 人） 欠員（0 人）

4 地方自治法第 1 2 1 条による出席者（17 人）

町 長 田 畑 克 夫 君	副 町 長 山 下 哲 博 君
教 育 長 中 山 義 和 君	総務企画課長 町 本 和 義 君
会計管理者兼会計課長 朝 岡 芳 正 君	税 務 課 長 久 野 泰 司 君
町民生活課長 龍 野 勝 志 君	健康長寿課長 林 末 美 君
産 業 課 長 堀 田 哲 也 君	耕 地 課 長 竹 村 栄 作 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 裾 分 望 嗣 君
水 道 課 長 仁 和 男 君	環 境 課 長 大 馬 福 徳 君
教育委員会事務局長 川 上 嘉 久 君	与論こども園長 吉 田 朋 子 君
茶花こども園長 富 千加代 君	

5 議会事務局職員出席者（2 人）

事 務 局 長 林 健太郎 君 書 記 池 田 レ ミ 君

開議 午前8時58分

-----○-----

○議長（沖野一雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（沖野一雄君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。その前に、現在能登半島地震で被災された方、亡くなられた方に対してお悔やみを申し上げます。それとともに、本日3月11日は東日本大震災、13年前に起きた日でもあります。これを機会にもう一度地震に対する考え方を改めて、また勉強し直していきたいと思います。それと、地域の日も早い復興・復旧を願うばかりです。では、よろしくお願いします。

1 災害時のライフ・ラインの確保について

- (1) 能登半島地震クラスの災害が起きた時に水や電気・ガス等が使えなくなった場合どのような対策を考えているのか伺います。
- (2) 避難所にペットが持ち込まれた時はどのように対応するのか伺います。

2 空き家問題について

- (1) 空き家対策特別措置法が改正施行された。これを機に空き家の情報発信や島民に空き家の活用をさらに推進していくべきだと思うが与論町の考えを伺います。
- (2) 特定空き家や管理不全空き家などにならないよう予防も必要だと思うが、対策を伺います。

以上です。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） おはようございます。今、南有隆議員から御質問がある前に、能登半島の亡くなられた方々へのお悔やみとか、本日はまた13年前に東北の大震災が起きて、1万6000人余りの方々が亡くなりになり、今でも2,600人近くの行方不明者がいらっしゃるということで、これを機に、また新たに与論町でもそういう災害に対する心構えというのは、新たにしなければならないというところで、朝礼でも職員に対してお願いしたところです。

質問にお答えしたいと思います。1、災害時のライフラインの確保について。

本町で能登半島地震クラスの災害が発生した際には、水道管の破裂や浄水場の機

能停止などにより断水し、電柱の倒壊や断線により長時間に及び停電が発生するとともに、ガスについてはガス保管場所が低地にあることから、被災した際にはガスの供給が途絶えることが想定されます。

このクラスの災害が発生した際は、災害救助法が適用され、飲料水に関しては県知事が給水計画を立てることとなっていますが、それと並行して、水道の早期復旧に係る協定を締結している水道指定工事店や日本水道協会に対する救援要請を行うことも、災害時の水道の早期回復に有効と考えています。

本町といたしましては、将来的に水源地・浄水場・配水池・管路の耐震化など、各施設の災害対応力の強化を含めた整備を計画的に推進していくことが必要と考えています。

物資等の備蓄については、高台に位置する生鮮食料品取り扱い店舗との物資供給に係る協定の締結をはじめ、平時より本町での災害時における水やエネルギー、生活物資の供給について、関係する各事業所と幅広い事態を想定した研究及び対策の立案を進めていく必要があると認識しています。

他方、大規模災害への備えは、行政による一元的な対応では限界があるため、町民の皆様が主体的に非常時を想定した備えを行っていただくことも大変重要であると認識しています。

台風や大地震、津波災害などに対して、生活必需品の備蓄や発電機の整備等、各世帯単位での災害への準備の必要性について、今後も啓発を行ってまいります。

質問事項、災害時のライフラインの確保について（２）にお答えいたします。

ペットはその飼い主にとって家族同然ともいえる存在であり、どのようなときも一緒にいたいという気持ちは十分に理解しているところです。また、東日本大震災をはじめとする各地での災害時には、住民とともに多くのペットが被災し、飼い主と離ればなれになった多数の動物が地域内で放浪し、住民への危害や生態系への影響が懸念されたところです。

一方で、避難所にペットを連れ込むことは、鳴き声や臭いなどの問題だけでなく、アレルギーをお持ちの方や動物が苦手な方、人と動物の共通の感染症のリスクもあることから、大勢の人が同じ空間で共同生活を送る避難所においては、ペットに関するトラブルが生じないようにしなければなりません。このようなことから、現時点において避難所へのペットの連れ込みは原則的に禁止しています。

避難所は、災害発生時における人命の安全確保を最優先するために設けられた場所であり、ペットスペースの確保については課題が多く、調整が難しいと考えているところです。しかし、飼い主にとってはペットの安全も同等の問題であることから、先行自治体の事例についても参考にしながら、各自主防災組織の方々とともに

研究してまいりたいと考えています。

質問事項の２、空き家問題について、要旨（１）にお答えします。

本町では、令和４年６月に住生活基本計画を策定し、本計画中の持続可能な島づくりのための住宅・住環境の形成の項目に、空き家・空き地バンクの充実と相談窓口の整備を掲げ、空き家バンクの掲載内容・件数の充実を図るとともに、管理不全空家除去後の宅地情報など空き地情報についても情報の発信を行い、不動産の流通に努めているところです。また、「空き家・空き地の利活用に関する相談・情報発信の窓口」を建設課に設置しています。

今年度、鹿児島県大島支庁の主催で与論町住宅問題ワークショップを開催し、本町内の高校生から大人までの幅広い住民に御参加いただき、与論町の住宅不足問題や空き家の流通に向けて多数の貴重な御意見を伺うことができました。今後、賜った御意見や御要望を参考として、情報発信をはじめとした今後の空き家の利活用の推進に役立てたいと考えています。

また、令和２年度より本町において実施しています与論町住宅整備支援補助金を引き続き展開することで、空き家のリフォームを促進していくほか、官民一体で活動している住まいるプロジェクトの活動を通じた空き家の利活用の促進など、空き家の利活用に係る施策の多角的な展開に努めてまいりたいと考えています。

質問事項の２、空き家問題について、要旨（２）にお答えいたします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の改正により、特定空家に加えて管理不全空家も市町村からの指導・勧告の対象となりました。

今回の改正に伴い、町民からの情報提供や相談、空き家実態調査などにより管理不全空家等の情報を把握した場合は、現地調査や相続人調査などの所有者調査を行い、所有者に対し修繕や解体・売却などに関する情報提供や助言を行い、空き家の適正管理を促すこととなっています。

また、本町は令和４年６月に空き家等対策計画を策定するとともに、与論町空き家等の適正管理に関する条例を制定しており、与論町空き家等対策協議会の設置が可能になり、特定空家の指定ができるようになりました。

これらの制度整備を進めた上で、本町では来年度より廃屋等解体補助金を建設課に設け、管理不全空家には解体を促すことで、特定空家及び管理不全空家の予防に当たってまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） ２番、南有隆君。

○２番（南 有隆君） それでは、続けて質問させていただきます。

今回その災害時、地震ということを想定しているのですが、実際は与論町でも私が島に帰ってきてから、二十数年前に震度５を経験しています。ある地域の人に聞

いたら、その何十年か前にも震度5の地震があったよというふうに聞いています。それと、今千葉県の方でも九十九里浜のそばで地震が起きています。あれも38年前に起きていまして、その前が37年前、今回はちょうどその36年、37年に当たる年でしたので、何かまた来るのではないかと千葉県の人たちは、何かそわそわして個人で情報を集めているという話も聞きます。実際、本当に昭和の人間から言いますと、「地震・雷・火事・親父」とよく言ったものです。この地震、雷というのは、発生もわからないし、いつどこで起きて、どれぐらい被害が出るかもわかりません。台風はネットで見れば気象庁などの天気予報、あとウィンディとかですね、そういったものを見れば、大体台風がどこからきてどういったふうに通ると、強さもわかります。ですが、携帯に地震速報が来たとき思うことは、地震が来ましたから安全な場所に逃げてくださいと出ますが、安全な場所ってどこなのかなと一瞬考えます。自分がいる場所にもよりますね、もしそこが空き地だったらその場にいないでしょうし、家に居た場合、家が崩れるかもしれない、じゃあ一番近い避難所はどこかと考えます。そういうことを考えると、やはり地震に対していつ何が起きてもいいように、対策は取っておくべきだと思っています。その中で今回の能登半島クラスの地震が起きた場合、災害としてライフラインが突然止まると日常生活にものすごく影響が出ます。さらに言いますと、道路が寸断された場合は、ライフラインだけではなく、交通も移動にも制限がかかります。そういった実際と論町で起きる最悪の事態ということを考えた場合、町長にお聞きしますが、与論町でもし災害が起きた場合、最悪の状態というのは一体どういった状態を想定しているのか伺います。

○議長（沖野一雄君） 町長。

○町長（田畑克夫君） その最悪の事態というと、震度がどれくらいの規模で起きるかという状況になると思うのですよね。私の経験では、今、南有隆議員がおっしゃった5弱ぐらいが与論で僕は経験した地震で、家屋の倒壊とか、実際にそういう経験がないので、南海トラフとか沖縄沖の地震とかで実際に起きた場合は、科学的なそういうものがないと、何か私のところでどこが寸断されてとかいう状況というのは、今のところでは私の方では想像できないというか、そういう感じです。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） そうですね、個人的に私が考えている最悪、本当に最悪と思うのは、台風が明日直撃するということに津波警報が出て、台風が直撃しているときに地震が起きると、そういった場合に本当にこれが最悪ではないかと思っています。今までは7、8年前に台風が直撃したときには、私は叶にいましたが、電気が止まる、水道とガスは使えましたが携帯が使えない。となると、情報が取れない。

外に出たらそこら中にもう木とか缶、小さいねじとかが転がっていて、それ見たときに、車で行ってもパンクするし、危ない。で、電柱も電線が切れているところがある場所がありました。それを見た場合、こうなった場合、実際自分で、もし助けが来ない、3日、4日助けが来ないとなった場合に、どうしたら命をつなげられるのかなと考えてたこともあります。その中で、答弁にもありましたように、町民の皆様が主体的に非常時を想定した備えを行っていくことが大事だと、私もそう思います。その中で、ネット情報によりますと、実際災害はいろいろあります。大雨、洪水、台風、与論は雪は降らないので雪はあまり関係ないですが、あと地震、津波ですね、そういったことがもし起きた場合、ライフラインがどれだけ寸断されるかというと、大雨が降った場合でも、電気・ガス・水道、通信機器、交通機関は止まるとなっています。その中には浸水、土砂災害も入っています。あと洪水もそうです。地震、津波が起きたときも、電気・ガス・水道、通信施設、物流、交通機関も止まるというふうに試算されています。実際それが止まった場合、平均的にどれだけで復旧できるかというのも想定されています。大体、基本的に1週間以内で復旧できるのではないかという見方をしています。でも、これは都市部の話によるものです。離島の情報はなかったのでもっとわかりませんが、その中でも大雨、浸水、土砂災害で電気・ガス・水道が止まった場合は、大体1週間から40日、復旧までですね。でも台風の場合でも与論は毎年経験していますが、完全に戻るまでには大体1週間ぐらい。これが地震になりますと、電気・ガス・水道は大体40日、早くても40日ぐらいです。津波になりますと、これがまた延びまして、電気が復旧まで100日、ガスが大体、これは都市ガスだと思うのですが300日、水道は200日、一番時間がかかるのが物流、交通機関が1年以上。実際の今の能登半島地震でも道路が寸断されて、整備を行い、どうしようもないとなった場合、地域の人たちが重機を出して自分たちで道をつくっていました。そうすることによって救援物資ですね、車が通れる、自衛隊の援助も切れるというふうになっているのをテレビで見たことがあります。その中で、私が言ったライフラインが寸断されると、電気・ガス・水道、通信設備、交通機関にまずどんな影響が出るか、まず家にいたときにどういう影響が出るかといいますと、電気が止まると冷暖房が使えない、熱中症とかになる場合もあります。それとIHのところだと調理ができない、照明がつかない。またテレビ・パソコン等が使えず情報収集ができないという弊害もあります。実際これが会社で仕事、この場でいきなり停電になった場合、議会も多分ストップすると思います。そういう弊害もあります。ガスが止まると料理ができない、風呂が沸かせないというのもあります。それで一番ネックになるのが水道です。水道が止まりますと、まず飲料水が足りない、子供たちの粉ミルクがつかれな

い、トイレが使えない、洗濯ができない、シャワー・お風呂が入れないということもあります。通信設備は、インターネットが使えず情報収集ができない、家族や知人と連絡が取れない。交通機関は、避難所やスーパー、商店に買い物にも行けないし、家から移動することもできない、そういうことになっています。そんな中、実際電気が止まった場合、与論町発電、九電さんの施設に影響が出て電気が止まった場合、町としては全戸停電になった場合、まず取る対応ですね、一番初めにどのような対策を取るのかお伺いします。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

確かに与論町の場合は、雪はないのでそれは大丈夫なのですが、地震が起きて、津波が起きて、それが夏の場合、それを復旧するに当たって、もしまた台風が来た場合に、それが非常に最悪の事態になるのかなというように考えておまして、普通でしたら、事態が起きたら最低3日間は何とか自主で食料等をつなぎながら耐えて、物資の方を待つわけですが、その間、台風等がまたこの間みたいに1週間、2週間と来た場合に、どういうふうに耐えられるのかというのを想定しないといけないかなと思っています。ましてやまた地震でいろいろな主要なインフラ施設、例えば港湾、空港が駄目になったときには、どうやって物資を運ぶかというのも想定して考えないといけないというふうに思っています。となると、まず電気が使えなければガソリンスタンドも使えなくなるというのがありますので、そういった場合どうするかという、いわゆる家庭で最低限ガスコンロとかボンベはやはり必要かなと思っています。しかしながら、そうするとまた、いろいろなトイレ、風呂、食料のご飯とかを炊くときに、どうしても飲料水がないと、どうしても一番やはり人命的に危機感を感じるわけなので、そういった対策も含めてしないといけない。今の質問で、九電さんの電気がストップしたときにはどうするかということも考えた場合には、当分はやはり自家発電も含めて各家庭で準備する必要もありますし、ただ、その燃料を確保という点で見返すればまた、燃料の確保の安全性も考えなければいけないし、いろいろな考え方をするともうちょっと想像つかないような考えに私自身は思っています。なので、これをどういうふうに対策すべきかというのは、皆さんと一緒に研究して、進めるにはどうしたらいいかというのも、これは早急に進めていかなければならないという重要な問題だと思いますので、ちょっと復旧も先ほど言ったように、相当長時間の復旧が重なります。となると、その大規模なクラスになるとやはりどうしても町長から県知事の方に要請して、避難という手段も考えなければいけないなというのがあります。どうしても外海離島なので、そういった面を考慮しながら、今後地域の方々、また議会の皆さんと一緒に考えて研究を進め

てまいりたいというふうに、今の現時点ではそういうふうに思っています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） わかりました。与論町の強靱化計画を見たときも、こういうことが起きた場合、この答弁書にもありますが、県知事が給水計画を立てることとなっていますが、これは事前に設定しているのか、それとも、もし緊急時に突然起きた場合は、こういった権限は町長が執行できるのか伺います。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） これにつきましては、いろいろな協定を策定しております。いろいろな大規模災害におきましては、町の方から県の方に要請すると、県知事の方がそういった給水支援とかそういうような感じで準備するようになっていきます。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 本当にもう一番最悪、電気・ガスがなくても食べ物、水があれば人間はある程度は長生きできると思います。今ですね、人間は大体水があれば量にもよりますが、大体1週間から2週間程度は生き延びられるそうです。水1滴も飲まない場合、大体4、5日で逝ってしまいます。そうすると、大体人というのは体格とか年齢にもよりますが、大体1日2リットルから3リットルを必要とします。これを考えると島民5,000人分、万が一、これが夏、あと観光客がいっぱい来ているときには、掛けるあとさらに何千人分、下手したら3リットル×1万人分ぐらいの給水が1日で必要になってくると思います。予算編成のときにもありましたように、令和6年度は56万6854トン、年間給水量を予定しているとなっています。1日1,553トンを予想しています。それを考えますと、人間でこれだけ使っていると、トイレも水ですね、1回流するのに以前水洗トイレができた頃は、1回で13リットル使っていました。今は、ものにもよりますが3リットルから5リットルの水を流すときには必要としています。それプラス与論には牛がいます。畜産用の水ですね、それを考えますと一体1日何リットルの水を確保するのか。実際、鹿児島県のホームページをチェックしましたところ、畜産用の牛の水、大体1頭当たり、子供から大人までもありますが25から40リットル飲むとっています。水は人間だけで使ったら牛にあげるだけでなく、実は病院でも使っています。薬を飲む水もそうですが、医療や透析などそういったものにも大量の水を使っています。災害が起きたときこの水を、まず与論町は川もないし地下水に頼っています。もし、この地下水が汲み上げられない、どうしようもなくなった場合、実際水は島外から持ってくるのか、それともこれだけの水の備蓄というのは無理ですので、どういうふうにしてこの水の確保を考えているのかお伺いします。

○議長（沖野一雄君） 仁✓水道課長。

○水道課長（仁★和男君） 大変難しい質問をありがとうございます。この件に関しましては、実際にまだ検討したことがなくて、将来的には与論町の周りには海水がたくさんありますので、その海水を飲み水に変えるシステムとか、そういったのが考えられるのではないかと思います。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 海水を水として飲めるレベルまで使えるようにできれば、本当に水の心配はないと思うのですが、それでもやはりこの水に関しては、いろいろなもので実際に無くなってから、本当に緊急性を感じる場合があります。以前、2011年3月11日に、東日本大震災、2016年には熊本地震、2018年には大阪北部地震、2018年北海道胆振東部地震もありましたが、この中でもあまり水に関してはそんなに話題になりませんでした。今回能登半島地震で水というものの大切さをものすごくテレビとかSNS、インターネットで見ることになりました。その中で、先ほどありましたトイレの問題ですね。水が流せないとなると、ではトイレをどうするかということになります。トイレは単なる設備の問題ではなく、関連災害死を防いだり、衛生面から体をきれいに保たないといけません。そのために水が使えない、ではどうするのか。トイレを不衛生にすることはできませんので、ここで聞きしたいのは、もし先ほど言ったトイレが使えないとなった場合、仮設トイレとか携帯トイレ、ポータブルトイレですね、そういったものを備蓄しているのかお伺いします。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） ポータブルトイレにつきましては、若干幾分か整備はしていますが、そこまで大規模になると、そこまで需要の整備になると、ちょっといろいろな予算もたくさん財政が伴うということもあります。今のところ十数個ぐらいは整備をしていますが、そういうところも考えて、今後はまたいろいろな想定を考えながらアルファ米というような食料、それからトイレの備蓄、どうしてもトイレトーパーもすぐ無くなるということで、その備蓄も重要なと思っています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） トイレはできれば建設業関係の方が使っている仮設トイレ、あいったのも集めて、どうにかトイレ対策をしてほしいと思います。実際、トイレがないと、排せつを我慢するために水分や食事を制限する人もいます。そうなりますとエコノミー症候群とかの関連死のリスクが上がるようになります。それとトイレというのはそれだけではなく、1人になれる場所ですので、心理的影響も懸念さ

れるというふうに出ています。内閣府のガイドラインによりますと、トイレの平均的な使用回数は1日5回、復旧するまでは携帯トイレや仮設トイレなど、様々な災害用トイレを組み合わせで対応するしかないというふうに言っています。ですが、これもあくまでも応急処置ですので、これがまたいろいろ言ったら、本当あれもやれこれもやれということになります、トイレに対しても洋式、和式とまたそういうものもあります。そういったことも勘案して、万が一起きた場合は、こういうこともあるんだよということを考えてほしいと思います。それと、これは京都市にある浄水器販売の業者が、全国に水道に対する意識調査をしたアンケート結果がネットに出ておりました。この中で、全国の水道管のうち約2割は、法定耐用年数の40年を経過しています。今回の能登半島地震では断水が続いて、インフラへの整備を本当に必要と訴えている自治体が増えてきているといっています。国内の水道管はその多くが1970年代以降に整備されています。管路の総延長距離が74万キロです。そのうち、法定耐用年数を超過しているのが15万キロ。全国各地老朽化による水道事故が多発しているとあります。所管の厚生労働省の試算によりますと、この74万キロ全てを交換するのには、140年かかるとされています。また、この中で耐震適合率を満たしているのは4割程度にとどまっています。そうなりますと、自然災害などで被害が拡大する恐れがあるといっています。実際、与論町の水道管の耐震適合率というのはどうなっているのかお伺いします。

○議長（沖野一雄君） 仁✓水道課長。

○水道課長（仁★和男君） 今、統計として出ていますが、基幹管路といいまして重要施設というところなのですが、病院、学校、官公庁、避難所とか、そこら辺に給水する水道管の耐震化率が、今、令和4年度の水道統計で大変低くて5.9%というところなんです。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） はい、わかりました。ということは、地震が起きたらやばいよということを言っている数字だと思います。ですが、今すぐ耐震化しろと言われても、実際水道事業を市町村が行う場合は、やはり先ほど町本総務企画課長からありましたように、やはり財政基盤が弱くてそれをする職員数も少ないと、巨額な資金が必要とされる水道管の更新とか耐震化を阻んでいる背景にあります。我々議会も浄水場がもう耐用年数が過ぎていきますので、早く建て直してほしいと県の方にも要望していますが、なかなか進まない状況にあります。こういった状況を本当に水がやばいよということを、水道管もやばいよ、老朽化していますよ、耐震化も遅れていますよということをですね、全国の自治体に本当に知っているのかということをアンケートしたところ、「全く知らない・ほとんど知らない」と答えた人は、国の

自治体で77.5%となっています。これは年齢別にいいますと、年代が上がるほどそういうことは知らないという回答が出ています。それで、厚生労働省は、水道管の更新投資が最もかさむのは2040年頃と試算しています。これは、水道事業者の財政難が懸念されるのが一番だといひます。財政悪化のピークは何年頃かといひますと、大体10年刻みで30年から60年の間に起きるのではないかといいています。その中でも、その水道事業に対して自分の自治体が財政難に陥るのかと、そういったことに対しては、「まだわからない」という回答が一番多かったようです。それで、あと水道水に対して、「もしトラブルが起きた場合、対策を取っているのか」というアンケートに対しては55%が「対策を取っている」というようになっています。自分が昭和の頃は、水と安全はタダだということを言っておりまして。ですが、今水も安全もお金を出して買う時代となっています。こういうことは本当に何かあってからでは遅いので、できれば前もってある程度の対策は取ってほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。ペットの避難についてお伺ひします。これも私が聞いたのは、地震でペットの扱いがどうのこうのではなくて、1月2日に起きたJAL海保の飛行機事故で起きたときに、ペットに対してどうするんだと、これは結構芸能人がSNSやネットで発信したときに、目に留まりまして質問させていただいています。実際、与論町においても、今まで台風で避難された方がペットを避難所に持ち込んだケースはあるのかどうか伺ひます。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 現在のところ、ペットの持ち込みはないというふうに思っています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 今、答弁にありましたように、現時点においては避難所のペットの連れ込みは原則禁止となっています。これがもし与論町において、今、犬猫を飼っている方もいっぱいいます。万が一、連れてくる場合はある程度想定して、ゲージに入れて持ってくるとか、犬猫はここに置いてくださいというふうに、対策も一応考えといたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

まさにそのとおりで、東日本大震災のときもまた今回の能登半島地震のときも、いざというときペットと離れ離れになって、それが原因で今も飼い主さんがその猫を一生懸命探しているというような状況にあります。また、ボランティアの方もその猫を歩いているのはいいのですが、首輪がなかったりとかして、それが飼い猫な

のか飼い犬なのかというのもどうしたらいいのかというのを迷って、非常に困っているというふうにネットの方にも書いてございました。なので、今そういうことで国の方では同行避難ということで、いざ避難のときにはペットと一緒に避難してくださいというふうに推奨しているわけなのですが、先行自治体も避難所において、ペットと一緒に避難しているというのもあると聞いていますが、なかなかその他の自治体の方でも、いろいろな先ほど答弁の方にも書いてあるとおり、いろいろな大勢の方々がこの避難所で生活をするということなので、いろいろな人と人との感染ももちろんですが、動物と人との感染のリスクも高まり、いろいろな鳴き声、臭いとか、そういったアレルギーをお持ちの方とか、いろいろなことが考えられます。ということで、やはり先ほど申し上げましたとおり、ペットと家族とも一緒、同等なので、どうして一緒に共存、避難所でできるかというのにも研究していかないといけないと思っています。ただ、その場所とかどうしたらいいかという問題もありますし、いろいろな形で皆さんとも今後も研究してまいりたいなというふうに思っています。極力是一緒にというふうには、私どももやはり共通の理解で考えていますので、いろいろと御指導、御教示をいただければなと思っています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 私も環境省のガイドラインを見たときに、2018年にペットは家族の一員であると、飼い主の心のケアの観点からペットと一緒に同行避難するのが望ましいとしています。が、実際、避難所でのペットのあり方については、自治体任せになっているというのが現状です。家族の一員という人もいますが、やはり犬は犬ということを見てちゃんと判断しないことには、生態系も違います、人間ともやることも違いますので、そこら辺は理解していただきたいと思います。ちなみに、専用避難所を考えているというのをアンケートがありまして、専用避難所を考えているというのが日本全国で福島、北九州、佐賀、長崎、熊本、宮崎の6市。宮崎市は9カ所予定していると、残りのところは1カ所にとどまるとしています。しかしながら、先ほどの水道管と同じように、やはり財政問題、予算、あと人員の確保ですね、それを取り仕切る職員。あとスペースの確保、どの場所につくるか、避難所のそばにつくるのか、それとも専用のところを見つけてつくるのか、そういったのもいろいろ問題となっています。こういったときに、今から想定していないこと、想定外が想定内になると思いますので、事前にこういったことも考えて対策を取っていただきたいと思います。

次に移ります。質問事項2の空き家問題について質問させていただきます。空き家に指定されますと、いろいろな今度は税制の優遇措置とかがなくなってきます。空き家対策特別措置法というのは、まず空き家の活用の拡大とか、管理確保、特定空

家の除去等、本当に周りの地域の人に事件とか起きないようにしようというのが考えとなります。今までは、特定空家になってからどうしようかとなっておりましたが、現在はその手前ですね、管理不全空家、そういうのも指定をしています。この管理不全空家というのは、まず特定空家の前段階となる物件を新たに指します。中身としては、ほぼ空き家と一緒になのですが、基礎や柱が腐食したりとか、屋根の変形や外装の剥がれとか、白蟻・虫等の被害があったり、山積みになっているごみがあったりと、そういった状況を見て、空き家になる前に管理不全空家に特定して、管理者に持ち主に警告するということになっています。与論町においても結構空き家があるのですが、実際調べてみて、この管理不全空家とかになりそうなところというのは、何軒かあるのかお伺いします。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

平成27年度に空き家実態調査を行いまして、その結果によりますと、大体即入居可というのが51戸、全体の38.3%、また大規模な修繕が必要あるいは建て直しが必要な空き家も44戸、33.8%存在しているという調査結果が得られています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 空き家に指定されると固定資産税の優遇だとか、いろいろなものが受けられなくなります。それにいろいろ古くなってからだとなかなか次に使いづらいということもあります。では、その空き家になるのはなぜかと考えますと、空き家も初めから空き家というのではないです。家をつくって、そこに住んでいて、そこから家族が島外に出たり、島外に出たのはいいが島に帰ってこないとか。あとは親と一緒に住まない、そうすると親が亡くなったときには、じゃあ家はどうするんだとなると、いや、神様をまつってあるからとか、よく聞くのが御先祖様の大事な土地だから人には貸せないというのもあります。そういった場合、本当に今こちら議員でも進めている共同墓地ですね、ああいったものを先に整備して、そこに神様を持っていくと。そうして町で管理するから、神様を移動したときには家を貸してくださいとか、そういった考えも必要となってくると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

その共同墓地に関しては、自分も策定委員会の中でいろいろとあれしたのですが、一応この間のワークショップ、南議員も一緒に参加していただいております。住宅問題のワークショップとかを開催しますと、やはりその神様問

題、神棚問題というのがほとんどで、だからそれがあるから南議員の言われるとおり、それで家を貸せないというところもあってですね。その辺はやはりそういう共同墓地、言われるようにそういうところと連携してやれば、もっと空き家の方も流通するのではないかなと思います。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） そうですね、本当にもう空き家になったから手放すのではなくて、そういった空き家を利用する、次に活かすという考えもやはり島民に周知する必要があるのではないかと考えています。実際、空き家を使ったワークショップや作業場とか共用オフィス、コワーキングスペースとして地域活性化に努めている地域もあります。それとこの空き家建て替えに対しても、空き家の建て替えや用途変更を進めて促進区域というのを設ける制度も導入しています。市町村が活用資金を策定すれば、建物の用途は住宅に限られるエリアでも宿泊業者や飲食店への転用を認めるというのがあります。また、観光地などでは、雨が降ったときとか、天気が悪くて百合ヶ浜に船が出せないといった場合の観光対策にも使えるのではないかと考えています。その中で、与論町においてもできれば空き家になる前にそういうことを町民に説明して、補助を出すよりは補助を出す一步手前ですね、そこで持ち主に話をして、こういうことで使いたいのだが協力してくれないかといったような話し合いも必要となってくると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

建設課の方に、そういう空き家に関する相談窓口を設けておりまして、一応その町民の方からこの空き家なんだけど、町が借りてくれないかなという相談も受けています。状態を見たら与論町とかそういうのが手を出すより、個人間で空き家をやったほうが全然いいと思われそうですよという物件は、そういうふうな感じで指導ではないですが、助言をするような感じで今進めています。また、ある程度少しは手を加えてやらないといけませんが、ちょっといい物件だなというところは、また与論町の転貸借空き家サブリース事業の方で、そういう空き家を回していく。それよりちょっと程度の低いところだったら、今度は民間、官民一体となったその住まいるプロジェクト、その辺で一応安く貸し出して、自分なんかでDIYしながら住んでくださいねという事業も展開しています。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） 空き家になりますと、先ほど言ったように神様だけではなくて、遺品整理とか中のごみとか、あぁいったものも清掃面でも多額の金銭的な負担がかかります。これもネットにあったのですが、未来まごころサービスという遺品

整理をしている会社が採ったアンケートなのですが、空き家になってから最も多かった問題点というのが、不要品の処理が78%です。それに続いて遺品と不要品の仕分け、大型家財の搬出、清掃、金銭的な負担というのが出ています。中でも一般社団法人あんしん解体業者認定協会が空き家の所有経験のある人に対して、行った空き家の処分・活用方法に関する意識調査によりますと、「空き家を処分する際、活用する際に検討したことは何か」といったら、中古住宅・古い家付きの土地として売却、そしてそのまま自身が住む、家族が住むというのが共に37.5%、更地にして売却、リフォーム後に自身・家族が住む、あと賃貸住宅にするというのが続きます。また、「空き家を所有していることでの不安」というので最も多かったのが、老朽化、災害で壊れてしまいそうが40%、その後に犯罪被害や火災が心配、維持・処分にコストがかかる、近所迷惑になりそう、管理に手間がかかると続きます。この中で与論でもミライズケアさんのですかね、あそこが遺品整理しますよというのを見たことあるのですが、大体全国平均で遺品整理業者へ依頼する場合の費用というのが、大体5万円から10万円、高くても15万円となっています。この中で事例がありまして、自分の母親が1人で住んでいて亡くなったと。その家をどうにかしたい、だったらまずきれいにしようということで母親の家に行ったところ、母親の家がごみ屋敷でごみが散乱していたそうです。それを掃除しようとなった場合、掃除費用だけで20万円、家の片づけとか遺品整理、壊れたところの修理だけで30万円、安く見積もっても大体50万円かかるというふうに言われたそうです。それを聞いた場合、その男性は50万円は高いから取っておこうということで、結局そのままになっているそうです。本当にそうになると、空き家になったからどうしよう、じゃあいくらかかりますか、100万円かかりますよと言われた場合、やるかと言われたらはっきり言って考えます。それは日本全国同じではないかと思っています。私も島に帰ってきて両親と住んでいますが、よく言われるのは、「偉いねあんた。よく両親と住めるね」とよく言われます。ですが、新しく家を建てるのも考えていなかったですし、今後親のことはやはり子供がみるのが当たり前じゃないかなと思っています。そういう考えがないと、やはり空き家というのは減らないと思います。ですが、この前令和6年度の税務調査のを見たときも、固定資産税が増えておりました。多分、補助的なものの期間が切れて増えていると思いますが、今与論町を見た場合、新築のお家が結構建っています。こんなところにも家があるのかというのをよく見ます。ただ、新築の家を見て思うのは、うらやましいだけじゃなくて、これが30年、40年、50年後どうなるのかなと勝手に想像しています。そういったものも、今建っている家が空き家にならないように考えなければいけないと思います。だからといって、家を建てるなということはできま

せんので、与論町もなるべくホームページとかそういったものを使って、空き家に対していろいろ情報発信をしてほしいと思います。それで、最後ですが、与論町のホームページ、空き家バンクを見ても、もう何年も前から言っているのですが、ほとんど情報更新がされていないように思うのですが、それに対して答弁をお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

空き家バンクに関して、答弁書の中にも一応情報発信をするということでやっていますが、一応、与論町住宅整備支援補助金を活用された方は、必ず空き家バンクに登録してくださいねという約束のもと、一応補助金は出しているのですが、やはり需要と供給の間でどうしてもその需要の方が大きくて、供給がなかなか追いついていない、空き家バンクに登録する前にもう、登録はしてもらおうのですがすぐいっぱいになってしまうという状況にあります。だから、一応そういうところも見据えて、また本当に要は供給より需要の方が多くて、もう本当に改修したらすぐ借り手が付いてしまうという状況に、今与論町ではあります。

○議長（沖野一雄君） 2番、南有隆君。

○2番（南 有隆君） わかりました。本当に空き家もそうなのですが、地震が来たときに空き家が崩れて、それを撤去するのも自身でやるのか町がやるのか、そういう問題もまた出てくると思いますので、そういった情報は必ずみんなが見やすいように、ホームページなり週報を使ってどんどん町民に発信していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） これで2番、南有隆君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。会議は10時から始めたいと思います。

—————○—————

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時00分

—————○—————

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、喜山康三君に発言を許します。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） おはようございます。一般質問を行います。よろしく願います。

1 職員の健康と職場環境改善について

- (1) 役場業務はパソコンを使い、モニターを見続ける業務が多くVDT症候群の発症をはじめ、デスクワークによる腰痛、メンタルヘルスケアなど健康管理と安全対策にどのように取り組んでいるか。

2 島だち支援制度の充実について

- (1) 保護者が子育て中、最も難儀し、苦勞する時期は専門学校や大学における費用で、兄弟の多い家庭では二人、三人と重なると将来の進学にかかる費用等家計への負担は大変だ。これではもう1人子供が欲しいと思う気も起らない。もう1人、子どもを産んで楽しく、賑やかな家族が欲しいと望む保護者の背中を押す給付型支援制度充実を図る考えはないか。
- (2) 保護者が教育にどれだけの費用を投じているか調査したことはあるか、現在の奨学金制度の在り方をはじめ、今後どのような手立てを講じる必要があるか見解を伺いたい。

3 県事業における町負担及び事業の進め方について

- (1) 電柱のない海岸道路沿いに無電柱化事業の意味はない。事業実施に当たって上水道本管移設費等を与論町が負担する事態が生じている。これから中央通りも同様の事業がある、町が事業へ負担する根拠と事業費及び内訳はどうなっているか。県主体の事業では県がその費用を全額負担すべきではないか。事業完成までの町負担は今後どうなっているか。完成後の町負担金はあるか。
- (2) 製糖時期の県道工事及び主要町道の工事は極力控えるべきではないか。搬送事業者負担をかけ、迂回による脇道は交通事故が懸念される。見解を伺いたい。
- (3) ウブンジュの橋梁架け替え事業により銀座通り、産業通りの交通量が増加し交通安全の観点からも懸念する。工期短縮を図るべきだが見解を伺いたい。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 喜山議員、ありがとうございます。喜山議員の御質問にお答えいたします。質問事項1の職員の健康と職場環境改善について、要旨1をお答えします。

近年の社会情勢の複雑化・多様化が進行する中で、自治体の取り扱う職務内容も複雑化し、行政分野に課される業務が増加の一途を辿る状況にあります。こうした中で、諸課題に適切に対応していくためには、職員一人一人が心身ともに健康で、その能力を発揮できるよう環境を整えることが肝要です。

自治体の日常業務においては、パソコンを長時間扱うものが大半を占める状況であり、御質問にもありましたVDT症候群をはじめ、長時間のデスクワークに伴う疾患の発症が懸念されます。

VDT障害の予防として、厚生労働省のガイドラインでは連続した作業時間が60分を越えないようにし、作業と作業の間は10分から15分の作業休止時間と1、2分の休憩を挟むように推奨しています。

本町の各職場においても、長時間連続した作業状態を抑制するため、作業中1時間ごとを目安として小休止を取り、ストレッチなど眼精疲労の蓄積や作業姿勢の固定化を予防する取り組みを行い、職員の健康と業務の効率化を図ってまいりたいと思います。

また、職員のメンタルヘルスケアについては、職場の環境変化や高度化・複雑化する業務内容、行政外部との渉外事務などが、職員個人への過度な負担としてメンタルヘルスの不調に陥る要因にもなっており、本町においても毎年全職員を対象としてストレスチェックを行い、検査結果を集計して職場環境の改善に活かすほか、高ストレスと判断された職員には、産業医による診断及び面接指導を実施するなどして活用しています。

職員が安心して自律的に働くことができる職場環境の整備を通じ、全ての職員が心身ともに健やかな状態でいきいきと働けるように、管理者側が支援していくことが重要と考えています。

各職場の管理監督者とともに、職員の見守りやストレスを抱えていないかの確認を通じ、職員の心身のケアを図っていくとともに、産業医の面談などを通じた医療面からの助言や指導を反映し、職員が過度な負担を抱えることのないよう、対応してまいりたいと考えています。

質問事項2で、島だち支援制度の充実について、要旨1にお答えいたします。

子供が兄弟で専門学校や大学等に重なって進学している時期などは、保護者は経済的に大変御苦労なさっているものと承知しています。

現在、本町の単独事業として、給付型支援事業である「与論町子育て支援金事業」を平成23年度から継続してきているほか、与論高等学校卒業新生活応援支援金や町育英奨学資金貸付事業を実施しているところですが、これら既存事業の充実も含めて、子供たちの島だちや進学を少しでも応援できるような施策を検討してまいりたいと思います。

また、国におきましては、令和2年4月から「高等教育の修学支援新制度」がスタートし、住民税非課税世帯等の学生を対象に、一定の要件のもと、大学や短大、専門学校等の授業料の免除や減免、給付型奨学金の支給を行っています。令和6年

度からは、多子世帯や理工農系の中間層に対象を拡大し、さらに、令和7年度からは、多子世帯について授業料等は無償とする計画があるなど、高等教育の修学支援の拡充が図られており、これらの国の支援策の周知にも努めてまいります。

質問事項3で、県事業における町負担及び事業の進め方、要旨1についてお答えいたします。

無電柱化事業は、防災、安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興に資することを目的としており、与論町においては台風等の防災対策として、災害時における交通ネットワークの確保を図る上で、有効な事業であると考えています。

上水道管移設費については、道路法第32条第1項第2号の規定において「水道管等の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない」とあり、沖永良部事務所の道路占用同意条件として「道路工事その他道路管理者において必要があると認めて占用物件の移転、除去、改築等を命じたときは指定の日迄に、占用者の負担においてこれを履行すること」として許可を受けていることにより、与論町が負担するべきと考えます。

現在進めている事業の負担額は1メートル当たり5万2500円で鹿児島県の補償額が2万9000円となり、補償率は約55%になります。これから工事が進捗していく中で負担額も増えると思われますが、防災・減災及び景観形成の面からみても協力して事業を進めるべきだと考えます。

また負担金に関しては、もともと本町の負担金が生じない事業なので、完成後の本町の負担金はないと伺っています。

3、県事業における町負担及び事業の進め方について、要旨の2についてお答えします。

与論町の発注する工事については、主要道路や与論島製糖内の工事に関しては、各関係機関等と協議を行いながら発注時期をずらす等の対応を行っています。

県発注工事における沖永良部事務所の見解は、「短期間で終了するイベントなどにおいて県道工事が支障となる場合は、個別に御相談いただきたい。」とのことでした。

また迂回路に関しては、鹿児島県道路整備職員が巡回を行い、安全に通行できるように努めています。

県事業における町負担及び事業の進め方の要旨3にお答えします。

沖永良部事務所に確認したところ、「兼久橋は供用開始から50年以上が経過し老朽化が著しかったことから、昨年5月8日から通行止めを行った上で架け替え工事に着手したところであり、現在、橋台工事に続く護岸工事を実施しており、本年

度末における工事の進捗率は事業費ベースで約60％となっています。残る桁架設等の上部工事についてもすでに契約を締結しており、今後とも適切な工程管理を行いながら、できるだけ早い時期に供用を開始できるよう努めたい。」とのことでした。

また与論町も兼久橋架け替え工事に伴う通行止めにより、銀座通り及び産業通りの交通量が増加しているのは認識しています。その上で、信号機のある交差点について混雑を避けるため、与論幹部派出所と建設課で協議を行い、信号機の時間調整等の対策を実施しているところです。

引き続き交通事故を未然に防止するために、与論幹部派出所や沖永良部事務所と協議を行いながら対策を講じてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 質問ありがとうございました。質問事項2の島だち支援制度の充実について、要旨2にお答えいたします。

保護者が教育にどれだけの費用を投じているかについては、調査しておりませんが、日本学生支援機構の調査によりますと、一般的に学費のみで全て公立の場合約1000万円、全て私立の場合約2000万円かかると試算しています。

町の育英奨学資金制度は、現在、貸与型となっており、専門学校、短大、大学生25人に1人毎月4万円を貸与しています。また、今年度からは、新たに与論高等学校卒業生の島だち支援として、新生活応援支援金として1人当たり5万円を支給しています。

現在、支援している各種検定試験費の補助、就学援助、中学生の各種島外大会派遣費の補助、小中学生の修学旅行費補助などを県と連携しながら引き続き行い、保護者の家計負担の軽減に努めたいと思います。

また、今後は与論高等学校の修学旅行時に、1人当たり2万円の補助をしたいと考えています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 質問いたします。

以前からずっとお願いしているのですが、質問事項をたくさん出していますが、できれば簡潔にまとめて質問は1年に4回しかないのですよ。しかもたった4時間しか一般質問をする時間はないのですよ。少しその意味を考えてくださいよ、執行部の方。もう少し答弁もしっかり簡潔にまとめて質問事項を多くしていただくようお願いしておきます。副町長、お願いしますね。

私、この1番の質問については、これはもう副町長の責任だと思うのですよ。副町長が町長が当選された後、副町長ということで新聞のインタビューを受けていま

すが、そのインタビューで副町長はどういうことを言われましたか、覚えていらっしゃいますか。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

たしか新聞に載せたのは開かれた行政ということで載せたというふうに覚えていますが。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） いや、副町長が覚えているのと、その新聞記者がどう捉えたかは別だと思うのですが、ここにね、新聞を持ってきたのですよ。この中にはね、職員の能力を活かす環境をと書いているのです、これね。就任されてから今まで職員の能力を活かすために、どういうことをしようと思ったのか。これについて答弁をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

私のところによく決裁を持って副町長室に参ります。その中でもいろいろその職員の考え方とか、今現在どういう形でこれをしているのかという聞き取り調査とか、いろいろそういう相談を受けながら、これはどうしたほうがいいねというふうに相談しながら進めているところです。また何かあったらまた教えてくださいということで、一緒にその業務を遂行できるように整えつつあるというふうに思っています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私がお聞きしたいのは、職員の健康管理についてどれだけ配慮しているかということを主に聞きたくてこれを出しているわけです。町長も副町長もそこそこ歳ですよ、老眼になったり、近眼になったりね、いろいろ文章を読むのもつらいのではないですか。やはり職員はずっとモニターを見ているから、非常にきついのですよ、ある意味。そしてある担当課なんかは、夜10時過ぎまで残業しているところもありますよ、もうびっくりしますよ。これだけ頑張ってその職員にどれだけの報いがあるかどうかはわかりませんがね、こんなにまで苦勞してやるんだったら、別に課長にもなる必要はない、役場職員になる必要もないかって、いろいろなそういう問題が出てこないか。それからその近年は入庁、いわゆる採用試験受けてからも辞める方が多いような感じがしますよね、以前と比べて。1年から5年以内の退職率なんてどういう状況ですか。御担当の方、御存じでしたら教えてください。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

確かに1年から5年間、今現在いろいろな考え方の多種多様な方もいらっしゃいます。また、社会情勢の中でも、昔は入ったら最後まで、終身まで働きたいというような考え方の持ち主のそういうふうな流れでございましたが、近年はいろいろな可能性を含めた自分が持っているところであれば転職したりとか、そういうふうな流れになってきています。与論町におきます1年から5年については、これまで5年間ではこちら資料は持っていないですが、2、3人ぐらいいらっしゃったのかなというのを記憶しています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 町長に伺いますが、今回一般会計予算が出ましたよ。これ、最初から最後まで目を通されましたか。いかがですか。してあるか、してないかだけで結構です。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） はい、しています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私がそれを聞くのはね、もう結構字が細かくて結構大変だと思うのですよ。だから今ITだとかDXだとかいろいろ言われている中で、こういう議会情報とかそういうものはIT化するとモニターで拡大して読めますよね。わざわざ拡大してプリントまでもらわなくても。非常に作業能率も上がって読みやすくて、仕事もはかどるのではないかと。これは議員の皆さんも同じじゃないかな。もちろんパソコンを使っている方はですね。だからそのこういうデータを出すときにも、皆さんが見ているような状態でこのデータを出すとか、要するにデータで出ししてほしい部分があるわけですよ、やはり。その辺もね考慮していただけないかと、これは職員だけの健康の問題だけではなく、もっと本当に目を酷使する職場だから、モニターの質の良いのをあげる、そしてもっとワイドの大きいのもっと配置する。そういう基本的なことからは是非やっていただきたい。総務企画課長は把握はされていないと思いますが、今この庁舎で使っているモニターの大きさとかですね、それがどの大きさあるか、そしてこれは小さいか大きい、その集計とかは取っていないですよ、取っていますか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） そのような集計はちょっとしておりません。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） それから、役場職員の労働時間と環境とか、そういうことにいわゆる本来なら労働組合とかがあって、そういうある意味別の形で働く人の側面か

らの支援できる組織とか体制ができていますね、御承知のように与論ではそれはいいですね。それをでは誰が担って、誰がその執行部と交渉してやっていくんだと、そういう場所もない、機関もない。黙って言うこと聞いてそのままやれよという感じになってしまいますよ。その辺の配慮をね、ここで労働省のガイドラインとか1時間の目安とかっていう、どこからか取ってきたような文章を並べる答弁はいらないのですよ。ね、町長。こんな答弁はいらないよ、本当に。何もならない。私がお願いしたいのは、今の状況のままで役場職員が将来にわたって、もっとやる気も出て、あつ、もっと俺は頑張って課長にもなってみようと、そういうやる気の出るバックボーンをどうつくり上げていくか、それも私は非常に大事だと思うのですよ。これについて町長はどういうお考えですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、喜山議員がおっしゃったのは、もう本当に胸の中に刺さるお言葉で、私も去年の9月25日から登庁してから、そういう状況はおっしゃっており、何か一部の職員に過大な業務が乗っているのではないかと。そこら辺を今私がどうのこうのとやっている作業をですね、指導できるかどうかちょっと今のところはあれなのですが、今おっしゃったところの職場改善はちゃんと全体的にしていけないといけないと思っていますので、それに組み込んでまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私は、田畑町長ならできると思うわけです、こういうことが。何というか考え方が柔軟なのです。だから是非、それを月1でも2、3カ月に1回でもいいから、職員を集めて回って、どういう状況ねとか、そういう心配りができる町長だと思いますので、是非それを頭に置いて、私は頑張って課長にもなりたいというような、課長に管理者に過度の負担をかけないようなやり方というのは大事だと思いますよ。よろしくお願いします。

それから、産業医の面談とありますが、この産業医は何科のどこの医者がやっていますか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 現在のところ、嘱託でお願いしてやっています。内科の先生です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 内科なんて、健診でやるから別にどうってことないのではないですか。もう少し本当の意味での産業医のその辺をもう少し是非考慮しながら進めてください。とにもかくにも、職員の意見とかそういうものを言える場をつくって、それをきちんと聞きとどめて、ではこれをどういう形で改善しようかと、その改善

方法まで見定めるような、そういう方向付けが必要ではないかと。是非それを要望してお願いしておきます。

次の2番に移りたいと思います。田畑町長の一番のぶっちぎって当選した理由も、私は、子育てを何とかしてやっていただきたいという町民の強い思いからだと思っていますので、今度3回目ですよね、町長が9月と12月と3月で子育てについて質問しますが、今、教育長から答弁があったのですが、私立で2000万、公立で1000万、これは全国平均ということですよ。私は全国平均の話はもういいですよ。与論島の家族の親御さんがどれだけの難儀をしてるかということについて、どこまで教育長が調べたのかなと、また調べてほしいが、考えたことありますか、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） おっしゃるとおり、これは全国的な試算ではございますが、それに加えて島の場合は、島外への旅費であったりとか宿泊であったりとかという部分も、ほかのところよりかかる部分はあるかと思います。そういった中で、この調べるという意味ではなかなかどの世代で、全部子育てが終わってから調べたほうがいいのか、途中で調べたほうがいいのか、それからまたプライバシーだったり、いろいろな面で調査するという部分に関しては踏み切れてないところなのですが、感覚として自分も親に育てられながら、親が苦勞してどれだけ出費して出してきたかということは認識しています。ですので、そこに関する負担軽減をしていかなければいけないということで、今度いろいろ考えてまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ネットとかいろいろ見て、新聞でも見られてもおわかりだと思いますが、やはりいい大学に行っていい勉強をするためには、基本には何だかんだ言っても経済的理由が大きいようなことがありますよね。これも去年の12月のものですが、恵まれた家庭ほど好成績、数学リテラシーなどで分析、深堀、毎日新聞の中で、やはり経済的に恵まれないと学校に行けないと、いわゆるいくら能力があっても成績が良かったとしても、なかなかそういう経済的差別というか区別というのは、そういう状況の中では、なかなかいい大学に行って勉強できないと。そういうことで経済が教育にもたらす大きな影響、ましてやこういう離島においては、相当難儀しないと大学にも行かれないと。ここを私は町長はじめ、是非もっと真剣に考えるべきじゃないでしょうか。それから、私は奨学資金の貸付事業がありますよね。日本中、子供たちを学校に行かせる時点から借金漬けにしているのですよね、思いませんか。簡単な話、大学に入っていい学校に行ったら勉強しようと思った途端、その時点からサラ金地獄に落とし込むようなものではないですか。極

論ですがね。そして、女の方が二十三、四歳で大学卒業して30歳以内で結婚しようとしたときでも、そのときも借金を抱えて結婚して、なおかつ子供を産んで、また子供の育児費とか負担して、これでは子供が増えるはずがないです。逆にこういう貸付制度ができたおかげで、出産が減っているのではないですか。これは逆効果が出ていると思うのですよ。世の中、もう何でもかんでも借金漬けにすることばかりですよ。私は一見見栄えはいいですよ、聞こえは。ああ、あなたは勉強したければ20年、30年かけて奨学金で支払って、大学行けますよといいますが、こんなのね、見てくれですよ、とんでもない落とし穴ですよ。これについて教育長はどう思いますか。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 私も高校から大学にかけて奨学金を借りて、それに返済してきましたが、今の町の中では月4万円ということで、大学生であると4年間で約200万円ぐらい、それを約15年ぐらいかけて、無利子で返済していくという形になります。そうすると、大体年13万円ぐらい、月1万円ぐらいの返済だという計算になりますが、そういった中で、そのお金を返すために一生懸命大学生活を頑張ったり、仕事で稼いで返していこうという、そういうモチベーションの方を大事にしていくという考えで貸付けの部分はプラスにしていきたいなと思っていますし、また、それに対してそれに頼らないでという部分に関しては、全員が借りてほしいという部分ではありませんので、そういった返せる状況の人たちが借りていたという制度。またはこの人数的な部分で制約はありますが、もし改善するとすれば、借りたいという人がいたら、その借りたいという人全員に貸せるような、そういうところは検討していてもいいのかなと思っています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私が言いたいのは、確かに大学の学業をするために費用が必要で、それを奨学資金を借りていくというのは結構な話ですよ。けれど、これは大学を卒業して、あるいは専門学校に行って、すぐ翌月から就職できた人の話でしょう。中には就職もできない、あるいは自分が考えたところの職場とは違うから辞める、要するにこれを借りた100%の人が順調に社会に出て、順調に給料をもらって、順調にいくというのがね、どれだけの率があるかということです。いろいろな意味で社会的な、いわゆる大学生失業時代だとかいろいろな時代がありますよね、そういう困難な中でもこういう借金をおぶって、ましてや男はともかく、女の方が借金していて仕事がないのにどうしようとか、それが結構出てるわけではないですか。私は町長にちょっとこんなことを申し上げられないが、町長のこの立候補したときの声ね、また持ってきたのですが、町長も大学を中退していますよね。

いやいや、そういうもんだと思うのですよ。借金して大学に出してもらって、親にもお金を払ってもらって入学金も払って、やってもらったが、やはり私の性格と合わない、私はまた別の仕事をやりたいと、そういういろいろなことがあるわけですよね。だからそういう中において、私、こんな形で子供たちに借金させるのは非常に怖いなど。もう少し、一定の形になるまで、大学とかそういうものを好奇心を持っていく人に対しては、一定の例えば半年置き、あるいは1年置きに、きちんと給付型のものを行ってしかるべきではないかと、そういう考えで言っているわけなのです。是非ね町長、子育てといっても簡単な話が大学まで行くまでが子育てになってしまいますよね。そこまで配慮して制度を設計する必要があるのではないかと、その辺について、私は今回医療費について町長が12月の質問に対して答弁されたように、今回の予算にあったのですが、私は生ぬるいのではないかと。もっとテコ入れしてほしいなど。そのテコ入れするための財源はどうするかと、それについてどういう考えがあるか一言お願いします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） まさしく喜山議員がおっしゃった、ぬるいと言えばぬるくて緩いんでしょうが、実際に財源の中に入ってみたところ、例えば給食費を無償に0歳から18歳までですとなると、約4000万近いお金が必要だということで、今の財源では多少無理があるかなと、あとの事業に差し支えるかなということで、今支援金と給付金と、私は場内で総務企画課長をはじめ教育長、副町長でこれを給付型にできないかというところを議論しました。25人の枠で給付型にすると、もうもらい込みで使ったままということになる。言葉は悪いでしょうが、与えた月々4万円がどこに使われたかというところは、いわゆる不透明なところも出てくるのではないかとということで、取りあえず、今すぐ大学卒業してから、そのかかった奨学金を即返せということではなくて、就職してから返済を求めるとか、また物価高でもありますので、4万円を月5万円にしてもいいでしょうし、その枠の範囲で25人を30人の枠に広げるとか、そういう枠の範囲は許容としてあるのかなと思っています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） こういう子育て支援とかの問題になるときは、国も同じなのですよね。必ず財源の話が先に出るのですよ、ではその金どこから持ってくるんだと。言っていますよね、500円だと言っていたのが今度は1,000円だとかね、税金にしましょうと、結局今の子育て世代に全部その負担がいくだけではないですか。訳のわからないことばかり言っている今の自由民主党の岸田なんかね。私が田畑町長にお願いしたいのは、こういう財源が先に出て、いわゆる要求が封じ込

められる、この論理展開はもうやめてほしいと。その財源をどうしてつくるのかということを考えるのが、トップの仕事なのですよね。それから、今答弁にもあったが、そのお金がどこに使われているかわからない。確かに公費を出す以上、その人がきちんとわかることが、本来のもちろん財政運用をする立場の方は当然ですよ。だったらそれをどういう形で回収をするか、その辺のいわゆるテクニックですよ。だから、その辺の制度設計をどうするかということと、まず財源問題をまず持ち出してくれるなど。いいですか、オリンピック開催とか、それから防衛費の増額とか、それから今の万博のこととかね、もう増額ありき、増額ありきではないですか。けど子育て支援なんて、どこにも話は出てこないです、そのままそれっきりで。だから、国のやることと地方の市町ね、町長がやることと同じことはもうやるなよと僕はお願いしたいわけ。何のために与論町長になったのですか。町民が選んだのですよ、町民の代表ですよ。是非ですね、その辺を頑張ってくださいたい。それから、財源のことを言いましたが、では町長は一般会計予算を一通り目を通したとおっしゃいましたが、今の一般会計予算書の中から子育て支援について財源を抽出できませんか。できるところはないか考えたことはありませんか。いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 一般財源の中から全部充てようと思えばできると思います。でも、これだけ一本にしてしまいますと、ほかにも並行してやらないといけない事業も確かにあると思いますので、そこだけを100%子育て支援にやるというのは、今の段階では私も苦渋の決断でちょっと難しいかなと思って判断いたしました。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私は、今マスコミなどでもよく言っているように、子育て支援と言っても本音は子供をもっと産んでほしいと、そして人口を増やしたいと、それが本音ですよ、この子育て支援の本音というのは。だったら、お母さん方が子供たちを頑張って産んでみようと、がんばろうという後押しするのはじゃあ何でやるのですかと言っているのですよ。今のやり方とか今の予算配分では何もちが明かない、堂々巡り。もっと悪くなる一方ですよ。だったら町長はここで公約した子育て支援、もっと与論島が人口が減少しないようにどうしようかと言うんだったら、思い切ったことをするんだらうと僕は思っていたわけ、またしなくてはいけないと思うわけ。4年後は確実に選挙があるわけですから。是非、そういう意味で子育て支援には今までのようなパターンの考え方ではなくて、根底的に考え方を改めて、財源の手当てのやり方も考えてやっていただきたいと思うのですよ。それについて副町長。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

今年度の当初予算の方には、これとってそんなに特化したものはまだ出しておりません。しかし、今年度新たに推進室をつくって、その中でメリハリのある事業を見出していかうかなというふうに思っています。これまでやってきたものも精査し、新たに何が今必要なのか、やはり地域の方々、各種団体、揃っていろいろなことから一つずつ掘り下げて考えて、必要なものを計上してまいりたいというふうに思います。確かに、すぐにやろうと思ったらくさんの予算をかき集めて投じることとはできるのですが、それはただ行政だけでそのような形をするのではなくて、地域の方々、いろいろな悩みの方々の意見も踏まえてすばらしい事業ができるように、予算化についてはまたこれから努力して頑張ってまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） やはり副町長の答弁は官僚の答弁ですね。いわゆる役場職員の答弁。もちろん数字を預かっている方は当然そういう答弁をして結構ですよ。私は、一番言いたいのは、町長ですよ。町長が政策の根幹をきちんと考えて、本当に何をすべきかということが一番重要ではないかと思うのですよ。ここにちょっといいのがあったので持ってきたのですが、「儲かるのかと問う小学生並みの経営幹部、算数経営のなれの果て」というのがあるですよ。要するに、今副町長がおっしゃったように、みんな集まって会合をして、いろいろなことを検討してやりましょう、そこからどうされるかやりましょうかというものは、これは経営者の仕事ではないのですよ、事務方の仕事ですよ。町長はトップの経営者ですよ。経営者が何をすべきかということの根底的な考え方、これは商売のこの話ですが、「リーダーは儲かるのか、できるのか、誰がやるのか、事例はあるのかなど、そういう言葉ではなくて、自分のこととして自分で戦略を描き、実行する、勉強する、調べるなど、自分ですることが重要です」ということです。田畑町長自身が自ら、どうすればいいか、何をすればいいかということを考えて、これをきちんと答弁するのが一般質問なのですよね。だから、きつい言い方をしますが、是非いろいろなことがあると思いますが、こういうことをやっていかないと与論は駄目だ、こういうことを将来の子供たちにきちんとやっていきたいという根幹をきちんとつくってほしいと、次の6月議会にはそれを期待して、このことについてはこれで終わって次に移ります。

県事業における町負担のことなのですが、20年近く議員してると、県の事業のやり方とか町の事業のやり方とか、いろいろなことを聞かされるのですよ。県道舗

装工事しようと、それに与論町の排水の通路があると、これは与論町が負担すべきではないか、いや、鹿児島県が負担すべきではないかと。県と町で押し合いをやっているわけなのです。これは1つの例。当然副町長も建設課長をされたから、そういう事例は何件かあったと思うのですよ、私聞いていますがね。県事業だからといって、県がすべきだからといって、これにまつわる様々なこういう補償事業みたいなものが出てくるわけですよ、今のいわゆる地中化の事業でですね。こういう地中化の事業にいくら予算がかかるかもわからないで、陳情があったから要望があったからやりましょうといって、県の予算付けてやりますよね。その予算の中の与論町がどれだけ負担するかということは、私たち議会にも説明がないわけですよ。こういう事業の進め方ってありますか。

○議長（沖野一雄君） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

やはり事業を実施するに当たっては、緊急性、どうしてもインフラ整備をしないといけないということで、まず要望を出します。その中で町で持ち出すもの、県で持ち出すもの、それから国で持ち出すもの、いろいろ検討してそこで財源を確保していくのが一般の事業だと思います。やはり地元で事業を実施するに当たっては、ある程度地元負担は求められるのは覚悟の上だというふうに思います。しかし、できるだけ国や県の方に要望して、この負担率を下げていくのがまた我々の仕事ではないかというふうにも考えます。ですから、事業を実施する上では、それだけの負担がどうなるとか、自己負担はいくらになるか、県がどれだけ持ち出しになるかというのは、重々検討した上での施工だというふうに考えています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 茶花海岸通りに無電柱化事業というのをやっていますよね。電柱もないところに何で無電柱化事業をされるのですか。その理由の説明をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

今の茶花中央通りのところに無電柱化まで進めていきますが、実際九電の方からそこだけ無電柱化しても九電からそこまでに行く間電柱が立って、その電柱が倒壊したときに、またせっかく無電柱化したところに電気が供給されないという観点から、やはり海岸線の方を一番近い海岸線を通して、中央通りを通して役場まで来るという無電柱化の事業だと考えています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 一見理屈が合っているが、全然理屈は合っていませんよね。そ

の無電柱化事業を行うのに当たって、どういう道路からどういう形でどういう予算があって、町はどれだけ負担が今後考えられますということで説明を受けましたか。どうですか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 一応、無電柱化事業は与論町の方も窪舎1号、今、中央公民館の方から役場までの方も無電柱化事業を計画をしています。またそれと一緒に鹿児島県の方も県道の方を通過して、鹿児島県の負担でやっていくという事業の方は説明して受けています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 町長、この無電柱化事業をやるに当たり、どこの通路を通過してどういう形でやるんだと、それに与論町の負担はどれだけかかるんだと、そういう具体的なこの事業計画の中で、与論町に対してちゃんと説明があったかどうかを私は建設課長に聞いているが、まともな答弁ではないですよ。どう思いますか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 言い訳するわけではないのですが、この発電所から役場までの無電柱化というのは、私は景観形成とかそっちの方ではなくて、やはり台風時における電力のあれができなくなるのを防止するのが第一目的ではないかなと僕自身は感じておりまして、そこに対する先ほど裾分建設課長が申しましたが、発電元からつないでいかないと役場まではつなげない、そのコースとしては最適なコースを選んでいるのではないかなと認識しています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 言い訳ではないですがと言っていますが、言い訳になっていますよね。私たちもこれについては賛成だったわけですよ。別にこれを異議を申し上げるわけではない。極端な話が台風のときに停電するのは、朝戸地区からずっと上の方の地区がほとんど停電が頻発しているわけで、私はてっきりその辺の改善のために主にやるのかなという考えで、私は考えたのですが、いざ蓋を開けてみたら、だって与論町庁舎には非常発電機もあるでしょう。停電になってもそれだけのある程度のバックアップはできていますよ。そしてまた今までの事例が旧庁舎においてもここにおいても、台風で全く3日も4日も電気が通じていないという話はないですよ。御存じと思いますが、発電所から例えば向こうの立長の野口石油の前にある第2発電所の方へのケーブルはものすごいでかいケーブルと電柱の間のスパンが狭いのですよ。いわゆるそういう災害対策に対応するために、ほとんどこの間は停電は発生していないのですよね。だから、今の無電柱化事業をするに当たって、本当にその無電柱化による景観の維持と停電対策としての機能が、果たしてどこまであ

るのか。それについて非常に疑問があるのですが、これにそれだけの予算を投じるんだったら、朝戸、城、西区古里、東区の停電対策の方にこの事業を振り分けてほしかったわけです。それはどうですか、この考え方。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 喜山議員の今の御質問にお答えします。

私もその喜山議員のおっしゃったとおり、東区とかそっちの方が大きな台風が来て切断されたときには、復旧するまで時間がかかると。配電事業者の方にその要求をしましたところ、発電する九電の今の場所から順次行かないと、途中、先の方のところだけ工事をしてもそれはつながらないので、そっちの方の事業はできないというお答えだったのですよね。だから、取りあえずは九電と今の本所を結ぶことが最優先で、そこから順次つなげないと、末端の作業から九電側に持っていく作業というのは配電業者からはできないというお答えでした。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） あまり時間がないので、もう少しお聞きしたいのですが、これに伴って水道課がいくら金銭を負担したかお答えお願いできますか。今回の事業の中において。

○議長（沖野一雄君） 仁✓水道課長。

○水道課長（仁★和男君） 今回の中央公民館からパチパチのところまで今年度工事をしていますが、水道課の事業の予算をしまして、1265万円ぐらい。補償費としていただいたのが739万2000円となっています。約55%が補償として入ってきている感じになりますが、なるべくまた補償費を上げていただくような要望はしてまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この工事はほとんど水道課の職員が休み返上で頑張っているのを見ているのですが、これは単純な費用であって、職員の出勤手当から退職金からみんな計算したら、こんな金額ではないと思うのですよ。これ業者に入札したら、この金額では収まらないでしょう、基本的に。だから、こういう金額を与論町は負担しているわけですよ。それを是非肝に銘じて今後考えてください。

時間がないので次に移りますが、こういう県道の工事とかそういうときに製糖期はできるだけずらしてほしい。これは今後労働人口が減っていく中で、さとうきびの製糖工場とかあるいはキビ刈りとかで人が動員される。建設業者も大変だし、だからこの辺をね、これはずっと前から要望していたのですよ、議会の方から。こういう制度をずっとごり押ししているわけ、国と県は。何を偉そうにと言いたくなってしまうですね。地元の事情というのをきちんと把握して、地元でできるだけ潤

うような事業の進め方、時期の設定があつてしかるべきだと僕は思います。是非、
そういう考え方で強く県や国に要望してください。町長、いいですか。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） はい、実行してまいります。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 田畑町長ならできる。できます。よろしくお願いします。以上
です。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） これで5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時5分から始めます。

—————○—————

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、林隆壽君の発言を許します。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 一般質問を行う前に、一言申し上げたいと思います。13年前
に東日本大震災が起きました。そのとき1万8131人の方が亡くなられていま
す。また、今年の元日16時10分、石川県能登半島で直下型地震が発生し、日本
中が驚愕の元旦を迎え、2カ月以上が経過し、未だ余震や地震等が断続して起こ
り、予断を許さない状況です。この地震災害によりお亡くなりになられた方々に対
し、心より御冥福をお祈り申し上げます。また、未だ避難所等において不自由な生
活を送り、御苦勞をなされておられる被災者の方々に対し、お見舞いを申し上げま
す。そして、自らも被災をされながらも被災地の復興支援に官民一体となって尽力
をされておられる方々や復興ボランティアに参加され、懸命に手助けをされておら
れる皆様方に対し、敬意を表すとともに、遠い与論島から応援のエールを送り、一
日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、令和6年度の予算編成に対し、前町長の町政運営への質問を行った答弁に
対し、新町長の見解を伺ってまいりたいと思います。よろしくお願いをいたしま
す。

1 与論町の各種災害等に対する対処について

- (1) 令和4年3月定例会において、突然の津波警報に対し、避難状況や対策
に問題点がなかったかとの質問に、危機管理体制の見直しや様々な課題と
反省点があったとして、「互助・共助」を含めた町全体の災害対策の見直

しを図ると回答がなされたが、改めて、新町長は、どのような対応をなされるのか伺いたい。又、教育現場においては、災害発生時の対応等について、どのように認識され対処していくのか伺います。

(2) 令和4年3月定例会において、災害時の生活弱者に対する生活必需品等の備蓄についての質問に対し、生活弱者が求める生活必需品等を調査・精査し、生活必需品を入手できる体制構築を検討する必要があると回答がなされたが、改めて、新町長はどのように対応されるのか伺いたい。

(3) 令和4年12月定例会において、台湾有事での生活物資等の輸送対策について質問したが、県が指定する指定公共機関等で物資を輸送すると回答がなされたが、新町長は、指定公共機関が運行禁止になった場合の想定と対応についての認識を伺いたい。

2 本町のデジタル化推進について

(1) 令和3年3月定例会において、デジタル化推進について質問したが、費用対効果を見極める必要があり検討が必要との回答であった。新町長は今後、デジタル化推進（DX推進）についてどのように認識をされ、推進していくおつもりか伺います。

以上、伺います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林隆壽議員ありがとうございます。質問事項の1、与論町の各種災害等に対する対処について、要旨1にお答えします。

令和4年1月に発令された津波避難警報時には、御承知のとおり、高台に位置する場所に車両での避難が集中したことから、消防団や消防署の協力を得ながら令和4年度に全集落において津波勉強会を開催し、集落単位での自主防災組織を中心として車両による津波避難時を想定した誘導訓練を開催したところです。

本年度においては、各集落でいただいた御意見を参考に防災マップを作成し、3月中に全戸に配布する予定としており、各世帯における津波襲来時の危険箇所の把握や避難行動の事前想定等に活用していただきたいと考えています。

また、地震や津波襲来時には特に「自助・共助」が必要であることから各集落の自主防災組織を中心に各集落内の要支援者を精査し、要支援者お一人お一人に合った個別避難計画の策定に取り組み、町の総合的な防災訓練の計画及び実施を進めてまいります。

教育現場においては教育長が答弁いたしますので省きます。

質問事項1の与論町の各種災害等に対する対処について、要旨2にお答えいたします。

令和4年3月定例会において林議員より賜りました御質問に対し、本町執行部より平成30年度から水・食料品及び感染症対策物品の備蓄を行っている旨、御回答申し上げていたところです。

今般、当該備蓄物資の保管期限が近づいたため備蓄品の更新のための方法や計画的な備蓄のあり方を担当課において精査いたしました。その結果、生活弱者の方々の中には基礎疾患のある方も多く、減塩食等の配慮食やミルク、介護用衛生用品など個別に配慮が必要な方も多く、画一的な物資の備蓄による対応が困難な状況となっており、毎年台風での避難の際、介護等が必要な要援護者については、担当のヘルパーやケアマネジャーが避難所での生活必需品を事前に準備して持参していただいています。

外海離島である本町は、物流やアクセスに制約があるため、集落の自主防災組織や個人単位での準備が重要です。町民の方々が防災に対する意識を常を持ち、日常生活で必要とする食料や水、医薬品、衣類などの基本的な生活必需品を各個人で準備することが求められます。本町の自主防災組織は、各自治公民館を中心に立ち上がっており、地域の特性にあわせた個別のニーズに対応することができるため、生活弱者への生活必需品の提供にも力を発揮すると考えます。

過去の各地における災害時の事例では、役場が被災して機能不全になる事案も発生しており、本町においても役場が被災した場合には、復旧に数日かかることも予想されます。

本町といたしましては、町民お一人お一人が、防災についての知識を深めるとともに、命を守る主体的な備蓄活動を実践するなど、自主防災の機運醸成を促進するための啓発活動を今後も展開してまいりたいと考えています。

質問事項1、与論町の各種災害等に対する対処について、要旨3にお答えいたします。

いわゆる台湾有事などの事態の発生により、県が指定する指定公共機関等が運航禁止になる状況下においては、国による全島避難の指示が発令され、関係機関への避難措置の指示が通知されることが想定されます。

全島避難の事態が発生した際には、「与論町避難実施要領」に基づく、迅速な避難対応を各関係機関との緊密な連携のもとに遂行する必要があるため、本町を含む関係機関が避難誘導の方法等について共通認識を持つとともに、実施要領について精査する必要があります。

万が一、全島避難の遅れなどにより、指定公共機関等の運航禁止措置が取られた後も本町内に住民が残留した場合には、正確な情報を入手し、備蓄の検討や堅牢な避難施設での生活環境を整えることが重要であるとともに、避難完了までの物資の

供給や援護が必要不可欠であることから、平時より関係機関との連携体制の構築に努めてまいります。

あわせて、大規模災害等に対する本町の緊急対応施策をより強化する観点から、本町への防災監の配置についても検討してまいりたいと考えています。

質問事項 2、本町のデジタル化推進について、要旨 1 で申し上げます。

現在、各種証明発行等における行政手続のデジタル化について、新年度よりオンライン申請ができるよう準備を進めているところです。これにより、役場窓口での待ち時間の短縮や柔軟な時間対応ができるようになり、行政サービスの向上や事務の効率化に効果を発揮するものと期待されます。

また、新年度よりアプリを活用した情報発信について整備を進めており、イベントの告知や災害発生時における緊急連絡などリアルタイムで大勢の方々が情報を取得できるよう取り組んでいるところです。

今後、DX推進を進める上で財政負担が伴いますが、まず、議会運営や行政サービスの効率化を図るためタブレット端末等を導入し、紙媒体の軽減を図るとともに、リアルタイムな情報発信やオンラインなどの会議が開催できるよう環境整備を進めてまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 質問事項 1 の与論町の各種災害等に対する対処についての要旨 1 について答弁いたします。

本町の学校現場においては、授業内外の様々な機会において、地震・津波等の災害は恐ろしいものであるとともに、いつでもどこでも起こり得るものであることを児童生徒に理解させています。

あわせて、各学校は、児童生徒に対して、災害が起こる前に家族で最寄りの避難先を確認したり、家庭に防災グッズを準備したりすることの重要性や、災害発生時における互助の精神の大切さについて指導をしています。

このことにより、例えば、与論高校生が、与論町民の避難の動き出しを早くするためのオリジナルの非常用持ち出し袋「いだいだポーチ」を町民に提案したり、那間小学校の 6 年生が、能登半島地震に対する募金活動を自主的に行い、集まったお金を町長に託したりするなど、各学校において、災害に対する意識の高まりが見られています。

また、各学校では、地震・津波の発生を想定した避難訓練も、実効性を伴う形で行われています。例えば、茶花小学校では、授業時間中に地震が発生した場合の避難訓練と、休み時間中に地震が発生した場合の避難訓練とを個別に実施しているとともに、地震の後に校舎に津波が押し寄せることを想定し、揺れがおさまった後

に、速やかに児童それぞれが与論高校方面の高台に駆け上がるという訓練も行っています。

このように、教育現場では、防災教育を工夫・充実させることにより、児童生徒が自分の命を自分で守ることができるような思考力・判断力や、災害発生後に町民全体で助け合おうとする互助の精神を育んでいるところです。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。すばらしい回答をいただきましたので、これで終わってもいいかなと思うのですが、せっかく時間をいただきましたので、もう少しお付き合いをいただきたいと思います。各種災害等に対する対処の1については、大変すばらしい話し合いが行われ、今現在各個別避難計画の策定に取り組み、総合的な防災訓練の計画及び実施を進めておられるということで、大変安心をいたしています。これからは是非引き続きお願いをしたいと思いますが、この地震津波災害に対する認識、心構えについて、再度町長にお聞きしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林隆壽議員の今の質問にお答えします。

何度も言うようですが、町長の第一の使命は町民、島民の財産、そして生命、体を守るとというのが第一だと思っています。そのために、あつてはならないのですが、もしこういうことがあれば、そういう個別で特に要介護とか弱者のそういったところが早急に対応して、安全な場所に早急に避難できるような町の総合的な防災計画とか訓練とかを実施しなければいけないと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 先ほど南議員が災害対策について微に入り細に入り、細かく質問されておりましたので、私は大雑把に質問していきたいと思いますが、今、町長のおっしゃったこと、先ほど喜山議員がおっしゃったことをそのまま、あなたならできる、よろしくお願いいたします。

それから、教育現場において実効性のある避難訓練をされているというふう to 回答がありました。しかし、小学校低学年の生徒に対しては、特に日頃から会話あるいは授業の中で、避難に対する意識をもっと持たせていくことが重要であるかと思いますが、このことについて教育長はどうお考えでしょうか。低学年に対してです。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。確かに小学校といっても、1年生から6年生までは一斉に同じことを言っても、伝わり方が違ってきます。特に1年生の場合は、実際に担任の先生が言葉だけではなくて、しっかりここまで行くんだよ

とか、具体的に連れながら、その現場現場で指導をしていくことが大事だと思います。これは、災害有事のときに初めて使うということではなくて、日頃の授業の中でも、例えば今であればお別れ遠足であるとか、いろいろなその行事等の中で一つ一つ低学年の中ではわかるように、手厚く今指導していると認識していますし、またこれに関してはそのような指導をしていくように、また強く指導してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 是非お願いします。1年、2年といいますとまだまだそういう判断力というのがまだ整っていないと思いますので、やはりもっときめの細かい対応をしていただきたいと思います。今後とも対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、生活弱者に対する生活必需品等の備蓄についてということで、前回、前々回にこの回答をいただいたのですが、やはり弱者に対してのこの対応というのは、やはりいざとなったときには考えもつかないようなそういういろいろな事態が出てくると思いますので、私たち健常者あるいは若い人たちはいろいろな対応ができるのですが、生活弱者というのはお年寄り、病院、そういう方々ですので、やはりきめの細かい対応というのが必要であろうかと思っておりますので、是非今後とも啓発活動をよろしくお願いいたしますと思います。ちょっとおおざっぱで早く終わりそうなのですが。

それでは続きまして、台湾有事での生活物資等の輸送対策についてということで、少し深堀をしてみたいと思います。先日、奄美市議会3月定例会一般質問で、他国からの武力攻撃などを想定した避難訓練について質問がありました。総務部長の回答には、「実施に向けた準備、検討に入りたい」との回答があったが、与論町ではどのように考えているかお伺いします。町長、総務企画課長でもいいです。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

台湾有事ということで、本来ならばあってはならないことなのですが、もしそのような事態が起きた場合には、まず国の方において、県の方に避難命令とかそういう指示が出ます。それに基づいて県の方から与論町の方に避難指示の要請が出てくると。

○4番（林 隆壽君） 私が聞いているのは、そういう準備、話し合いをするのかしないのか。

○総務企画課長（町本和義君） これはですね、今現在いろいろなシミュレーション、図上訓練とか国・県あわせてやっているところなのですが、今年もまず実際国民保護計画が町でも平成19年に策定されています。そして避難実施要領が令和2年6

月策定してございますが、それを踏まえて今年度関係者を含めて、いろいろな勉強会それから研究を進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） なぜ市議会でそういう質問が出たということで、回答には実施に向けた準備、検討に入りたいということですので、着々とそういう準備の段階もなされているのだろうというふうに思いますので、与論町も奄美よりも危険です、もしあったらですね。そういうことで、そのように考えていただきたいということで質問をしたわけです。鹿児島県では、広大な県土、長い海岸線及び数多くの有人離島を有しており、このような県の地理的・社会的特性はゲリラ等の侵入や攻撃の目標となる可能性が高く、離島からの避難の困難性ともあわせ、有事の際に的確かつ迅速な対応が強く求められる地域であると位置付けられています。そして、離島における住民の避難のポイントとして、「平素から全島民の避難に必要な輸送力を把握、または各離島ごとの避難の基本パターンを明示する」と書かれてあります。町長にお伺いします。全島民の避難に必要な輸送力をどのように把握しているか。把握していなければ、またこれからするのもしよいでしょうし、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今の林隆壽議員の質問にお答えします。

実際に5,100人近くの全町民をどこに輸送するのかというところでは、今のところは实际的に把握しておりません。でも、先ほどの名瀬市議会におきましても、また与論町でも避難実施、そういう想定されたそれは、公式的にその検討委員会を設けるべきなのか、そこはちょっと丁寧にいきたいと。例えば3役はじめ、例えば総務企画課長のところの中で、そこを課長まで含めるか場内で、社内で、職場内でそういうある程度の認識というかそういうところは持って、では公式的に表に出すと大変大きな問題になると思うのですね、いろいろと。そこは丁寧にやっていきたいのと、先ほど質問された避難はどうしても国・県を超えて単町で与論町だけでできる、その発言はちょっと今のところできないので、そこにあわせた。でも想定したというところは、さっきおっしゃったように職場内でも3役はじめ、総務企画課長を含めたそういう認識は持っていきたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 県が示した輸送力を把握するということは、与論町はどれだけの人間は独自で避難できる。そのほかはやはり国・県あるいは自衛隊の力に頼らなければいけないと、そういう具体的な案というのもし考えなさいよということではないかと思います。まさか与論町が全部自分たちの島で賄いなさいということは絶対

に言いませんので、そういう具体的なことを今のうちから認識しておいて、最悪でもいいですから考えていくべきではないかなというふうに思って質問したわけです。それから、住民の避難及び避難住民等の救援を的確かつ迅速に実施するために、都道府県知事が国民保護法で定める基準を満たす施設を管理の同意を得て、避難施設としてあらかじめ指定しなければならないとされています。与論町が指定をする避難施設は、台風や地震、津波災害と同じ公民館や小中学校体育館、地域福祉センター等が指定されていますが、緊急一時避難施設であり、地下施設が皆無です。台湾有事における避難施設としてふさわしいと考えているか。ちなみに、どのような施設がふさわしいと考えているか、町長に伺います。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今の質問のお答えします。

台風があったり、今のところ大きな地震があつてそういう避難というところは今行われていないと認識していますが、その台湾有事におけるそういった避難場所とか、そういったところがどういったふうに想定されるか、今のところちょっと私の中では想定されていないというところですよ。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 台湾有事はどういうものかというのわからないうちで、そのふさわしい施設かといったら誰も答えられませんが、やはりこういうことも認識していただいて、どういうときにどういう施設が必要なのかというのを考えていただくためにも質問したわけです。台湾有事が起こるとは誰が断言できるかというふうにSNSでよく評論家が言われています。では、絶対に起こらないとは誰が断言できますか。これは誰にも言えません。だからこそ、事前対応の心がけが必要であるというふうに私は考えます。台湾有事に関しての危機意識はまだ遠い対岸の火事としての感覚で、町民全体にあるように思います。地震や津波、台風などの自然災害とは性質が違います。早く危機意識を持っていただいて、対処していただくよう要望してみたいと思います。このことについて、町長のお気持ち、言いにくいでしょうから希望なりでも。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） なかなか本当に、今林隆壽議員の御質問、はっきり言って明確な返事ができないというのが私の今の心情です。頭の中では、例えば習近平国家主席が台湾を攻めていったときに、当然先島から沖縄本島、奄美含めていわゆる南西諸島はもう多分空路も海路も断たれるのではないかなと想定されるので、そういった判断は単町でできるかというところがすごくこう、でも必ずさっきおっしゃった中国が台湾をそういう武力で統一することがないということは言い切れない

いので、ないほうがいいんでしょうが、そこはあったときには、国・県のそこの指示に従って、早急な対応ができるような体制というか、そういう認識は持っておかなければいけないとは思っています。そこまでしか発言できません、すみません。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） あまりこういう大きな問題ですが、こういうことを町長にまた答弁させるというのもちよっと何か私も変だなとは思いますが、阪神淡路大震災も東北大震災も能登半島大震災も、突然来ていますよね。予告なしに来了ますので、やはりこういう震災、災害というのは、常に持っておくのが必要ですが、台湾有事については質が全然違いますので、普通の台風災害や津波災害と別な感覚で対処というか、その心構えをいただきたいというふうに思います。そういうふうに要望しておきたいと思います。

続きまして、デジタル推進化について伺います。私自身がデジタル、D X推進についての知識が乏しく、私の口からD X推進を言うと、どの口が言うのかと嘲笑されそうな気がしますが、わたしは日常の何気ない会話の中で、役場職員の人手不足による業務遂行に対する過重労働や業務遂行の停滞など悲鳴に近い言葉が漏れ聞かれてまいります。何とかこのような事態を解消できないかとの思いで質問をしていますので、御理解くださいとお願いいたします。先ほど喜山議員が細かく業務改善に対する質問がなされ、答弁がなされました。私はちょっと別の角度で質問をしてみたいと思います。デジタル推進について、デジタル推進による職員の業務遂行の軽減化ということで、質問をしてみたいと思います。先日、熊本県の美里町議会の総務委員会の皆様が、与論町所管事務調査に来られました。懇親の機会があり、いろいろ美里町のホームページを検索したところ、美里町D X推進計画を令和4年12月に策定され、令和7年度までに行うという計画がございました。推進計画を作成されており、「小さくてもキラリと光る美里町の実現をD Xで後押し」というサブタイトルです。ちょっとこの美里町の推進計画を少し御紹介してみたいと思います。まず基本目標が「行政手続のオンライン化の推進」が、令和5、6運用とありますので、すでに運用されています。それから第2番目に「電子申請システムを活用したオンライン手続きの実施」ということで、もう令和4年から実施されています。それから、行政サービスのデジタル化の推進」ということで、第1に税及び料金等のキャッシュレス決済導入、これが令和4年に検討導入、令和5年、6年、7年で運用というふうにあります。それから2番目に、各種証明書のコンビニ交付サービスの導入については、令和4年度に検討、令和5年度に導入、令和6、7年度で運用という計画をされています。それから問い合わせ対応のデジタル化、A Iチャットボットというものみたいですね、それを令和4年度に検討導入、令和5、

6、7年度に運用というスケジュールです。それから、窓口業務のデジタル化、これが令和4年度に検討、令和5年度に導入、令和6年、7年に運用ということで、スケジュールが組まれています。それから5番目に、テレビ窓口の設置、これが令和4年に検討、令和5年に導入、令和6年から運用ということでスケジュールがなっています。それから電子図書の導入、これについては令和4年から7年まで検討ということで、これは大変難しいようですが、検討するという事で書かれてあります。それから、7番目にコネクテッドカー21の導入検討、これはちょっと意味がわかりませんが、それも検討して導入するというふうに計画には載ってございました。この美里町DX推進計画の策定の背景として、社会情勢の変化による人口減少時代を見据えた安定的な行政運営を目指すとしています。美里町は、昭和60年の1万4983人をピークに減少を続け、令和2年は9,746人、現在では8,501人で、しかも2町が合併した町であり、庁舎と出張所があり、町民サービスの充実のためにはDX推進の緊急性が必要があるという素地がございます。それで進んでいると考えられます。しかし与論町においても、外海離島にございます。また、人手不足、労働力不足の状況の中でDX推進の先延ばしをする理由はないと私は考えています。現在、与論町においても個人的にはAI、デジタルの利用度が増してきていますが、現代社会においては情報格差、これはデジタルデバインドということらしいですが、これが存在していると言われています。この情報格差というのは、インターネットの恩恵を受けることのできる人とできない人が生じる経済格差ということのようです。情報格差が生じる原因に、AI人材不足や年齢差による格差が生じると言われています。小規模自治体がリアル与論町にとって費用対効果を見極める必要は私もあるかと理解をしていますが、町民への行政サービスに対する職員の業務への過重労働の軽減等を図るには、やはりこれは喫緊の課題ではないだろうかというふうに考えて、やはりこのDX計画は進めなければいけないと私は思います。一朝一夕にできるわけではございません。相当期間が必要であると考えますが、計画に取りかかることには遅くはないのではないかなというふうに思います。このことについて町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 町長。

○町長（田畑克夫君） 今の林隆壽議員の質問にお答えします。

私もDXを専門的に詳しく知っているかというと、ほとんど林隆壽議員と同じではないかと思っていますが、これは少子化とかそういう問題ではなくて、やはり時代に合った技術ですのでそれは導入して、効率化を図るという上では導入していかなければいけないと思っています。詳しいところは総務企画課の方でお答えいただければと思います。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） ありがとうございます。

デジタル化推進につきましては、本町も新年度から各課窓口、各種証明発行につきましてはオンラインで申請ができるように今準備を進めておりまして、4月にはちょっと試行的にして、本格的に5月から受付申請して、今のところは町民からの窓口専用のところですが、それを順次水道課また建設課、教育委員会と広げていって、ワンストップで来たときにすぐ対応できるように、今準備を進めているところです。それとまた瞬時に皆さんが行政からの情報、イベントとかいろいろな緊急避難とかを即時に取れるように、アプリを活用して皆さんがすぐ取得できるような情報発信も新年度から取り組みたいと、今準備を進めているところです。確かに職員の軽減を図るためには、これから生成AI、チャットボットみたいに質問に対してそれを答えていくというような流れが全国的に進んでいくと思っていますので、それを整備にするに当たりましては、いろいろな財政負担がかかるということで、今民間ともいろいろな勉強、研究をしながら進めてまいりたいと。これについては是非進める上では、職員にとってもすごくサービスの向上また事務の中の環境整備の向上につながると思っていますので、今後また令和6年度も各部署から職員を募ってそういうふうな勉強会、推進に向けて取り組んでまいりたいとは思っています。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 町民は情報デバイド、情報のインターネットによる格差がある方がおられますので、そういう方に対しては手厚い指導なり援助が必要であらうかと思います。それから与論町発展の原動力は、底辺で支えていく役場職員の頑張りにはほかならないと私は思っています。したがって、職員の過重労働軽減等の対策を図るためにはDX推進計画に早急に取りかかっていたいただきたいと強く要望いたします。町長の御決断のお言葉をいただき、質問を終わりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 町長。

○町長（田畑克夫君） 林隆壽議員、背中を押した御質問ありがとうございます。

町本総務企画課長がおっしゃったとおり、随時進めていきますので、また議員の方々ともタブレット端末をしながら、協議して一緒にやっていければと思っていますので、また御支援、御指導をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） これで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄君） これで4番、林隆壽君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。午後からは午後1時半から再開したいと思います。

す。

-----○-----
休憩 午前 11 時 49 分
再開 午後 1 時 26 分
-----○-----

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3 番、林敏治君の発言を許します。

3 番、林敏治君。

○3 番（林 敏治君） それでは、令和 6 年第 1 回定例会の一般質問を行います。

1 地域おこし協力隊の活動について

(1) 近年、地域おこし協力隊の活動は本町の情報発信や特産品開発、ふるさと納税の推進、人口交流促進、外国人観光客の受け入れ支援など幅広く、地域活性化の推進に取り組んできている。これまでの地域おこし協力隊の活動成果を踏まえ、今後どのように推進していく考えか。

2 供利港待合所の機能強化について

(1) 現在、供利港待合所の切符売場は利用されているが、売店は閉ざされ、利用客が少なく、あまり活用されていない。また、旅行客は、待合所駐車場から乗船する港まで遠く、徒歩で行かなければならないため、送迎車などを利用できるよう強く求める声があるが、県や関係機関と協議して対策を講じる考えはないか。

3 学校給食センターの新築建て替えについて

(1) 学校給食センターの新築建て替えについては、これまでいろいろな課題があり、なかなか進んでいない状況である。今後、計画をどのように進めていく考えか。

○議長（沖野一雄君） 町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員の質問事項 1、地域おこし協力隊の活動について、要旨 1 の質問に答弁いたします。

本町における地域おこし協力隊の活動につきましては、平成 28 年度から今年度にかけて合計 7 人の方を受け入れ、本町の情報発信や特産品開発、海洋教育の推進、ふるさと納税の振興など多岐にわたって活動いただいていたところです。

これまでに地域おこし協力隊として任期を終えた方々のうち、4 人が引き続き島内に定住し、それぞれの方の能力を活かし起業や就職をされておられます。一方で、これまでの活動の中で、残念ながら隊員御本人と本町双方のニーズや業務に関する意見が合致せず、任期途中で協力隊を退任されたケースもあります。

こうした事例を分析し、ミスマッチが生じないよう採用前や着任後のコミュニケーションを密に行い、双方の意見を共有し理解した上で、地域おこし協力隊の活動が十分に効果を発揮できるよう、令和6年度においては、地域おこし協力隊の採用時における周知や募集、情報の非対称性の解消を重点的に取り組んでまいります。

今後は本町における人材の確保・育成や教育、観光や商工業分野における地域振興及び農水産業の支援促進などの分野で募集を検討しています。

各地より有能な人材を誘致し、任期中のみならず任期後も引き続き島内において活躍され、新しい感性や手法によって本町の持続的な振興・発展に寄与されるよう、今後も制度の拡充や隊員が活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。

また、教育委員会の方でも在籍している方がありますので、そちらの方は中山教育長に御答弁いただきます。

質問事項の2、供利港待合所の機能強化について、要旨1に答弁させていただきます。

供利港待合所は平成25年に大規模改修工事を行い、令和2年頃までは飲食店も開業をしていましたがコロナ禍で閉店となり、それ以降は飲食店も開業していない状況にあります。

現在における供利港待合所の使用状況としましては、マルエーフェリー及びマリックスラインの代理店のみとなっています。

今後、施設管理者の鹿児島県と協議を行ないながら供利港待合所の活性化を図られるよう検討してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 地域おこし協力隊の活動について、教育委員会でも1人採用していますのでお答えしたいと思います。

現在、本町に在籍している地域おこし協力隊は1人であり、教育委員会事務局に所属しています。教育委員会事務局の地域おこし協力隊は、現在2期生が2年目を終える時期となっており、1期生、2期生ともに、教育委員会の重要施策である海洋教育の推進やふるさと留学制度等の業務を中心に尽力され、地域住民や児童生徒との交流、事業自体の推進に大きな成果を出していただいています。

特に与論町の教育の特色として県内外で注目されている海洋教育については、地域おこし協力隊の働きによって、学校の教育活動に地域住民が積極的に関わっていく仕組みが整えられており、地域おこし協力隊を任用したことによる成果は極めて大きいものであると考えています。そのため、教育委員会は、海洋教育の推進、ふるさと留学制度等の業務の更なる体制強化を図るため、今後も地域おこし協力隊を

積極的に任用してまいりたいと考えています。

続きまして、学校給食センターの新築建て替えについて答弁いたします。

学校給食センターの新築建て替えについては、当初予定していた建設予定地がボーリング調査の結果、地盤がかなり軟弱であり、地盤改良や基礎工法を十分に検討する必要があり、費用も多額になることから、建設予定地の見直しを検討しています。

また、建設資材費等の高騰により建設費も膨らんでおり、地方債を活用した従来の方法だけでは建設は難しいと考えています。今後の計画としましては、令和6年度に費用対効果や施設機能の再検討を含めた可能性調査を実施する予定としています。その後、建設予定地の決定ならびに基本構想の策定を行いたいと考えています。

現段階の予定としましては、令和7年度には、基本計画、基本設計、実施設計を行い、令和8年度より具体的な整備に着手したいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それでは、地域おこし協力隊について追加質問をさせていただきたいと思います。地域おこし協力隊につきましては、令和5年9月定例会の決算審査におきまして、地域おこし協力隊の活用が地域産業の振興に大きく役立つものとする。活用の構想を練り、地域産業との融合を図り、協力隊の募集に積極的に取り組んでもらいたいという意見書を申し入れてあります。また、ふるさと納税の返礼品については、係る費用を抑える工夫や魅力ある商品の開発、組み合わせなど納税意欲の高まる返礼品の開発に取り組んでもらいたいと、意見申入れをしています。具体的になどのように取り組んできたかお伺いをいたします。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

これまで地域おこし協力隊につきましては、平成28年度から今年度にかけて合計7人の方を受け入れています。その間、ふるさと納税の振興とか情報発信、そういった点にも取り組んでまいりまして、ふるさと納税につきましてはある一定の効果を上げたかなと思っています。また、特産品の開発も含めてですが、まだまだ島からのそういった産物を評価する必要もございます。それから、海洋教育につきましても、これまで2人ほど募集を行い、活動してきているのですが、これも各小学校、中学校、高校と連携して、いろいろな活動を行い、これもある一定の成果を収めて、今活発に海洋教育推進事業を含めまして、いろいろな気付きやいろいろな発想、知らないところの分野の認知度を高めるということも成果を上げているのではないかと思います。今年度は新年度に向けて3人の地域おこし協力隊を募

集しておりまして、10人の方が募集に来られました。その中から3人の方を書類審査それから口述試験など審査しながら、新しい令和6年度に向けて与論島にお越しただいて活動することになっています。海洋教育推進関係に2人の方が来ていただいて活動するようになっています。もう1人の方は地域人材育成の関係の方面で活動して、人材育成の方に力を注いでいくような取り組みを進めています。以上です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私はですね、地域おこし協力隊の活動については、活動の成果があったとは思っていますが、まだ不十分だと思います。本当は不十分だというふうに質問したかったのですが、やはり協力隊というのは総務省からの地方創生ですから、これはもう国がちゃんと面倒見ることですから、できるだけ多くの方を募集するというのが、一番与論町の発展につながるのではないかと考えています。そういう観点から質問させていただいているのですが、この答弁の中に、任期途中で協力隊を退任された方がいるということも私も以前から聞いています。そのふるさと納税、いろいろな活動もしていच्छゃると思いますが、なぜその途中でやめていच्छゃるのか。その原因は何なのか。また、その人に合わなかったとは思いますが、その募集の仕方が悪かったのではないかと私は考えるのですが、いかがですか、その点についてはどう思いますか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） ミスマッチが生じて、いろいろ相互のこちらが求める活動内容、それから向こう側から活動したい思いというのが、十分にいろいろ説明不足があったとは思っています。現時点で7人の方を受け入れているわけですが、現在まで活動している方も含めまして、現時点では6人の方が島に残っていろいろ活動しているのですが、1人の方が途中でやめられて家に帰られたというのは事実でありまして、いろいろその部署でやはり求めるニーズがお互いのコミュニケーション、最初の説明不足とか、いろいろなことがちょっとあったかなと思っていますので、現在は、今お試し期間ということで来ていただいて十分な説明をしながら、そのミスマッチが生じないように丁寧に説明していっているところです。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） やはり受入態勢を十分にいろいろな方々がいच्छゃるわけですから、十分に説明をして、やはり本人が納得した上で採用するということも重要ではないかと思っています。町長、この件についていかがですか。

○議長（沖野一雄君） 町長。

○町長（田畑克夫君） 今、林敏治議員のおっしゃるとおりで、やはり私も地域おこし

協力隊には島のいろいろな分野での起用で、大変重要なポジションだと思っています。まさしくそのミスマッチがないようにですね、本当に面接時で口述も含めてちゃんと精査して、また今回の場合は3人の採用に関しては三役はじめ、担当課とも十分に検討して採用したというつもりで、実際にまた与論に来てからのコミュニケーションというか、やはり島での受け入れも大切になってくると思いますので、そこは丁寧に対処してまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 地域おこし協力隊を人口減少地域などに一定期間移り住んで、観光振興や農業や水産業などに従事して、自治体の魅力発信や地域ブランドの開発などに取り組んで、任期はおおむね1年から3年です。国は自治体に1人当たり上限480万円の活動費などを支援して、隊員の定住定着を目的としています。2022年度の隊員数は6,447人です。令和8年度まで1万人に増やすという目標を掲げているようです。また、総務省は2024年度、都会から過疎地などに移住して取り組む地域おこし協力隊で、外国人の積極登用に乗り出すと。地方自治体と協力隊参加に関心のある外国人のマッチングを支援するため、特別交付金処置を講じる。外国人目線の観光PRなどを通じて、地域のインバウンド増につなげる狙いがある。外国人隊員数は2022年で全国に150人程度おり、年々増加傾向です。また、新たに自治体と外国人のマッチング支援として、都道府県を対象に上限200万円の特別交付税処置を設けるとしています。具体的な活動内容としましては、外国人の目線でツアー企画や商品開発、SNSでの情報発信や通訳を含めた海外観光客の観光案内などを期待しているということです。そういうことで、私も与論町は観光立島ですが、その観光について町長はどう思われているかお伺いいたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、林敏治議員から御質問があった観光についてです。今ちょうど速報値で入込が来ました。2月が465人ひと月ベースで増えていまして、前年度比2カ月間で731人増えていて、この調子でいきますと去年6万人を突破できなかった入込客数が、この調子でいきますと順調にいけば6万人を突破しそうな感じですね、まだ2カ月ですが。さて、どうでしょう。与論の観光を考えたときにいきなりインバウンドを謳っていいものかとか、まだ国内に需要があるのか、またどういった方々を例えば女性層なのか、団体なのか、いろいろな客層なりそこはまた観光戦略の方でも丁寧にあわせながら、また進めていきたいと思いますが、今のところからの数字からすれば外国人の観光における採用とかというのは、今のところは商工観光課長にもお伺いしないといけないでしょうが、私の方としては認識

は今のところないというところです。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 与論町に外国の方が観光として訪れているのは、約700人から1,000人と私は聞いています。まずこの数字が正しいか正しくないかはわかりませんが、そのように聞いています。そこでその外国人を今後やはり与論町のこういう小さな島に、特に沖縄県から呼び寄せるような1つのその手立て、あるいはその通訳、いろいろなことを考えて私は質問をしたのですが、今後やはりその外国人の重要性というのは、私は一番重要であると思います。なぜかと言いますと、沖縄に大きなテーマパークが建設されます。当然、町長もおわかりだと思いますが、そこにはアジアの観光客が約20億人ぐらいいらっしゃるそうです。それでそういうところから外国人が相当沖縄に来島するというふうに聞いていますので、是非与論にも、何とかそこから与論町に何らかの力で、町長のいろいろなアイデアの力で呼び寄せていただきたい。特に、できれば地域おこし協力隊もついでにその商工観光課に入れるとかですね、そういったことをしていただきたいと思います。また商工観光課だけではなくて、農林水産業に携わるような地域おこし協力隊も各課の要望なりを聞いて、やはり各課にひとつ配置できないものかと。例えばその地域おこし協力隊の人数は限られているのかどうか、何人、2、3人しかできないのか、あるいは人口によって何人しか採用できないよとあるのかどうか、その辺あたりはどうですか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 今のところ、地域おこし協力隊の人数の制限というのはないというふうに思っています。今後もしもいろいろな各課に対して、そのニーズ調査を行いながら、それをまず精査して、今度募集を行ってまいりたいと思っています。令和6年度におきましては、新年度予算が成立した後に、また新たに3人募集するということで計画していますので、その他含めまして農業それから水産業も含めまして、またいろいろなニーズ調査を行いながら募集を行ってまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） やはり与論町は一次産業が一番重要ですから、農業あるいは水産業、あるいはそういった地域の活性化になるように、やはり今後は地域おこし協力隊の必要性も大事ではないかと思います。現在はその教育委員会がやっていらっしゃる海洋教育、これも十分わかりますが、この海洋教育というのは本当に重要ですが、今、子供たちは家に帰れば、もうスマートフォンを見たりゲームしたり、もう私は、どこの家庭もそういうふうな感じではないかと思います。ですので、やは

り外に出る機会を与えて、その海洋教育をしてもよろしいですが、その家庭での海洋教育も私は必要ではないかと思います。やはり親が真剣になって、子供たちを海に連れて行って遊ばせたり、そういった経験をさせることが一番重要ではないかと思います。ですので、その地域おこし協力隊がもちろんそれは海洋教育をするかもしれないですが、その中身が私は一番重要です。そういったことも含めて教育長のお考えをお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。今までは、家庭で自然と遊びが海へ行って遊んだりするという時代で、自然と身をもって覚えてきた部分がありますが、今のまた海洋教育の視点というのは、我々がまた学んできた当初とは違って、それを科学的にだったり他と比較したりしながら、それをしっかりまとめて自分でプレゼンをしていくという新たな方法を今小中高でその段階に応じた、レベルに応じた活動をしています。ですので、もちろん家庭でのそういったことも大事だと思いますが、そこに入るまでの入り口の段階で学校でそういう少し興味のあるところから入って行って、では土日、親と一緒に貝殻を探しに行こうとか、ごみ拾いに行こうとか、そういった形に発展していけたらありがたいなと思っているところです。この地域おこし協力隊の持っている力というのは、我々島んちゅが島んちゅの目線で見ているだけのことでなくて、旅んちゅが見ている与論の良さというのを新たな視点で教えていただく、そして、新たな人材もいろいろなところからいろいろなネットワークで島外からも呼んで教育していますので、非常に力が今1人ですが、来年それをまた2人増やして、3人でこの海洋教育をさらにバージョンアップしてまいりたいと思っているところです。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） わかりました。海洋教育も重要です。ですが、いろいろな全体的にやはり今後の活動は重要ですし、また人手不足という今の現状ですから、是非とも協力隊でそういうところを補って、是非町民のためにひとつ頑張ってくださいなと思っています。どうかこれから積極的に取り組むということですが、決意の言葉を町長、お願いできますか。

○議長（沖野一雄君） 町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員の今の質問に、積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、また林敏治議員の御指導というか御支援もよろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それでは次に行きたいと思いますが、供利港待合所の機能強化

についてです。このことについては、令和5年9月定例会の決算審査において、待合所が活性化していないのは、港で乗船券を販売しているからである。港の販売をやめて待合所だけの販売にすると、必ず待合所は活性化する。また、沖縄本部港のように、送迎バスを導入することを検討してもらいたいという意見に対し、県や運送店とも協議をし、前向きに検討したいと述べられています。その後、協議はされていますか。いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

一応県の方とも、沖永良部事務所とも話をし、どうにか活性化できないかという問い合わせはしています。一応、県の方としては自動販売機等の広報は行っているみたいなのですが、やはり売店と飲食店の広報はちょっと行っていないというのが現状です。またこれからどういう効果的な広報を行うかというのは検討協議をしながら、お互い勉強しながら、いい広報ができればいいなと思っています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 待合所の機能強化ということですが、現在はクーラーも故障している、店は閉店されている、飲食店もない。ただ、トイレがあるものだから、旅行者はトイレにだけは入っていく。そういうような感じで私は見ているのですよ。そしてその待合所の整備といいますか、W i - F i の整備はされている。それから屋外カメラは取り付けられているように、ちゃんと待合所の機能が果たせるように準備をされていると思います。しかしながら、やはりそこを旅行客がなかなかあまり利用しないのは、やはり下の港の切符売り場が、すぐ行けばすぐ買って乗船できるというような形だと思います。それはそうだと思いますが、旅行するときに車で来て、駐車場に車の駐車をして下まで歩かなければいけないというように、今、なっている現状です。これはなぜかと言いますと、皆さんの建設課の方から、いつからかわかりませんが、供利港に車やバイクを置いて島外に出発される方は、もう上の待合所まで車を止めてくださいというふうにいつの間にか規定がなっていますが、これはなぜかと申しますと、いつのことかわかりませんが、供利港に車を置いていたら台風か高潮が来て、その車を流して、そして海中から引き上げられるまで定期船の入港ができなかったというようなことがあってからかなと思っているのですが、ずっと下の方に駐車ができたのですね、港にですね。ところが、いろいろな車が流されたり、いろいろ支障を来しているものですから、それを上まで駐車してくださいというふうになっていると私は思うのですよ。建設課長、どうですか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 林議員のおっしゃるとおりです。あの下に車をとめると、

どうしても急な波浪とかで流される可能性があって、それがまた岸壁の方に流されると、定期船の影響が出ると思われるので、上の方にとめるように広報はしています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 旅行をされる方は、とにかく上の待合所の駐車場から下の方に徒歩で歩かなければいけません。特に高齢者の方々は大変です。重い荷物を抱えて、やはりあれは何メートルぐらいあるかな、200、300メートルあるかな、そういう感じでいろいろ高齢者の方から、是非とも送迎車を出せないかという意見を聞いていますので、是非その辺は検討されて前向きに、町民サービスという観点からも考えていただきたいと思います。町長は、有村運送店で一生懸命頑張っていたということもありまして、その点はどう考えていらっしゃるか。

○議長（沖野一雄君） 町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員の質問に、遡りますが、御存じですかね、1回もう全然平時だと思ってコンテナを下にU字溝の入った緑のコンテナを大島運輸の、あれが一斉に一夜にして海岸べりのテトラポットのところに流された事件を覚えていないですかね、あと健診車とか。あれ以降うちの会社では、基本的には口頭で北の港の方には駐車はとめないでくれと要請はしていたのですよね。いわゆる責任が負えないので。県の方もそれにあわせて下の港湾作業地が本来は駐車してはいけないところなのですよね。それで、実は本部港との関連でいいますと、あれはA" L I N E マリックスラインの代理店が、あの本部港に関しては港湾作業場なので、ランプウェイが下ろしたりしたときにフォークリフトの作業場になっているので、そこで事故に当たってはいけないということで、あれは会社側が率先してそこを歩かせないように、本部港に行ったらわかるのですが、必ずバスでの送迎をしますのだと言われるわけですよね。そこは与論供利港との違いだと思います。有村運送店、龍野運送店にも協力いただきながら、県の方としての送迎はそれは到底返事はもらえないですので、町の方でできないかという、今のところちょっと送迎に関しては厳しい、そこは有村運送店、代理店の龍野運送店なんかと協議して検討してまいりたいとは思っています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） わかりました。私が少し突っ込んで考えていることは、今現在、運送会社の受付する事務員が、待合所の切符売り場に約1時間前ほどから入りますよね。そのときに切符売り場で受付をしますが、合鑑というのがありますよね。合鑑を預けます。そしたらその合鑑というのは、当然運送店の車に乗せて下の乗船場まで行きます。そうしたときに、その例えば足が悪い人とか、高齢者とか、

ちょっと下まで乗せてくれないかということも後々は考えられるのですが、もしそういうことがあった場合には、やはりそのついでに、事務員は必ず港の方に船が来たらもうあれは30分前から行きますよね。しかも車に乗っていきます。もちろん合鑑を乗せていきます。そうしたときに一緒に足の悪い人、乗せてくれと言う人、あるいは荷物を持ってくれないかと言う人、それを同時に車にちょっとした大きな車に乗せて行けないものかどうか、ついでにですよ、ついでに。そういうのを提案したいのですよ、実は、いつも考えていることなのですが。だって合鑑というのは必ず預けて持って行かないといけないわけだから、下の方に。だからそういうのをやはり運送店にも積極的に協議しながら、強く提案するべきではないかと思いますが、どうですか、町長。

○議長（沖野一雄君） 町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。林敏治議員の御意見に、また建設課、担当課を通して代理店の方にA" LINE、マリックスラインの代理店、有村運送店、龍野運送店にもお願いしてまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） よろしく願いをいたしたいと思います。

それと、今現在待合所の周辺で、いろいろな整備をされていますね。何か拡張整備なのか側溝整備なのか、駐車場近隣のそばでみんな整備をしていますよね。建設課長それについて説明をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

町富建設との隣接地のところの石の撤去の方に関しては、どうしてもあそこの方にはコンテナ置き場が少ないということで、少しでもいいからコンテナ置き場を広げようと思って、あそこはちょうど与論町の土地なのでちょっとそのままにしておくより利活用したほうがいいのではないかなという思いで、あそこの方は撤去をしています。そしてまた、前の方で吉田電設さんの方が今ハンドホール、その辺を入れています。それはライブカメラ設置用のハンドホールとなっています。またそれに対して県の方も風向風速計の方の設置も考えて、一緒にそのハンドホールから待合所の方に線を通して、そこからライブ配信をするという事業です。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私はまた駐車場拡張に伴って、奥までみんな工事をしているなと思いながら見ていたのですが、やはりそのコンテナもあの駐車場に目一杯積んですよね。邪魔なのですよ、本当に。ですから、そのコンテナぐらいは新しい奥の方に詰め込んで駐車ができるように、やはりそういった整備をすることも大事ではな

いかと思います。ですから、あの駐車場も小さいですよ。昨日行ってみたら3分の2はもう全部埋まっていたからね、駐車している車はですよ。ですから、向こうの駐車場も私は確かに小さいと思います。それともう1点、下の外のあのトイレ。もう高波や台風でもう全然使えない。で、ほったらかしてある。あれを見て皆さんはどう思いますか、観光客が見ると。あんな光景というかも、環境にも悪いし、あれは撤去できないものですか、商工観光課長どうですか。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの質問にお答えいたします。

あの下の方のトイレは老朽化しておりまして、もう使えないということではあります。後々また予算を組んで撤去して行ければと考えています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それと、できれば早くひとつ撤去していただきたい。それとその周辺の港がありますよね、西側の方に、港。港というかあれは何て言うかなあそこは。あそこに駐車してよろしいのですか。ちょっと手前に港があるでしょう、西側に。駐車しているときも見受けられるものだから、どうですか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

ちょうど遊歩道のところの入り口ということですよ。下の海よりはいいのではないかなとは思いますが、やはりあそこも波浪の関係で波が上がってくるというので、できればお控え願いたいというのが私の気持ちではございますが、私たちもそこには必ずとめるなとかはちょっと言えないですね、できれば、台風とかそういうところは、海の状況を見ながらやっていただければとは思っています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） ですから、その高波とか台風とか来なければね、とめていいよというふうにはしか聞かないのですよね。そういうのが安全であれば、天気予報を見て、今日、明日、3日間ぐらいは大丈夫だなということでとめていく方がいらっしやると思います。そういうこともひとつ考えていただいて、是非、管理を徹底していただければと思います。

それから、待合所にはお二人の方を雇用していますよね。その方々の業務というのは、恐らく船の時間の記録、あるいは清掃を中心にやっていると思いますが、その県のところのいろいろな場所を清掃することになっていると思いますが、どこですか。ちょっと教えてください。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

取りあえず、供利港待合所の施設の管理、周りの草刈り、それと中の掃除、それに加えて茶花地区のあそこのトイレの清掃、それとコースタルリゾートの船揚げ場のところのトイレの清掃、あとまた海浜のところのトイレの清掃、その辺の施設周りの草刈り等と管理をしています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） なぜ聞いたかと言いますと、コースタルのことで聞いたのですよ。実は、向こうの管理等は当然ですが、浜。向こうの浜の清掃をしていたというふうに僕は聞いているのですが、これは浜も入りますか、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 一応、今現在やっている女性の方2人なのですが、浜の方まではちょっと手が届いていない状況にあります。その施設周りとかトイレ、シャワー室、その辺の掃除、清掃を行っています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私はその海岸線一帯、清掃もされているなと思って見ておりました。そういうことで質問申し上げました。ですので、やはり待合所の管理機能強化というのは、町民がいろいろ見て、いろいろと聞いてくるものですから、できれば積極的にここは売店を何とか、ひとつ町民からいろいろな声を聞いていると思います。できればもう町民に投げかけて、できれば飲食店、売店もひとつもとに戻って少し活性化できるような、そういうことが一番重要ではないかと思いますが、何か町民から問い合わせがあったということもきいていますが、そういうこともありましたか、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

飲食店に関しては、自分の記憶ですれば大体2年か3年前ぐらいに内地の方からそこで何かできないか、売店の方で何かできないかというところは県の方にお問い合わせが来たとは聞いています。また、平成23年ぐらいまでは町民の方が売店を営業していたというのは、私の記憶にはあります。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） できれば、その待合所は本当に船を待っている間のいろいろな待合所としては、やはり機能すべきではないかと思います。もうとにかく、早くクーラーを、なぜクーラーを直していないのかはわかりませんが、早急にそのクーラーも修理していただきたい。使用できるようにお願いできますか。なぜ今までその5月あたりからだそうですが、クーラーが故障していると聞いているのですが、どうということですか、課長。

○議長（沖野一雄君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） 一応、管理をしている与論町としてもですね、一応県の方にはこういうふうにクーラーが壊れているので、早めの対応をお願いしますということの要望はずっとしています。県とも話をした結果、やはりクーラーをあれだけ替えるとなると、大体1500万円から2000万円ほどかかるという返答をいただいて、県の方もそれだけ修繕費でかけるのかというところで、多分財政側で止まっているのではないかなと思ひまして、一応、その管理費の中からちょっと余裕があれば、取りあえず切符売り場の中の方に家庭用のクーラーとかがつけられるのではないかなと思ひながら、そちらの方も県とちょっと相談しながらやってまいりたいなと思っています。また、切符を書くところも縦型のそういうクーラーとかを整備、そうすれば何十万、100万もかからずにできるのではないかなというところも提案をしながら、ちょっといろいろ協議をしながら進めてまいりたいと思っています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） いやだから、県と相談、相談といっても、早めに町民のことを考えないといけないわけですから、できるだけ積極的に、情熱をもってやはりお願いすることが私は重要ではないかと思ひます。特に町長、町長が頭を下げたら僕はできると思うのですが、いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 町長。

○町長（田畑克夫君） 県の担当者の方に頭を下げをお願いしたいと思ひます。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） そういうことで、是非、早急に対策を講じていただきたいと思ひます。

それでは、次にまいります。学校給食センターの新設建て替えについてですが、このことについては令和元年12月定例会において、給食センターの建て替えの計画は令和2年度に基本設計、令和3年から4年度に建設工事を行い、令和5年度から運用開始を目指す計画であったと思ひますが、というふうにあるのですが、もうあれからですね、未だに何も進まない状況です。そこで私はこれを取り上げて質問をさせていただきました。先の令和5年12月定例会におきまして、一般会計補正予算が地質調査業務委託料236万円の減額、基本実施設計業務2700万円余の減額というふうにされています。また、令和6年度一般会計予算で5100万円余の減額で廃目となっています。ということは、もう全く基本計画もできない、着工もできないというふうには私は心配をして、この質問を取り上げました。ですので、是非その令和元年にちゃんと謳っているわけですからね。なぜ、これまでこのよう

に長引いて、いろいろなもちろん課題もあったと思います、問題点もあったと思います。それを考えたときに、残念になりました。なぜかといいますと、私は高校のそばをよく通るのですよ。そしたらそこに新しい住宅、叶住宅がもう建設されていますね。その隣が給食センターということでしょう。そこを見るのですよね、誰も。ああ、あそこに給食センターが建つんだろうなというふうに見るのですがね。そこを見たときにはもうその中を見ますと、車の廃車が放置されている、あとは農機具が放置されている、全く整理整頓もされていない。そういう新しい住宅のそばにああいう光景を見ると、残念でなりません。ですから向こうにも給食センターなどを建て替えをするのであれば、向こうをもうちょっと指導して整理する必要があるのではないかと考えておりました、この前までは。ところが今日の答弁書を見ますと、その建て替えするところの場所というのは、建設予定地の見直しをすることになっていますね。私もそう考えておりましたが、その建設予定地の見直しを検討することになっていますが、その地権者の方々とはどういう協議をされているのですか。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えいたします。

地権者の方には当初土地の建設予定地を建設する際に検討委員会を開きまして、その中で選ばれた予定地ということで、地権者の方には是非ともこちらの方でお願いする方向でお願いしますと申し上げておりました。その中でいろいろ調査をしたりしている中で、ちょっとこれはちゃんとボーリング調査をしたりしないと、やはりちゃんとした費用の積算もできないということで、それをしたわけです。その結果、地盤が下の固定の基礎の地盤自体も9メートルから13メートルと深いところにありまして、またその間の土砂にしても軟弱であるということで、地質調査を行った会社の方からは、ちょっとこれは多額の費用がかかったり、またいろいろな工法を考えないといけないという結果報告が出ました。それに伴いまして、地権者の方にはその旨お伝えをして、ちょっとこの場所では今のところ建設をする見込みはございませんということで、申しわけありませんということで、本人には御理解をいただいていると思っています。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 答弁書のとおり、ボーリング調査の結果となっていますが、私はもっと奥があると思いますね。これだけではありません。もちろん地盤の調査は必要ですが、その農地取得をする際に途中で税金の免除をしてくれないかという、私は地権者の方からお願いされたと思います。そういうところで、地権者を免除するような方向で進めていたと私は思うのですよ。いろいろ聞きますと担当職員も辞めて、退職しているらしいですね。何かその原因があったのではないかと私は考え

ているのです。その点について、言いにくいこともありますが、いかがですか、局長。

○議長（沖野一雄君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 今、議員さんがおっしゃっていることは、そういうこともありました。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） とにかく、できるだけ早く着工できるようにお願いしたいとおもいますが、最後に町長の令和6年度施政方針の中で、「新給食センター整備についてはPFI等を活用した財源確保の可能性の調査を行い、基本構想等を策定する」と述べられています。どうぞひとつ今後ですね、積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、最後にひとつ町長の決意の言葉を聞いて終わりたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 町長。

○町長（田畑克夫君） 今、林敏治議員の御質問にお答えします。

その学校給食センターの新築建て替えに関してありましたが、やはり最近の物価等で、最初に計画を立てた6億、7億の話から10億とか、数字だけが独り歩きして、今14億とかという数字の見積もりで来ています。そこら辺はちょっと精査して、いろいろな形でちゃんと実現できるような方策を取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 以上で終わります。

○議長（沖野一雄君） これで3番、林敏治君の一般質問を終わります。

次に入る前に、皆さんにお知らせをしておきたいと思います。今日は御案内のとおり、3月11日、東日本大震災に係る黙とうの放送が二時四十五、六分頃にありますので、途中でタイミングを見て暫時休憩をして、黙とうを捧げたいと思います。皆様の御理解をお願いします。

次は、7番、大田英勝君に発言を許します。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 皆さんこんにちは。本日最後の質問になりました。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど議長からもありましたが、くしくも本日は3月11日、東日本大震災が発生した日です。また、本年は正月早々にも元日に能登半島地震が発生をいたしました。改めて亡くなられた方々の御冥福を祈るとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

それでは、令和6年第1回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 ギンネムの防除について

- (1) 近年、町内全域において亜熱帯性の外来侵入木であるギンネムが繁殖し、年々その生息域を拡大させている。町民の間にも危惧する声が出ており、これ以上まん延し手遅れにならないうちに、全町的に本格的な駆除が必要だと考えるが町長の見解を伺いたい。
- (2) 先般姉妹盟約を締結したお隣国頭村でも同様の課題があり、近く本格的な駆除が始まると聞いている。今後、本町においても駆除を進めるのであれば、国頭村と連携し駆除方法のノウハウ等を共有して進めることが効果的だと考えるが町長の見解を伺いたい。

2 与論空港に愛称を付けることについて

- (1) この件は令和3年6月議会でも要望したが、執行部も替わったので再度要望するものである。全国各地の空港では、空港のイメージアップや集客向上を図るため、空港に愛称を付けるところが増えている。沖縄・鹿児島为例でも、新石垣空港の「南(ぱい)ぬ島石垣」、種子島空港の「コスモポート種子島」、大島郡内でも徳之島空港の「徳之島子宝」、沖永良部空港の「えらぶゆりの島」などがある。全国的にも多くの空港がユニークな愛称を付け、宣伝効果を上げている。与論空港にも、与論に相応しい愛称を付けることが望ましいと考えるが町長の見解を伺いたい。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 大田英勝議員の質問事項の1、ギンネムの防除について、要旨1でお答えいたします。

ギンネムは1862年に小笠原諸島、1910年以降に沖縄県にスリランカ産種が導入され、その後戦前戦後の混乱期に放置され帰化し、南九州まで分布を拡大しました。また、沖縄戦で焦土と化した島の土壌流出防止用として、米軍がハワイ産種の種子を空中散布した事実もあり、1985年以降にギンネムキジラミが侵入し一時的にその勢力が弱まりましたが、やせた土地でも深く根を張り干ばつにも強く、その繁殖性の高さから再び勢力が拡大し、固有植物に対して優勢であると言われています。

本町でも、耕作放棄地や水路、ため池周辺や海岸線等で確認することができ、建設課や環境課職員で道路や施設周辺の伐採、多面的機能支払交付金事業を活用した各集落単位での農地・農道・水路の法面やため池等の伐採を行っていますが、その

繁殖力には到底追いつけておらず、伐採以外の特にこれといった有効手段がないのが現状です。

今後、沖縄県の作成している「ギンネム防除対策マニュアル」等を参考としながら、対策を検討してまいります。

質問事項１、ギンネムの防除について、要旨２でお答えいたします。

国頭村環境保全課に確認したところ、特定外来種に指定されている動植物に対して駆除対策を行っており、ギンネムに対しては与論町同様に、道路や施設周辺の伐採を行っているとの回答でありました。しかし、近年沖縄県ではギンネムの葉を利用したお茶の特産品開発並びに販売を行っており、利活用を含め周辺市町村や研究機関との情報共有と連携を図り、有効的な対策を検討してまいります。

最後の質問事項となります２、与論空港に愛称を付けることについて、要旨１にお答えいたします。

これまで本町の観光推進戦略においては、「よろんじま」を「ヨロンとう」とカタカナ表記することや観光ＰＲ動画が世界的な場においても高く評価を受けていることもあり、「ヨロン」という名称を全世界へＰＲできたものと感じています。

今後、与論空港の名称を付けることについては、観光推進戦略や観光動画によりＰＲされているカタカナ表記の名称のほか、ヨロンらしさを感じられる名称等、より効果的なＰＲとなるように、皆さんの御意見を拝聴しながら検討してまいります。

○議長（沖野一雄君）　ここで暫時休憩します。

ちょっと時間は早いのですが、東日本大震災に係る黙とうの放送が、４４分４０秒ぐらいから始まります。黙とうの時間が２時４６分１０秒から１分間になりますので、午後２時５５分から再開したいと思います。

—————○—————

休憩　午後２時３６分

再開　午後２時５２分

—————○—————

○議長（沖野一雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、７番、大田英勝君に発言を許します。

○７番（大田英勝君）　それでは、再質問をさせていただきます。環境省の奄美群島国立公園管理事務所は、先月２月１３日に、奄美大島における外来植物対策の優先度リストをウェブ上で公開しました。環境省によりますと、奄美大島への侵入が確認されている外来植物は、２０２４年現在で３８３種あり、このうち７３種が生態系被害防止外来種リストに掲載されています。リストに掲載されている侵略的な外来

種となっているわけです。今回の優先度リストは、侵略的外来種を対象に関係機関が情報を共有しながら、効果的な防除を進める目的で作成されています。リストでは、侵入状況や被害の大きさなどを踏まえ、優先度が比較的高いと考えられる26種を選定しており、もちろんギンネムも普及活動等を通じて新たな拡散を防止する種類の重点対策外来種として、そのリストに入っています。今回のリストアップを契機に、今後大島郡内でもギンネムの防除が本格的に始まるのではと期待をしています。先ほども沖縄の作成したギンネム防除対策マニュアルなどを参考にしながら、防除を検討するという回答がありましたが、沖縄は、鹿児島県に比べると大分蔓延している状況のようです。ですから、与論は沖縄に近いものだから、こうして若干危機感を持って捉えているのですが、鹿児島県はそれほどまでそういった状況ではないのかなという印象を持っています。いずれにしても、これ以上蔓延して手の施しようがないということにならないうちに、何らかの対策をしてある程度セーブしていきながらやっていかないと、ひょっとしたらまた本当に取り返しがつかなくなる恐れもあると思いますので、何とか当局にも頑張っていただきたいと思うのですが、いかがなのでしょう。

○議長（沖野一雄君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） ありがとうございます。

私なりにまた質問を受けてから、鹿児島県そして沖縄県のいろいろまたホームページを検索したり、資料を調べたところ、鹿児島県の方は特定外来種ではなくて、侵略的動植物の方に入っていて、防除方法としては「伐採をすること」というふうな1行で済まされていたのですが、沖縄県の方がランク的にいうと特定外来種で、それが入るともう既存の生態系を崩す恐れがあるということで、持ち込みも栽培も運搬で野外に放置するのも原則禁止ですという、強い措置を取られているのですが、沖縄の方は生態系の被害防止外来種という中にギンネムが指定されておりまして、そこにはちゃんとギンネム防除対策マニュアルというのがホームページで公表されていまして、何パターンかあるのですが、一番主流になっているのが根元の方から伐採をしまして、それに除草剤を塗って、しばらくしてそれでも生えてくる新芽を刈ってから、そこにもう一度除草剤をかけるというような、それで大体は死滅するという感じで出ています。あと一つは、その切った後に除草剤をかけてから、遮光シートを被せて置いておくと枯れていくという、特性として日なたをすごく好みまして、原生林の中には生えないという。悪いことに開墾した土地ほど日当たりが良くなるので、そういったところほど生えやすくなる。成長が早いのでほかの植物よりも優先的に大きくなってしまいうという特性があるので、できれば街路樹とかそういう周りに植えて、防御するというような感じのやり方もあるのかと思

いますが、現時点では、今やっているように町民の力をお借りしながら、一斉に伐採をしていただいて、その後からちょっとその切り株に除草剤を塗っていくとか、そういうのを何回かやって駆除できないかなと思っています。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 与論のギンネムは恐らく沖縄から入ってきたのではないかと思います。これは誰にもわからないと思いますが、恐らくそうだと思います。その沖縄には、答弁にもありましたように明治43年に国頭の農学校がわざわざスリランカから、昔のセイロンから緑肥というような使い方をする予定で導入したようです。そして、繁殖が多いものですから薪の代わりに使ったりとか、いろいろ活用をしてきたようです。そういう形で瞬く間に沖縄県下全域に広がってきた経緯があるようです。人為的に導入されたギンネムですが、現在では道路沿いや遊休農地、そして荒廃原野と、県内の広い地域で繁茂定着が見られるようになり、その旺盛な繁殖力から自然豊かな沖縄の固有の生態系に影響を及ぼしているということで、また道路の安全確保や景観などにも支障を来すようになっているということで、先ほど答弁の中にあったマニュアルを作成して何とかしたいということで、沖縄では積極的に駆除をしていくような方向になっているようです。そういうことで与論でもまた引き続き、これ以上蔓延しないうちにそれぞれやりながら、答弁にもありました、いわゆる農地、水のそういった作業の中でも、ギンネムなんかについても対策を取っていただきたいということで、呼び掛けをしていただければ、大分それだけでも効果があるのではないかと思います。多面的機能支払交付金事業の中での呼び掛けについては、やっていただけますでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 竹村耕地課長。

○耕地課長（竹村栄作君） 2月に町内の9つの集落で、座談会のような形で農業用施設関係の困りごとについて聞き取りを行っています。私も9つの集落のうちの5つの公民館の方にお伺いしましてお話を聞いたのですが、その中でもギンネムの防除に大変苦勞されているという御意見をたくさん頂戴しています。特にその農道と水路の法面で斜面となっているような場所、あと浸透池やため池のフェンス沿い、ガードレールもあるところについては、その両方の施設の間に重機とか刈払い機がなかなか入れることができないということで、対策をしてくださいということのそういう話もございました。そういったところにつきましては、活動組織と町の方でまた相談をしながら、場所によっては張りコンクリートなども考えながら進めてまいりたいと思います。またあわせまして、やはり町内一緒に作業をすることでその種が広まることをまた防げるという効果もあろうかと思しますので、自公連の会のときなど、そういったこともまた提起をしまして呼び掛けてまいりたいと思いま

す。

○議長（沖野一雄君） 7 番、大田英勝君。

○7 番（大田英勝君） ありがとうございます。そのようにひとつよろしく願いをいたします。

それとその対策を進めるに当たって、国頭村との連携といいますか、何かにつけてせつかく親戚にパラジになったわけですので、一緒になってやればまたそっちの情報こっちの情報、お互いに情報を交換すれば、より効果的なことができると思いますので、ひとつその辺も町長はじめ、何かのときにそういった分野でも連携しましょうということで、呼び掛けをしていただきたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 町長。

○町長（田畑克夫君） 今の大田英勝議員の質問にお答えします。

本当にこの質問事項がギンネムの防除について上がったときに、ちょうどタイムリーにうちの産業課の市山太一朗君が、令和6年度4月1日より国頭村の役場に人事交流ということで、3日の日に総務企画課長や副町長の許可を得て、2人で行ってきました。そのときに総務企画課長からその国頭村の取り組みもあるでしょうから、ちょっと知花靖村長にもお伺いを立てて、「ギンネム対策はどんなさっているのですか」というのを町長の方から聞いてくださいというところで、市山君も同席してきましたところ、今のところ国頭村としては、さっきのギンネム防除対策マニュアルに準じたような対策を今大々的にやっているわけではないと、今後それに対してするときには、向こうの方からは大城さんという方がこちらの方にお見えになるので、産業課同士になるかどうかわかりませんが基本的には産業課、産業課での人事交流だと思っていますので、そこら辺は情報交換ができてお互いに連携していけるとしています。

○議長（沖野一雄君） 7 番、大田英勝君。

○7 番（大田英勝君） 実はですね、先月国頭村の元議員だった人、議長も経験した人なのですが、私も国頭村には40年以上前から私の同級生の友達の関係で、15、6回は行ったことがあります。ギンネムについては与論はどうなっているのというような電話が突然来まして、その方は積極的にしているちょっと前から、その対策といってその防除を自主的に行っていたらしいのですが、それで呼び掛けて何とか軌道に乗せたいということでやっておられる方で、もしも与論でもそういう課題があつて、今後やっていくのであれば一緒になって、またいろいろなことで勉強しながらやりましょうねというようなことで、資料とかその防除の、県がつくったマニュアルとはまた別の自分なりに、自分はこうしてやっているんだというような資料を送っていただいたりしたところなのですが、そういったこともあったもので

今回この案件を質問に取り上げたところです。ですから、また一緒になってまた取り組んでいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、空港の愛称についてですが、令和3年6月議会でもお願いをして、そのときの答弁は、今後観光協会等と協議して、どうしたほうがいいのか検討していくという答弁でありましたが、この間、全然前に進んだ様子がないので、そういった協議とかもされたことがあったのかどうかについて伺います。

○議長（沖野一雄君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 御質問にお答えします。

平成3年6月議会でその要望がありましたということで、観光協会の方にお聞きしましたところ、その与論のままでいいのではないかということで話が済んだ後、その協議会とかまではやっていないのですが、そのままです。今回またさらに御質問があったので、事務局の方とも相談しましたが、前と変わりはないというふうに返事をいただいています。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） わかりました。あまり興味がないということですね。いろいろな機内誌なんかで見ていると、いろいろ載っていますよね。結構多くのところであるのですが、私の感じ方としては、そういったのを付けているということは、何かにつけて自分たちをアピールしたいという、そういう意欲がそこに滲んでいるのだなという感覚を持っているものですから、もちろん与論空港でも最高なのですが、そこにまたもう一つ何か付加価値を付けて、何かということをすれば、ああ、与論の皆さんは何かにつけてこうして自分たちをアピールしたり、宣伝したりする、そういう気持ちがあるのかなという捉え方もできるのではないかということで、いつも見ながらそう思っているのですよね。ああ、なるほど、ここのところはこうなっている、ああなっているということでですね。そういった愛称を前もちょっとここで申し上げたことがあったのですが、いろいろな例を言いますと、その地域になじみの深い動物や花にちなんだものがたんちょう釧路空港、コウノトリ但馬空港、対馬やまねこ空港、五島つばき空港、宮崎ブーゲンビリア空港などがあります。また、近隣の有名な地名や観光地にちなんだものが、阿蘇くまもと空港、オホーツク紋別空港、富士山静岡空港、信州まつもと空港、岩国錦帯橋空港などがあります。漫画の作者にちなんだものでは、鳥取砂丘コナン空港、米子鬼太郎空港というのがあります。その他人物にちなんだものが、高知龍馬空港や岡山桃太郎空港、祭りにちなんだものが、徳島阿波おどり空港。それから出雲大社が縁結びの神様をまつことから、出雲縁結び空港。それから隠岐がユネスコ世界ジオパークに認定されているから、隠岐世界ジオパーク空港というのもあります。珍しいものでは富山きときと

空港というのがあります。「きときと」というのは富山弁で「新鮮な」とか、「生き生き」とかいう意味があり、富山の新鮮な海の幸を宣伝することを目的としているそうです。また、山形にはおいしい山形空港、おいしい庄内空港というものがあります。その空港の名前を公募したときに、サクランボとかお米のつや姫とか、芋煮、吟醸酒、月山、最上川など、いろいろ出てきたようですが、そういったときにその「おいしい」という言葉には、味が良いとかいう意味だけではなくて、好ましいとか、優れているとか、見事だというそういった意味もあるということで、食とか景色とか祭りとか温泉など全てがおいしい、全てが素晴らしいという意味でおいしい山形空港、おいしい庄内空港という具合に決まったそうです。そういうことで、願わくば私もそういう意味を込めて、与論の空港にも何かふさわしい、何かいい名前ができればと思ったのですが、観光協会あたりがそのように素っ気ないのであれば、またそれはそれでしょうがないかもしれませんが、そういう声もあるということをもた一応お含みおきいただいて、時期とタイミングが合えば、またそのように取り計らいをお願いしたいと思います。実は、私は町長も副町長も観光協会会長上がりでもあるし、そういったものには敏感に飛びつくのではないかなと思って期待をして提案をしたところですが、ひょっとしたらまたトップダウンでそういうのができそうなのであれば、また是非とも、これはマイナスはないと思うのですが、いくらプラスがあるかは別として、悪いことではないと思っていますので、是非ともその辺今後の課題にさせていただいて、取り組みを進めていただければありがたいと思います。最終的に町長の感想を一言お願いいたします。

○議長（沖野一雄君） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 太田英勝議員の話を聞きながら、ちょっと笑顔で答えるのもどうかと思ひながら、私もこれは平成17年度にヨロン島観光協会会長になったときに、いろいろ与論という名前が、ヨロン島観光協会そのものも、理事でしたか会員の人から「ヨロン島（よろんとう）って与論島（よろんじま）だから漢字に戻したら」とかいろいろな御意見もあったのです、それは空港とは別に。そのときに私がしたのは、一応観光協会の設立の趣旨を聞いたときに、いろいろ沖永良部島とか徳之島とか奄美大島とか喜界島、沖縄、石垣島とかこういう中で、与論だけが「よろんとう」と言える、沖永良部島（おきのえらぶじま）は沖永良部島（おきのえらぶとう）とも言えないし、何かそこは設立したときの言葉は悪いですが、与論だけが得しているみたいな差別化ができているようなことが言われて、与論という言葉にもしかしたら、1970年代からずっと通っている与論島ファンとか、やはり与論の地元の人も含め、与論という言葉自体にみんな愛着を持っているから、その観光協会が素っ気ないのではなくて、もう与論というその言葉を何かに変えること自体

が何か、与論でいいんじゃないかという愛着そのものが持ちすぎて、ほかを受け入れられないような感じ方に捉えられて、僕自身は思っているのです。そこに大田英勝議員がおっしゃる印象づけたサブタイトルを付けてもいいのですが、空港そのものは与論空港というところでいって、パナウル王国を付けるのか、そのパナウル建国のときにサブタイトルを付けていればそのタイミングだったのでしょうか、何十年も経って今さらパナウル付けたら、このパナウルって何ねとまた質問する方もいらっしゃいます。付けるのであれば百合ヶ浜とか、募集かけてまた公募して、またその決定に下すまでの過程とかもそれを言われると、なかなか観光協会としてもそれを取り入れないところがあってというところではないのかなと、私自身は感じていますが、もう与論の人も足しげく通っている与論のファンも、何か与論という文字に惚れたというか、愛着がありすぎて何かほかの言葉が、何か取って代わるようなそういうのはあえて考えないという。例えば隣の沖永良部島が与路島あたりだって、与路空港と与論空港だと何か間違えたりするから、与論だけ何かほかのパナウル空港とか何か別の名前でやったほうがいいのではないかみたいな感じでもないですね。だからそこら辺はどうなのかなと、聞いている皆様の御判断にお任せしますが、私自身は何か与論という言葉が好きすぎて、あとを受け入れられないような感じを受けます。いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） その与論を何かに変えてということじゃなくて、与論何々、与論プラスアルファで、与論何々空港という形にすると、今の答弁はちょっとまたずれていますので、与論空港を完全に何かの名前にするのではなくて、例えば徳之島子宝空港ですからね、与論何々空港、あとプラスアルファのもう一つ魅力を重ねるという意味ですから、与論を変えてしまおうというのはとんでもないです。それは全く最初からなしですので、そういう意味でまたもう一度お考えをよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（沖野一雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、3月14日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻までに御参集を願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後 3 時 2 0 分

令和6年第1回与論町議会定例会

第 3 日

令和6年3月14日

令和 6 年第 1 回与論町議会定例会会議録
令和 6 年 3 月 1 4 日（木曜日）午後 3 時 0 0 分開議

1 議事日程（第 3 号）

開議の宣告

- 第 1 議案第 1 2 号 令和 6 年度与論町一般会計予算
- 第 2 議案第 1 3 号 令和 6 年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第 1 4 号 令和 6 年度与論町介護保険特別会計予算
- 第 4 議案第 1 5 号 令和 6 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 1 6 号 令和 6 年度与論町と畜場特別会計予算
- 第 6 議案第 1 7 号 令和 6 年度与論町水道事業会計予算
- 第 7 議案第 1 8 号 令和 6 年度与論町下水道事業会計予算
- 第 8 議案第 2 0 号 令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 第 9 議案第 2 1 号 令和 5 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 第10 陳情第 1 1 号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見
書の採択を求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第11 陳情第 1 号 与論町学校歯科医の報酬に関する陳情（総務厚生文教常任委
員長報告）
- 第12 陳情第 2 号 川内原発 2 0 年延長に関する陳情書（環境経済建設常任委員
長報告）
- 第13 陳情第 3 号 奄美群島内の空港・港湾の「特定利用空港・港湾」指定に反
対する陳情書（環境経済建設常任委員長報告）
- 第14 発議第 1 号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見
書（林隆壽議員ほか 2 人提出）
- 第15 議員派遣の件
- 第16 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会
運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会

2 出席議員（1 0 人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 吉 田 剛 君 | 2 番 南 有 隆 君 |
| 3 番 林 敏 治 君 | 4 番 林 隆 壽 君 |
| 5 番 喜 山 康 三 君 | 6 番 福 地 元一郎 君 |
| 7 番 大 田 英 勝 君 | 8 番 野 口 靖 夫 君 |

9 番 原 栄 徳 君

10 番 沖 野 一 雄 君

3 欠席議員（0 人）

欠員（0 人）

4 地方自治法第 121 条による出席者（18 人）

町 長	田 畑 克 夫 君	副 町 長	山 下 哲 博 君
教 育 長	中 山 義 和 君	総務企画課長	町 本 和 義 君
会計管理者兼会計課長	朝 岡 芳 正 君	税 務 課 長	久 野 泰 司 君
町民生活課長	龍 野 勝 志 君	健康長寿課長	林 末 美 君
産 業 課 長	堀 田 哲 也 君	耕 地 課 長	竹 村 栄 作 君
商工観光課長	松 村 靖 志 君	建 設 課 長	裾 分 望 嗣 君
水 道 課 長	仁 和 男 君	環 境 課 長	大 馬 福 徳 君
教育委員会事務局長	川 上 嘉 久 君	与論こども園長	吉 田 朋 子 君
茶花こども園長	富 千加代 君	児童発達支援センター所長	阿 野 齊 君

5 議会事務局職員出席者（2 人）

事 務 局 長	林 健太郎 君	書 記	池 田 レ ミ 君
---------	---------	-----	-----------

開議 午後３時００分

—————○—————

○議長（沖野一雄君） これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第１ 議案第１２号 令和６年度与論町一般会計予算

日程第２ 議案第１３号 令和６年度与論町国民健康保険特別会計予算

日程第３ 議案第１４号 令和６年度与論町介護保険特別会計予算

日程第４ 議案第１５号 令和６年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

日程第５ 議案第１６号 令和６年度与論町と畜場特別会計予算

日程第６ 議案第１７号 令和６年度与論町水道事業会計予算

日程第７ 議案第１８号 令和６年度与論町下水道事業会計予算

○議長（沖野一雄君） 日程第１、議案第１２号「令和６年度与論町一般会計予算」から、日程第７、議案第１８号「令和６年度与論町下水道事業会計予算」までの７件を一括議題とします。

予算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりです。

お諮りします。予算審査特別委員長の報告は、会議規則第４１条第３項の規定によって、省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は、省略することに決定しました。

これから、議案第１２号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１２号、令和６年度与論町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。議案第１２号、令和６年度与論町一般会計予算は、委員会の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、議案第１２号、令和６年度与論町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１３号、令和６年度与論町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第１３号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号、令和６年度与論町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１４号、令和６年度与論町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第１４号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号、令和６年度与論町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１５号、令和６年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第１５号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号、令和６年度与論町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１６号、令和６年度与論町と畜場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第１６号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号、令和６年度与論町と畜場特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１７号、令和６年度与論町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第１７号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号、令和６年度与論町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１８号、令和６年度与論町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第１８号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号、令和６年度与論町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 20 号 令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 11 号）

○議長（沖野一雄君） 日程第 8、議案第 20 号「令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 11 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 20 号、令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 11 号）について提案理由を申し上げます。

歳入に、総務費国庫補助金 2283 万円、財政調整基金繰入金 363 万 5000 円を追加しています。

次に、歳出の主なものとしまして、物価高騰対策緊急支援給付金（定額減税一体支援枠）2283 万円、利子償還金 363 万 5000 円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ 2651 万 9000 円を追加し、一般会計予算総額 55 億 5676 万 9000 円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9 番、原栄徳君。

○9 番（原 栄徳君） その物価高騰対策緊急支援給付金について、少し質問をいたします。扶助費が 2245 万円ということになっていますが、扶助費といえはたくさん項目があると思いますが、特にどの項目について支出を行うのかお伺いをいたします。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

これまで物価高騰対策緊急支援ということで、今年度に住民税非課税世帯にあたり 10 万円給付しておりました。さらに今回定額減税一体支援枠ということで、今度は新たに住民税均等割の世帯の方々に 10 万円、与論町で今 163 世帯を想定しています。それが 1630 万円。そしてさらに今度は、前までされていた住民税非課税世帯にいらっしゃる子供の方々に 5 万円、そして今申しあげました住民税均等割の世帯にいらっしゃる子供の人数を 113 人と想定していきまして、それに 5 万円追加給付するということになっています。そして、また新たに今まで非課税世帯になられた世帯を 5 世帯としていますが、これにも 10 万円。あわせて 2245 万円の給付金を想定しています。そして事務費、こちらが報酬費、それから郵便料とか 38 万円を追加して 2283 万円、国からの支援枠がそのようになっていますので、

以上です。

○議長（沖野一雄君） 9 番、原栄徳君。

○9 番（原 栄徳君） ありがとうございます。この支給予定日、予定はいつ頃になるのか。

○議長（沖野一雄君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） これにつきましては、まさに議会中に国からまたそういう支援枠の通知が来たというところで、今、最終本会議に提出をしてございます。これはちょっともう今月中には間に合わないので、繰り越しを承認しまして国の方も了承をいただいております、4 月以降に順次給付してまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄君） 9 番、原栄徳君。

○9 番（原 栄徳君） ありがとうございます。早急に支給していただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 20 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号、令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 11 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、令和 5 年度与論町一般会計補正予算（第 11 号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 21 号 令和 5 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（沖野一雄君） 日程第 9、議案第 21 号「令和 5 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 21 号、令和 5 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、繰入金 5 万 4 0 0 0 円を増額しています。

歳出の補正としまして、国民健康保険事業費納付金のうち医療給付費分を 5 万 4 0 0 0 円増額しています。

歳入歳出予算に 5 万 4 0 0 0 円を増額し、国民健康保険特別会計予算総額 8 億 3 2 万 4 0 0 0 円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 21 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号、令和 5 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、令和 5 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算

(第5号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 陳情第11号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める
意見書の採択を求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（沖野一雄君） 日程第10、陳情第11号「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました、「陳情第11号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月5日火曜日午後3時10分から全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。一方、日本人は公的年金を脱退することができず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

永住資格がある外国人が年金脱退一時金を受給して帰国し、その後再入国して、収入が少ないという理由で生活保護を受給することも現在の制度運営上可能となっています。

無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては地方財政を圧迫しないよう制度の是正が必要であるとの結論に達し、全会一致で採択することと決定しました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第11号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第11号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、陳情第11号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第11 陳情第1号 与論町学校歯科医の報酬に関する陳情（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（沖野一雄君） 日程第11、陳情第1号「与論町学校歯科医の報酬に関する陳情」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました、「陳情第1号、与論町学校歯科医の報酬に関する陳情」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月5日火曜日午後3時10分から全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、与論町の学校歯科医の校医報酬の是正についての陳情です。

与論町の学校歯科医の校医報酬は長らく1万4000円に据え置かれており、大島郡歯科医師会内において、奄美の他の市町村との格差が起きており、医院を休んで学校現場で検診する時間をつくるためには、医院での診療のアポイントを余裕をもって空けておかねばいけないという事情もあり、今後とも与論町の子供たちの健全育成に御尽力をいただくためにも、校医報酬の是正が必要であるとの結論に達し、全会一致で採択することと決定しました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第1号、与論町学校歯科医の報酬に関する陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第1号、与論町学校歯科医の報酬に関する陳情を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、陳情第1号、与論町学校歯科医の報酬に関する陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

—————○—————

日程第12 陳情第2号 川内原発20年延長に関する陳情書（環境経済建設常任委員長報告）

日程第13 陳情第3号 奄美群島内の空港・港湾の「特定利用空港・港湾」指定に反対する陳情書（環境経済建設常任委員長報告）

○議長（沖野一雄君） 日程第12、陳情第2号「川内原発20年延長に関する陳情書」から、日程第13、陳情第3号「奄美群島内の空港・港湾の『特定利用空港・港湾』指定に反対する陳情書」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました、「陳情第2号、川内原発20年延長に関する陳情書」、「陳情第3号、奄美群島内の空港・港湾の『特定利用空港・港湾』指定に反対する陳情書」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月5日火曜日午後3時10分から全委員出席のもと開催し、庁舎2階委員会室で審査いたしました。

陳情第2号から調査結果を申し上げます。

本陳情は、原発事故の脅威が改めて能登半島地震で明らかになったことにより、

川内原発の20年運転延長に反対することを求めるものです。

審査に当たっては、薩摩川内市や鹿児島県が延長容認に至った経緯を確認し、採決の結果、反対多数による不採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号の調査結果を申し上げます。

本陳情は、防衛省・国が奄美群島内の名瀬港、和泊港、徳之島空港を「特定利用空港・港湾」に指定する準備を進めており、指定を受け入れてしまうと、自衛隊の利用が無制限に行われ、米軍の利用も拡大し、有事の攻撃対象になる可能性もあることから、奄美群島内の空港・港湾を「特定利用空港・港湾」に指定しないことを求めるものです。

審査に当たって、与論町議会として国民保護に基づく国境離島防衛の観点から機能強化をお願いしており、指定をされることで港湾・空港の整備ができるのであればいいのではないかと、整備とは別に考えるべきではないか、などの意見があり、採決の結果、反対多数により不採択と決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄君） 環境経済建設常任委員長報告を終わります。

環境経済建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 質疑なしと認めます。これで、環境経済建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第2号、川内原発20年延長に関する陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第2号、川内原発20年延長に関する陳情書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は、「不採択」です。

陳情第2号、川内原発20年延長に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄君） 起立少数です。

したがって、陳情第2号、川内原発20年延長に関する陳情書は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第3号、奄美群島内の空港・港湾の「特定利用空港・港湾」指定に反

対する陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第3号、奄美群島内の空港・港湾の「特定利用空港・港湾」指定に反対する陳情書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は、「不採択」です。

陳情第3号、奄美群島内の空港・港湾の「特定利用空港・港湾」指定に反対する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄君） 起立少数です。

したがって、陳情第3号、奄美群島内の空港・港湾の「特定利用空港・港湾」指定に反対する陳情書は、不採択とすることに決定しました。

—————○—————

日程第14 発議第1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書（林隆壽議員ほか2人提出）

○議長（沖野一雄君） 日程第14、発議第1号「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 発議第1号。提出者、与論町議会議員、林隆壽。賛成者、与論町議会議員、大田英勝、同じく与論町議会議員、野口靖夫。

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書を別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。また、同制度は再入国を妨げていないため、のちに我が国で再度就労することができます。入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようになってはいません。

日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては地方財政を圧

迫しないよう制度の是正が必要であると考えます。

このため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見を提出しようとするものです。よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄君） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議員派遣の件

○議長（沖野一雄君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 16 閉会中の継続審査・調査について

○議長（沖野一雄君） 日程第 16、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教常任委員会・環境経済建設常任委員会・広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（沖野一雄君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 6 年第 1 回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後 3 時 35 分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖 野 一 雄

与論町議会議員 林 隆 壽

与論町議会議員 野 口 靖 夫